

5-1（経営金融課）鹿児島県信用保証協会

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	13,825,228	うち県	3,707,995 (出資比率 26.8%、他自治体出資比率 4.9%)
出資年月日	昭和25年3月8日～	所在地	鹿児島市名山町9番1号 産業会館内

2 事業概要

2-1 事業概要

事業目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対し負担する債務の保証を行っている。 県は中小企業施策に積極的に応じ、金融の円滑化を図っていくため、信用保証協会の財務基盤の強化を目的として出捐している。

2-2 設立の趣旨

中小企業者等のための信用保証業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等が銀行その他金融機関からの資金の借入、手形の割引等により金融機関に対して負担する債務を保証する業務を行う目的で昭和23年に設立された。九州における信用保証協会の中では最も早く設立された協会である。

2-3 協会の沿革

昭和23年12月 大蔵大臣による設立許可、社団法人鹿児島県信用保証協会設立
 昭和25年2月 財団法人へ改組。財団法人鹿児島県信用保証協会となる
 昭和29年8月 信用保証協会法の制定に伴い、特殊法人となる

2-4 事業の内容

<信用補完制度の仕組み>

当協会が担う信用保証制度は、日本政策金融公庫が担う中小企業信用保険法に基づく信用保険制度と一体となって中小企業金融に対する信用補完制度を形成している。

①信用保証制度

中小企業者等が金融機関から貸付等を受ける際に当協会が保証人となる制度。中小企業者等は当協会に対して所定の保証料を支払う一方で、中小企業者等が返済不能に陥った場合に当協会が中小企業者等に代わって金融機関への債務の履行(代位弁済)を行う。

②信用保険制度

当協会が行う保証契約について、日本政策金融公庫と包括的な保険契約を締結する制度。当協会は日本政策金融公庫に対して保証金額に応じた保険料を支払う一方で、中小企業者等が返済不能に陥り、当協会が代位弁済を行った場合に日本政策金融公庫が代位

弁済元金の70%又は80%の保険金を当協会へ支払う。

③県の中小企業融資制度

上記に加えて県の制度融資を利用した場合は、県が中小企業者等の負担する保証料軽減を図る一方で、中小企業者等が返済不能に陥り、当協会が代位弁済した金額についてその一部を当協会に対して損失補償する契約となっている。

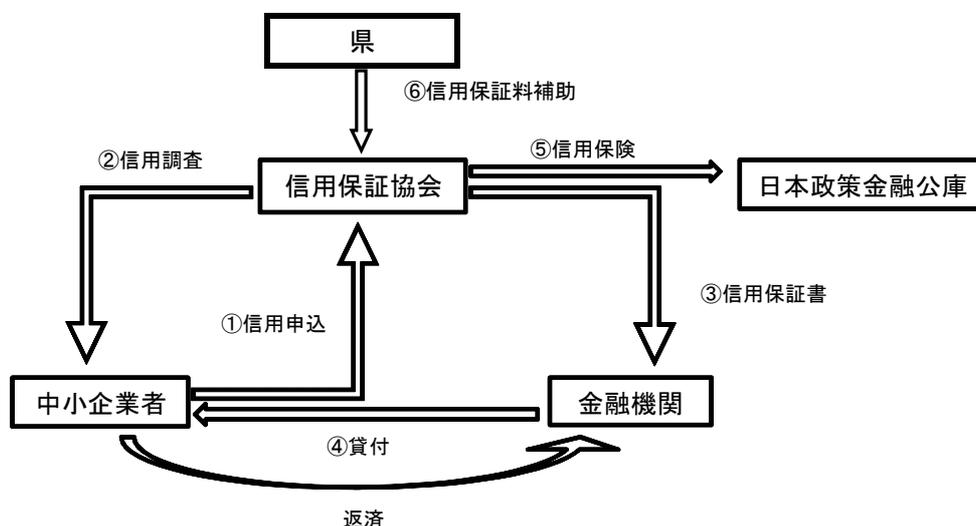
<事業内容>

当協会の主な事業内容は以下のとおりである。

- ①中小企業者等が銀行その他金融機関からの資金の借入、手形の割引等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ②中小企業者等の債務を銀行その他金融機関が保証する場合の当該保証債務の保証
- ③銀行その他の金融機関が日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- ④中小企業者等が発行する社債のうち、銀行その他金融機関が引き受けるものに係る保証
- ⑤前号各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達成するために必要な業務

2-5 信用補完制度の仕組み

<保証から返済まで>



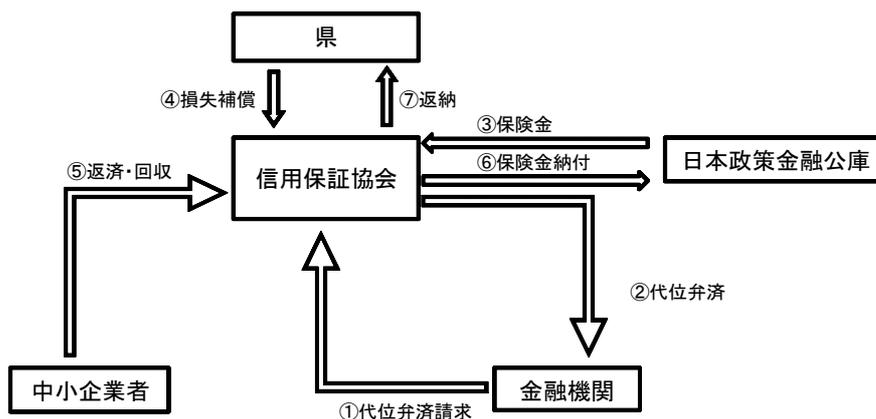
①保証申込……中小企業者は、金融機関窓口又は斡旋機関窓口（商工会議所・商工会・中央会）を通じて、保証の申し込みを行う。

②信用調査……保証申込を受けた協会は、その内容（事業の将来性、支払能力、企業経営能力、信頼性等）につき信用調査を行い、保証の可否を審査決定する。

③信用保証書……協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行する。

- ④貸付……信用保証書に基づき、金融機関は中小企業者に貸付を行う。なお、このとき金融機関は中小企業者から信用保証料を徴収し、協会に送金する。
- ⑤信用保険……貸付が実行されると、協会は日本政策金融公庫の保険に付保する。
- ⑥信用保証料補助……県中小企業融資制度について通常の信用保証料率より引き下げた分の信用保証料を補助する。

<代位弁済>



- ①代位弁済請求……中小企業者が倒産等によって、その借入金の返済期限に全部又は一部の返済ができなくなったとき、金融機関は協会に対し代位弁済の請求を行う。
- ②代位弁済……協会は金融機関の請求により代位弁済を行う。代位弁済する範囲は残元金に未収利息及び最終履行期限後 120 日以内の延滞利息を加えた額を限度とする。
- ③保険金……代位弁済をすると、代位弁済の 70%又は 80%が信用保険の保険金で一時的に補填される。
- ④損失補償……県は、損失補償契約を行った保証のうち代位弁済によって生じた協会の損失額に資金毎に定める損失補償割合を乗じた額を補填する。
- ⑤返済・回収……協会は、代位弁済した債務（求償権）を中小企業者から回収する。
- ⑥保険金納付……代位弁済後、中小企業者が返済した場合、保険金受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付する。
- ⑦回収金返納……代位弁済後、中小企業者が返済した場合、損失補償相当額を県に納付する。

2-6 鹿児島県が保証料の補助及び損失補償を行う保証の種類

当協会の保証のうち、平成 24 年度鹿児島県が保証料の補助及び損失補償契約を行った保証は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

種類(制度名)	対象	保証限度額及び保証料率
中小企業振興資金	県内で現に営む事業を6カ月以上営んでいる中小企業者、組合等	運転 50,000 (0.29~1.59) 設備 70,000 (0.29~1.74)
小規模企業活力応援資金	県内で現に営む事業を6カ月以上営んでいる小規模企業者	12,500 (0.39~1.69)
特別小口資金	県内で現に営む事業を1年以上営んでいる小規模事業者	12,500 (0.55)
創業支援資金	(独立開業型) 県内で事業を開始しようとする個人、会社で一定の要件に該当するもの(法律に基づく資格や経験を生かして開業)	運転 10,000、設備 20,000 (0.13~1.58)
	(新事業創出型) 県内で事業を開始しようとする個人、会社で一定の要件に該当するもの(独自の技術・特許等を生かして開業)	30,000 (0.00~1.26)
	(小口開業型) 県内で事業を開始しようとする個人、会社企業組合等で一定の要件に該当するもの(商工団体の推薦を受けて開業)	5,000 (0.13~1.58)
新事業チャレンジ資金	(一般支援型) 県内で現に営む事業を1年以上営んでいる中小企業者及び組合で、商工団体の指導に基づき、事業の転換又は多角化を図るもの	運転 25,000、設備 40,000 (0.13~1.58)
	(経営革新型) 県内で現に営む事業を1年以上営んでいる中小企業者及び組合で、一定の要件に該当するもの(①独自の技術・特許②経営革新計画承認)	50,000 (①0.00 ~ 1.26②0.31)
商店街活性化資金	県内で現に事業を営んでいる中小企業者及び組合で、中心市街地の区域又は商店街の区域において出店・店舗等の改装、駐車場等の新增設を行おうとするもの	中心市街地 運転 25,000 設備 40,000、商店街区 運転 10,000 設備 20,000 (0.13~1.58)
地球温暖化対策資金	県内で現に営む事業を1年以上事業営んでいる中小企業者及び組合で環境配慮型の経営を行おうとするもの及び環境配慮型のビジネスを創出しようとするもの	50,000 (0.13~1.58)
かごしま産業おこし資金	県内で現に営む事業を1年以上営んでいる中小企業者及び組合で、自動車関連産業、電子関連産業、食品関連産業、健康・医療産業又はバイオ関連産業における取引の拡大又はこれらの産業への参入を図ろうとするもの	150,000 (0.13~1.58)
観光かごしまよかところ資金	県内で現に営む事業を1年以上営んでいる中小企業者及び組合で、観光に関連する施設の整備を行うもの	150,000 (0.13~1.58)
緊急災害対策資金	県内で現に営む事業を1年以上営んでいる中小企業者及び組合で、災害により経営に影響を受けているもの	運転 20,000、設備 30,000 (0.00~1.58)
緊急経営対策資金	県内で現に営む事業を1年以上営んでいる中小企業者及び組合で、一定の要件に該当するもの	運転 20,000、設備 30,000 (0.13~1.58)
セーフティネット対応資金	県内で現に営む事業を1年以上営んでいる中小企業者及び組合で、一定の要件に該当するもの	運転 20,000、設備 30,000 (0.62又は0.65)

種類（制度名）	対象	保証限度額及び保証料率
東日本大震災緊急対策資金	県内で現に営む事業を1年以上営んでいる中小企業者及び組合で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条の規定により、東日本大震災により著しい被害を受けたもの	50,000 (0.45)
かごしま共生・協働サポート融資（損失補償のみ）	県内に主たる事務所を置き、法人設立後1年以上継続して事業を行っているNPO法人及び県内の自治会、町内会で事業を行っている団体	つなぎ10,000、運転2,000 (0.50)

3 役職員の状況

3-1 役職員数、平均年齢及び平均年収等

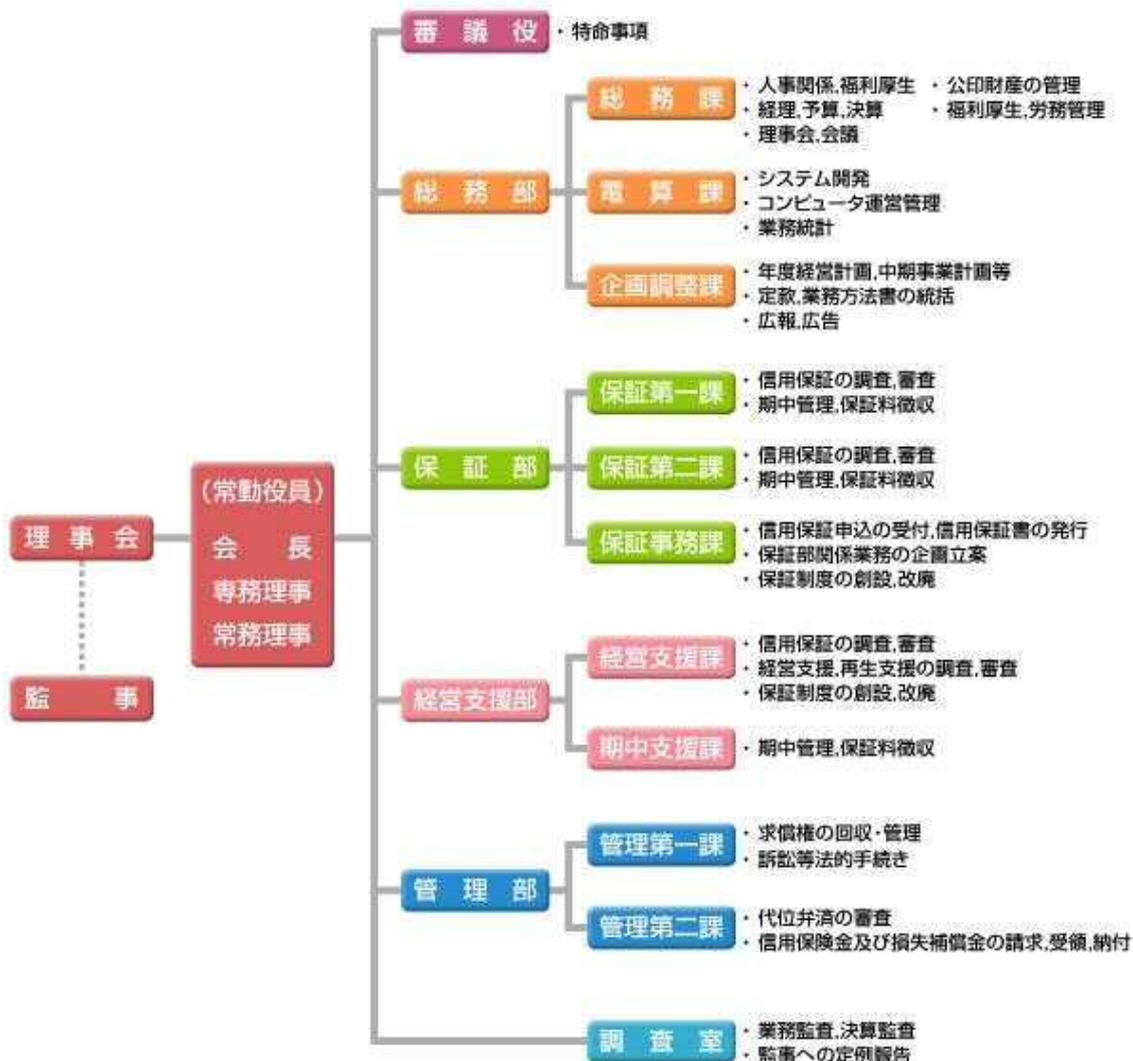
（単位 人数：人、金額：千円、年齢：才）

役員数（うち県出向者・退職者）	役員平均年齢	役員平均年収	職員数（うち県出向者・退職者）	職員平均年齢	職員平均年収
16名（退職者2名）	63.1	2,289	57名（0名）	45.9	7,068

3-2 役員に関する事項（平成25年6月1日現在）

区分		所属・職		備考
理事	常勤			会長
				専務理事
				常務理事
	非常勤	行政	鹿児島県商工労働水産部長	
			鹿児島市経済局長	
		民間	鹿児島県中小企業団体中央会会長	
			鹿児島県商工会連合会会長	
			鹿児島商工会議所会頭	
			霧島商工会議所会頭	
			鹿児島銀行頭取	
南日本銀行頭取				
鹿児島相互信用金庫理事長				
鹿児島信用金庫理事長				
監事	常勤			
	非常勤	行政	鹿児島県町村会副会長	
		民間	鹿児島県信用組合協会会長	

3-3 組織図



4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

4-1-1 公的支援（フロー）総括表

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	198,613	179,639	169,200	中小企業信用保証料補助事業(県中小企業融資制度の円滑な運用を図るために、融資制度の信用保証料率を保証機関の通常保証料率より引下げ、引き下げた分の中小企業者の信用保証料を補助)
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他公的支援	119,742	58,660	100,482	中小企業融資制度損失補償(保証機関の積極的な保証を推進するため、県中小企業融資制度に係る保証債務の履行により保証機関が受けた損失を補償)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
小計	318,355	238,299	269,682	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計				
合計	318,355	238,299	269,682	
(参考)委託料				

4-1-2 中小企業信用保証料補助金

①趣旨

鹿児島県中小企業制度融資に係る中小企業者の信用保証料負担を軽減し、制度融資の円滑な運用を図るため、鹿児島県信用保証協会及び独立行政法人奄美群島振興開発基金に対し補助金を交付するものである。

②補助対象経費及び補助金額

補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりである。

補助対象経費	補助金額
鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に基づく融資保証を行った場合における信用保証料	補助対象経費について、基準料率から各資金の信用保証料率を控除した率により算定される信用保証料の範囲内の額

③平成24年度(1月～12月分)保証料補助実績

区分	資金名	件数(件)	保証料補助額(千円)
新規	特別小口資金	11	48
	小規模企業活力応援資金	99	1,954
	創業支援資金	119	7,191
	東日本大震災緊急対策資金	1	404
	緊急経営対策資金	2	1,787
	セーフティネット対応資金	281	19,547
	新事業チャレンジ資金	10	1,575
	中小企業振興資金	2,186	137,780
	地球温暖化対策資金	1	38
	小計	2,710	170,328
条件変更		207	1,834
返納		△210	△2,962
合計		2,707	169,200

④財務事務執行状況の検討

<信用保証料の補助金交付>

信用保証料の補助金の交付は「鹿児島県中小企業信用保証料補助金交付要綱」に基づき

実施される。補助金の交付を受けようとするものは、「補助金等交付申請書」に「融資保証実績総括表」「融資保証実績内訳書」を添付して知事に提出することとなっている。知事は「補助金等交付申請書」を受理した場合、「補助金交付決定及び確定通知書」により通知することになる。平成24年度に総額169,200千円の補助金の交付を行っている。信用保証料補助金の交付事務の執行状況については平成24年度の交付について、以下のとおり監査を実施した。

(検討結果)

信用保証料補助金交付事務執行関連書類		検討結果
信用保証料補助金交付事務の提出書類	補助金等交付申請書	○
	融資保証実績総括表	○
	融資保証実績内訳書	○
検査調書		○
補助金交付決定及び確定通知書		○
鹿児島県中小企業信用保証料補助金交付請求書		○
支出命令票		○

○：指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり ー：該当なし

4-1-3 中小企業融資制度損失補償

①趣旨

鹿児島県中小企業制度融資の円滑な運用を図るため、鹿児島県信用保証協会及び独立行政法人奄美群島振興開発基金に対し損失補償を行うものである。

②平成24年度県中小企業融資制度損失補償実績

資金名	件数(件)	金額(百万円)
中小企業振興資金	99	72
小規模企業活力応援資金	5	1
創業支援資金	22	12
新事業チャレンジ資金	1	1
緊急経営対策資金	1	0
セーフティネット対応資金	10	2
経済対策特別資金	55	9
口蹄疫経営再建支援資金	1	0
合計	194	100

③損失補償金支出状況及び執行可能額

(単位：件数…件、金額…百万円)

損失補償契約額	損失補償金支出状況								損失補償金累計		執行可能額
	21年度以前累計		22年度		23年度		24年度				
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	
1,544	971	622	205	119	126	58	194	100	1,496	901	643

④県による損失補償割合・損失補償期限（平成24年度）

資金名	損失補償割合		損失補償期限	
	商工組合中央金庫鹿児島支店を取扱金融機関とする債務保証	左記を除く債務保証		
中小企業振興基金	5/10	4/10	平成40年度	
小規模企業活力応援資金（※1）	5/10		平成32年度	
特別小口資金（※1）	10/10		平成30年度	
創業支援資金	独立開業型	10/10	8/10	平成35年度
	小口開業型			
	新事業創出型			
新事業チャレンジ資金	一般支援型	5/10	4/10	平成35年度
	経営革新型	10/10	8/10	
商店街活性化資金	5/10	4/10	平成35年度	
地球温暖化対策資金	2/3	8/15	平成35年度	
かごしま産業おこし資金	2/3	8/15	平成40年度	
観光かごしまよかこ資金	2/3	8/15	平成40年度	
緊急災害対策資金	10/10	8/10	平成35年度	
要綱別表第1号緊急災害対策資金融資対象第1号（激甚災害）（※1）	10/10			
緊急経営対策資金		2/3	8/15	平成35年度
	中小企業再生支援策（※2）	10/10	8/10	
	求償権消滅保証該当（※1、※2）	10/10		
セーフティネット対応資金	要綱別表第1号セーフティネット対応資金融資対象第1号（セーフティネット1号～6号）（※1）	未償還元本に対して2/15 未収利息及び延滞利息に対して2/3		平成35年度
	要綱別表第1号セーフティネット対応資金融資対象第2号（セーフティネット7号、8号）	2/3	8/15	
経営環境激変対応資金	2/3	8/15	平成32年度	
東日本大震災緊急対策資金（※1）	2/3		平成35年度	

※1 責任共有制度要綱（平成18年9月28日付平成18・9・12中庁第2号中小企業庁長官通知）に基づく責任共有制度の対象外となる資金

※2 要綱別表第1号緊急経営対策資金の融資対象第4号（鹿児島県信用保証協会の再生支援審査会該当）は対象外とする。

⑤財務事務執行状況の検討

＜損失補償金交付＞

損失補償金の交付は毎年度締結する「鹿児島県中小企業制度融資損失補償契約書」に基づき実施される。損失補償金の交付を受けようとするものは、「損失補償金請求書」に「個別計算書」「資金別一覧表」を添付して知事に提出することとなっている。平成24年度に194件に対して総額100,482千円の損失補償を行っている。損失補償金の交付事務の執行状況については、平成15年度、16年度、20年度及び23年度発生について、以下のとおり監査を実施した。

平成24年度県中小企業融資制度損失補償金額（確定）

項目	平成15年度	平成16年度	平成20年度	平成23年度
代位弁済件数	4	5	53	37
代位弁済額	74,713	10,745	278,198	338,308
損失補償金	11,409	1,122	18,604	26,601

（検討結果）

損失補償金交付事務執行関連資料	検討結果			
	平成15年度	平成16年度	平成20年度	平成23年度
鹿児島県中小企業制度融資損失補償契約書	○	○	○	○
損失補償金交付事務の提出書類	損失補償金請求書	○	○	○
	個別計算書	○	○	○
	資金別一覧表	○	○	○
検査調書	○	○	○	○
支出命令票	○	○	○	○

○：指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり ー：該当なし

4-2 公的支援（ストック）

4-2-1 公的支援（ストック）総括表

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	59,706,528	57,133,341	54,966,133	中小企業融資制度の損失補償の対象となる保証債務残高
② 貸付金残高				
③ 出資(捐)金残高	3,707,995	3,707,995	3,707,995	中小企業施策に積極的にこたえ、金融の円滑化を図っていくため、信用保証協会の財務基盤の強化を目的として基本財産に出捐。
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

4-2-2 損失補償契約に係る平成24年度末保証債務残高

所管部署	資金名	件数(件)	金額(百万円)
経営金融課	中小企業振興資金	6,088	39,622
	小規模企業活力応援資金	313	559
	特別小口資金	27	46
	創業支援資金	508	1,576
	新事業チャレンジ資金	89	608
	商店街活性化対策資金	3	14
	地球温暖化対策資金	3	26
	かごしま産業おこし資金	2	73
	観光かごしまよかところ資金	4	74
	緊急災害対策資金	22	71
	緊急経営対策資金	27	272

所管部署	資金名	件数 (件)	金額 (百万円)
	セーフティネット対応資金	529	3,855
	東日本大震災緊急対策資金	14	203
	先端技術・IT導入資金	1	1
	特別経営改善資金	1	1
	経済対策特別資金	1,916	7,771
	口蹄疫経営再建支援資金	17	183
	離職者緊急雇用確保資金	1	1
共生・協働推進課	かごしま共生・協働サポート融資	1	0
	合計	9,546	54,966

4-2-3 出資(捐)金の状況

①平成24年度末信用保証協会基本財産の状況

(単位：千円)

基本財産 (342 団体)		平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
基	金	12,831,068	13,299,875	13,825,228
	県	5,788,137	5,788,137	5,788,137
	うち 県 単 独	3,707,995	3,707,995	3,707,995
	うち 国 庫	1,799,792	1,799,792	1,799,792
	市町村 (31 市町村)	1,908,203	1,908,203	1,908,203
	金融機関 (35 機関)	674,200	674,200	674,200
	その他 (日本共同証券財団等)	1,384,253	1,384,253	1,384,253
	21,689	21,689	21,689	21,689
	中小企業金融安定化特別基金	-	-	-
	基金準備金	7,042,931	7,511,738	8,037,091
	中小企業金融安定化特別基金 (平成21年度廃止)	1,183,136	836,697	459,436
国庫	基金積立額	2,168,000	2,168,000	2,168,000
	基金取崩額	1,176,325	1,522,765	1,900,025
	基金繰入額	191,462	191,462	191,462
出	資 総 額	14,014,204	14,136,572	14,284,664
	うち 県 出 資 額	4,891,131	4,544,692	4,167,431

②県の出資権利台帳

(単位：千円)

		平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
合 計		5,151,326	4,891,131	4,544,692
内訳	基金	3,707,995	3,707,995	3,707,995
	中小企業金融安定化特別基金	1,443,331	1,183,136	836,697
	取崩額	△724,668	△260,195	△346,439

中小企業金融安定化特別基金は平成21年度をもって廃止され、残金1,443,331千円は全額損失補償金勘定に振り替えた。以降、経営安定関連保証等に係る損失の当協会負担分を処理する原資としており、県は前年度取り崩した額を翌年度の県の出資権利台帳から減額処理を行っている。なお、平成22年度は平成10年度～平成21年度までの当協会の取崩額の累計724,668千円を県の出資権利台帳から減額している。

なお、出資(捐)金は、県信用保証協会定款第18条に基づき、解散時に残余財産があった場合は、出資(捐)の額に応じて、かつその出資(捐)の額を限度として県に戻ってくる。

(参考) 県信用保証協会定款第18条 (残余財産の帰属)

本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときはそれを協会に対

する資金その他の財産の出捐者に対し、出捐の額に応じ、且つその出捐の額を限度として配分するものとする。

③中小企業金融安定化特別基金

7) 旧中小企業金融安定化特別基金設置の経緯

平成10年8月28日に閣議決定された「中小企業貸し渋り対策大綱」を受け、中小企業者の資金調達を円滑にするため創設された「中小企業金融安定化特別保証制度」を運用するに当たり、「中小企業金融安定化特別基金」を国の全額補助により県が出捐し造成した。

1) 旧特別基金廃止の経緯

平成21年度の会計検査院の検査報告において、特別基金の相当額が将来長期にわたって取り崩されることなく協会に保有されることが見込まれる状況を踏まえ、特別基金の使途が特別保証による欠損の補填に限定されている現行の制度を改めるよう指摘があった。これを受け、中小企業庁は、平成21年度決算をもって、特別基金を廃止し、残高を協会の一般会計の損失補償金勘定に振替え、経営安定関連保証等に係る損失の協会負担分を処理する原資として活用することとした。

2) 当協会の旧特別基金の状況

県は、当協会に対し、平成10年度及び11年度に総額2,168百万円（全額国庫）の出捐を行っており、平成21年度末の特別基金残高は1,443百万円であった。一般会計への振替後は、経営安定関連保証等の償却財源として活用し、平成24年度末の旧特別基金からの振替額残高は459百万円である。

1) 県出捐金の財産上の取扱について

本出捐金は、特別基金の廃止により当協会の基本財産ではなくなったものの、当協会が解散した場合における残余財産の分配請求権を国が持っているため、残余財産額を適切に把握する必要がある。地方自治法は、そもそも権利性のほとんどない出捐金であっても、「出資による権利」として管理することを規定していることから、引き続き残額について公有財産として管理を続ける必要がある。

④平成24年度における特別基金振替額の状況

(単位：千円)

項目	金額
旧金融安定化特別基金からの振替額（平成23年度末）	836,697
求償権償却を行った実績（平成24年度）	377,260
うち、中小企業金融安定化特別保証分	4,948
うち、経営安定関連保証等分	372,312
旧金融安定化特別基金からの振替額（平成24年度末）	459,436

⑤金融安定化特別基金（平成22年度以降は振替額）の収支状況 (単位：千円)

年度	基金積立額（出捐）	基金収支		期末残高
		繰入額	取崩額	
10	1,497,000	-	△676,008	820,991
11	671,000	38,412	-	1,530,404
12	-	913	-	1,531,317
13	-	-	△51,862	1,479,455
14	-	117,013	-	1,596,468
15	-	20,864	-	1,617,333
16	-	14,258	-	1,631,591
17	-	-	△55,416	1,576,175
18	-	-	△39,721	1,536,453
19	-	-	△28,560	1,507,892
20	-	-	△20,459	1,487,433
21	-	-	△44,102	1,443,331
22	-	-	△260,195	1,183,136
23	-	-	△346,439	836,697
24	-	-	△377,260	459,436
累計	2,168,000	191,462	△1,900,025	

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	233,009,018	228,977,691	224,566,363	
(うち現金預金)	5,093,998	5,197,899	4,664,174	
(うち有形固定資産)	23,754	25,607	18,201	
負債合計	215,281,939	210,390,141	205,022,478	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	17,727,079	18,587,550	19,543,884	
(うち利益剰余金)	17,727,079	18,587,550	19,543,884	

5-2 余剰資金の運用状況

① 余剰資金の運用方針

余剰資金の運用は「信用保証協会法」、「昭和28年10月27日付大蔵省・通商産業省告示第8号」及び「信用保証協会向けの総合的な監督指針」に従っている。以下、抜粋したものである。

(信用保証協会法第22条)

協会は、銀行その他の金融機関への預金若しくは金銭信託又は、国債、地方債若しくは主務大臣の定める有価証券の取得以外の方法により、その余裕金を運用してはならない。

(昭和28年10月27日付大蔵省・通商産業省告示第8号)

信用保証協会法第28条の規定に基づき、信用保証協会がその余裕金の運用として取得することが認められる有価証券を次のとおり指定する。

- 1 特別の法律により法人の発行する債券（例：商工組合中央金庫債、NTT債）
- 2 社債

- 3 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
(例：日本銀行出資証券)
- 4 投資信託又は貸付信託の受益証券（例：公社債投資信託、株式投資信託）
- 5 証券取引所に上場されている株式
- 6 前各号に掲げるもののほか、確実な有価証券であって、その保有について主務大臣の承認を受けたもの

(信用保証協会向けの総合的な監督指針)

Ⅲ-1-6 有価証券の取得承認申請の審査事項等

「信用保証協会がその余裕金の運用として取得することが認められている有価証券」(昭和28年大蔵省・通商産業省告示第8号)第6号による有価証券の取得承認については、次のとおり取り扱うものとする。なお、承認対象となる有価証券は、当分の間、地方銀行協会又は第二地方銀行協会加盟の発行する株式であって、現に年10%以上の配当がおこなわれており、かつ、10%以上の配当が実施されてから4事業年度以上の期間を経過しているもの、店頭取引の実績があり、売買が比較的容易で株価に著しい変動がないものに限ることとする。

②余剰資金の運用状況

当協会は余剰資金を定期預金、国債、地方債及び社債で運用しているが、貸借対照表上は時価による評価を行っていない。平成24年度末の余剰資金の運用状況(預金は除く)は以下のとおりである。(単位：千円)

種類	帳簿価額	時価	評価損益
国債	299,580	302,160	2,580
地方債	8,197,460	8,714,167	516,707
社債	12,683,945	13,416,568	732,623
計	21,180,985	22,432,895	1,251,910

このように、全体で見ると1,251,910千円の含み益となっており、当協会への財務状況に重大な影響を与える損失は発生していないといえる。なお、上記以外に定期預金が4,030,000千円ある。

5-3 損益計算書(正味財産計算書)等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度末	24年度末	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	8,650,696	8,607,089	9,253,372	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	198,613	179,639	169,200	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
経常損益	1,171,986	1,050,255	918,513	
当期損益	756,545	936,806	1,050,353	
減価償却前当期利益	756,545	936,806	1,050,353	

5-4 平成24年度の主な業務実績

(単位：百万円、%)

項 目		金 額	前 年 度 比	計 画 比
(ア)	保 証 承 諾 額	75,405	101.6	93.1
(イ)	保 証 債 務 残 高	194,813	97.6	97.4
(ウ)	保 証 債 務 平 均 残 高	197,204	97.5	98.6
(エ)	代 位 弁 済 額	4,634	117.6	103.0
(オ)	代 位 弁 済 被 請 求 額	4,612	114.3	-
(カ)	代 位 弁 済 被 請 求 残 高	278	96.0	-
(キ)	実 際 回 収 額	815	85.2	81.5
(ク)	求 償 権 残 高	848	72.3	94.8
(ケ)	一 件 当 たり 平 均 保 証 金 額	11	104.6	-
(コ)	基 本 財 産	13,825	104.0	-
	基 金	5,788	100.0	-
	基 金 準 備 金	8,037	107.0	-
(サ)	制 度 改 革 推 進 基 金	275	74.6	-
(シ)	収 支 差 額 変 動 準 備 金	5,443	110.7	-

保証承諾については、セーフティーネット保証や県、鹿児島市の融資保証制度をはじめ様々な保証制度を積極的に推進した結果、前年度比 101.6%（計画比 93.1%）の約 75,405 百万円と増加した。

保証残高は、一昨年の 3 月末で終了した緊急保証の償還が進んだ影響から年度末の保証債務残高は、前年度比 97.6%（計画比 97.4%）の 194,813 百万円と減少した。

代位弁済については、中小企業を取り巻く環境が厳しい中であって、その増加が懸念されたことから、中小企業金融円滑化法に基づく条件変更等に積極的・弾力的に取り組むとともに、業況の厳しい保証先に対し、サポートミーティング（個別支援会議）を開催するなど、迅速かつ効果的な支援策の実施に努めた。しかしながら、これまでの景気低迷から財務内容が悪化し、企業再生までには至らず、倒産する企業があり、代位弁済額は前年度比 117.6%の 4,634 百万円となった。これを業種別の金額構成比で見ると、小売業が 30.3%と最も高く、ついで建設業 28.2%、製造業 14.7%となっている。

求償権の回収は、債務者や連帯保証人の法的整理の増加、有担保保証の減少及び第 3 者保証人の原則非徴求により年々厳しくなっており、回収の促進を図るべく、代位弁済後の回収の早期着手や不動産担保の処分促進に努めたが、前年度の 956 百万円から 815 百万円に減少し、前年度比 85.2%（計画比 81.5%）となった。

収支差額は、前年度から繰り越した期首の求償権残高が少なかったことに加え、当年度に代位弁済した求償権について、保険金のほか、損失補償金による補填処理で、求償権償却準備金の繰り入れが減少したこと等により、前年度比 121%の 1,050 百万円となった。基本財産は、当期中に基金準備金が 525 百万円増加し、前年度比 104%の 13,825 百万円となった。

5-5 信用保証業務の状況

①概況

(単位：百万円)

区分	件数			金額		
	22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度
保証申込	8,296	7,704	7,592	109,756	82,527	85,789
保証申込取消	820	579	462	11,336	6,798	5,586
保証承諾	7,362	7,288	7,075	87,455	74,240	75,405
保証後取消	99	118	103	2,217	1,594	1,452
償還	7,243	6,545	6,450	81,960	74,350	73,932
保証債務	23,576	23,823	23,670	203,875	199,598	194,813
所定期限経過債務	16	29	36	294	409	247
代位弁済	574	438	569	4,275	3,940	4,634
回収	33	22	13	311	270	173
求償権償却	700	632	590	4,139	4,164	4,786
求償権	415	199	165	1,666	1,173	848

②保証承諾(平成24年度)

<金額別保証承諾>

(単位：百万円)

区分	件数	金額
100万円以下	494	463
100万円超 200万円以下	847	1,546
200万円超 300万円以下	896	2,577
300万円超 500万円以下	1,561	7,238
500万円超 1,000万円以下	1,374	11,413
1,000万円超 1,500万円以下	521	7,025
1,500万円超 2,000万円以下	499	9,506
2,000万円超 3,000万円以下	452	12,385
3,000万円超 5,000万円以下	277	11,944
5,000万円超 6,000万円以下	39	2,236
6,000万円超 7,000万円以下	20	1,352
7,000万円超 8,000万円以下	83	6,569
8,000万円超 1億円以下	11	1,000
1億円超 2億円以下	1	150
合計	7,075	75,405

<期間別保証承諾>

(単位：百万円)

区分	件数	金額
3か月以内	122	628
3か月超 6か月以内	254	2,280
6か月超 1年以内	218	2,839
1年超 2年以内	1,453	8,476
2年超 3年以内	287	1,398
3年超 4年以内	85	447
4年超 5年以内	1,356	9,830
5年超 7年以内	2,701	33,076
7年超 10年以内	501	14,168
10年超	98	2,263
合計	7,075	75,405

＜保証種類別保証承諾＞

(単位：百万円)

区分	件数	金額
普通保証	880	17,147
特別保証		
災害	3	64
経営安定関連	844	15,931
公害防止	9	55
事業転換	9	118
当座貸越	200	3,994
カードローン	1,206	4,434
創業等	8	57
流動資産担保融資	16	443
経営力強化	2	69
小口	326	1,013
季節	61	220
その他	3,506	31,500
小計	6,190	57,898
社債引受保証	5	360
合計	7,075	75,405

③代位弁済（平成24年度）

＜保証承諾年度別代位弁済＞

(単位：百万円)

区分	件数	金額
平成24年度	25	266
平成23年度	123	1,007
平成22年度	94	802
平成21年度	108	798
平成20年度	112	852
平成19年度	44	418
平成18年度以前	63	487
合計	569	4,634

＜保証種類別代位弁済＞

(単位：百万円)

区分	件数	金額
普通保証	69	650
特別保証		
災害	1	15
経営安定関連	203	1,925
事業転換	2	29
当座貸越	5	228
カードローン	15	55
小口	26	73
季節	3	13
その他	245	1,642
小計	500	3,983
合計	569	4,634

④回収(平成24年度)

＜保証承諾年度別回収＞

(単位：百万円)

区分	件数	金額
平成24年度	1	6
平成23年度	0	31
平成22年度	0	36
平成21年度	3	44
平成20年度	7	156
平成19年度	1	148
平成18年度	2	48
平成17年度	5	30
平成16年度	8	47
平成15年度	5	16
平成14年度以前	49	217
合計	81	785

＜代位弁済年度別回収＞

(単位：百万円)

区分	件数	金額
平成24年度	2	126
平成23年度	10	149
平成22年度	2	106
平成21年度	11	81
平成20年度	6	68
平成19年度	3	26
平成18年度	3	28
平成17年度以前	44	198
合計	81	785

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

鹿児島県信用保証協会は、信用保証協会法に基づき設立されている特殊法人で、信用力・担保力の不足する中小企業者の資金調達の円滑化に重要な役割を果たしている本県唯一の機関であり、国や地方公共団体の経済対策の推進にも大きく貢献している。

同協会は、「第3次中期事業計画」(平成24年度～平成26年度)及び「経営計画」(毎年度)を策定し、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にし、その解消方策を着実に実施するなど、適切な業務運営の確保に努めるとともに、業務実績については、毎年度、外部評価委員会に意見・助言を求め、その結果をホームページに公開するなど、運営規律の強化や透明性の向上に努めている。

また、組織体制についても、企業の支援・再生及び期中管理の充実・強化を図るための「期中支援課」の設置(平成23年度)や、地域の活性化や雇用の創出に資する起業・創業を支援するための専任担当者の配置(平成24年度)を行うなど、情勢に応じた適切な見直しを行っている。

7 その他の特記事項

(記載なし)

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、中小企業施策に積極的に応じ、金融の円滑化を図っていくための政策的な出資であると考えられる。当法人は、信用保証協会法に基づき各都道府県に設立されている特殊法人であり、本県唯一の機関であることから、設立目的が類似する団体はなく、信用力・担保力の不足する中小企業者の資金調達に重要な役割を果たしていることから出資することの意義については問題ないと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

当協会の作成している計算書類等は公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていない。なお、当協会の主な資産の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
預け金	5,093,998	5,197,899	4,664,174
うち定期預金	4,510,000	4,640,000	4,030,000
有価証券	19,770,236	20,175,225	21,182,985
うち運用分	19,768,236	20,173,225	21,180,985
動産不動産	23,754	25,607	18,201
損失補償金見返	1,928,822	2,132,553	2,327,787
保証債務見返	203,874,529	199,598,182	194,812,615
求償権	1,666,177	1,173,209	848,380
諸勘定	651,501	675,014	712,217
合計	233,009,018	228,977,691	224,566,363

上記5-2の基金の運用状況を見ても運用資産に重要な含み損が発生している状況はなく、一般事業会社でいうところの債務超過の状況ではないと考えられる。

また、当協会の損益の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収入	2,891,968	2,838,284	2,881,192
うち保証料	2,233,811	2,179,719	2,161,903
うち有価証券利息	310,567	323,708	331,047
うち預け金利息	16,592	11,969	11,224
うち責任共有負担金	258,840	264,311	328,286
経常支出	1,719,981	1,788,028	1,962,679
うち業務費	756,978	791,045	787,776
うち信用保険料	956,743	991,353	1,057,606
うち責任共有負担金納付金	-	-	112,234
A 経常収支差額	1,171,986	1,050,255	918,513
経常外収入	5,756,781	5,615,236	6,190,215
うち償却求償債権回収金	89,362	92,324	114,906
うち責任準備金戻入	1,256,664	1,252,690	1,238,557
うち求償権償却準備金戻入	821,978	763,494	452,896
うち求償権補てん金戻入	3,588,776	3,448,983	4,123,977
うち保険金	2,972,711	2,979,914	3,657,509
うち損失補償補てん金	616,064	469,068	556,468

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常外支出	6,174,169	5,882,253	6,240,340
うち求償権償却	4,138,539	4,163,502	4,785,980
うち責任準備金繰入	1,252,690	1,238,557	1,193,552
うち求償権償却準備金繰入	763,494	452,896	233,594
B 経常外収支差額	△417,388	△267,016	△50,124
C 事業収支差額 (A+B)	754,598	783,239	868,389
D 制度改革促進基金取崩額	1,946	153,567	181,964
E 当期収支差額 (C+D)	756,545	936,806	1,050,353

ここ数年の損益の状況をみると、制度改革促進基金取崩額を除いた事業収支差額（上記表項目 C）は 8 億円前後で推移している。これは、当協会は保証行為について保険を付保しており、代位弁済をすると代位弁済額の 70%又は 80%が保険金で補填されること、また、県融資制度の貸付についても、代位弁済によって生じた協会の損失額について県が一部補填することから、当協会の代位弁済による実質的な損失負担割合は 20%程度とかなり低い割合となるため、当協会は比較的高い利益率を継続して維持することができると考えられる。

なお、平成 21 年度より、中小企業金融安定化特別基金は全額損失補償金勘定に振り替えられ、以後、経営安定関連保証等に係る損失の協会負担分を処理する原資として活用されている。旧特別基金の平成 24 年度末残高は 459,436 千円となっているが、ここ数年の過去の取崩実績をみると、旧特別基金は 2 年～3 年後には底をつくと考えられる。（詳細は 4-2-3 出資（捐）金の状況①平成 24 年度末信用保証協会基本財産の状況を参照）しかし、旧特別基金が底をついたとしても、ここ数年の事業収支差額（上記表項目 C）は旧特別基金の取崩額を十分上回っていることから、当協会の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えられる。

このように、事業は今後も堅調に推移することが予想され、また事業資金の財源不足もみられないことから、現状における当協会の財務状況には問題はないように思われる。

5-2,3（産業立地課）公益財団法人かごしま産業支援センター 同（中小企業情報センター）

1 資本金等

（単位：千円）

資本金等	4,308,068	うち県	3,421,262（出資比率 79.4%、他自治体出資比率 6.5%）
出資年月日	昭和 44 年	所在地	鹿児島市名山町 9 番 1 号

上記は、県が中小企業情報センターに拠出した出捐金 300,000 千円（5-3 に該当）を含んでおり、以下の記載はまとめて行っている。

2 事業概要

2-1 事業概要

事業目的	地域産業の高度化、新事業の創出及び中小企業者の経営基盤の強化等を総合的に支援することにより、本県産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与する。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】</p> <p>①創業、経営革新及びマーケティングに関する支援、②研究開発及び技術に関する支援、③技術者等の育成に関する支援、④地域経済の活性化に関する支援、⑤その他法人の目的達成のために必要な事業を行う。</p> <p>【県が出資することの意義】</p> <p>かごしま産業支援センターは、県政の重要な課題である地域産業の高度化、新事業の創出及び中小企業者の経営基盤の強化等による産業の振興を推進するための中核的な機関として県を中心として設立されたものである。</p>

2-2 設立の趣旨

当法人は、地域産業の高度化、新事業の創出及び中小企業者の経営基盤の強化等を総合的に支援することにより、鹿児島県における産業の振興を図るとともに地域経済の発展に寄与することを目的として、財団法人鹿児島県新産業育成財団と財団法人鹿児島県中小企業振興公社を統合して平成 12 年 4 月に発足した。同年 5 月には、中小企業支援法に基づき県が当法人を「都道府県等中小企業支援センター」に指定し、同法による中小企業支援事業の実施主体として各種の支援事業を展開している。

当法人の果たすべき役割は、鹿児島県の商工労働施策の「創造性にみちた多様で活力ある工業、商業、サービス業の振興」のうち、主として製造業における創業や経営革新、人材育成、研究開発活動とその事業化、経営基盤の充実を図るための支援を県や他の機関・団体と連携を図りながら実施することであり、それによって民間の経済活力をより力強いものとするものである。

当法人は、近代化資金等助成法に基づき昭和 44 年 4 月に設立された財団法人鹿児島県中小企業設備貸与協会と昭和 58 年 6 月にテクノポリス法に基づき設立された財団法人鹿児島県産業支援技術振興協会（以下「KITA」という。）が組織の母体となっている。貸与協会は昭和 45 年に公布された下請中小企業振興法に基づき昭和 52 年に財団法人鹿児島県中小企

業振興公社に改組され、昭和55年には鹿児島県中小企業情報センターを設置した。平成7年には県が中小企業指導法に基づき、この中小企業情報センターを情報化に係る診断指導事業実施機関として指定し、現組織の「総務情報課」に至っている。

KITAにおいては、昭和61年に人材育成センター、平成2年にバイオ研修センターが設置され、また、昭和63年に施行された頭脳立地法に基づき平成2年に設立された第3セクターである株式会社鹿児島頭脳センター内に、平成4年研修部門が設置された。KITAは平成5年、解散した鹿児島県開発公社の基金23億円を原資に新産業開発基金を設置し、財団法人鹿児島県新産業育成財団に改組された。その後、平成10年に新事業創出促進法が公布され、これに発展的に移行することでKITAの設立根拠であったテクノポリス法は平成11年に廃止されている。平成11年6月には、全国で初めて国立大学内に産学官連携推進室を設置し、当法人発足後の平成15年4月には産学官連携課に改組され、現在に至っている。また、平成14年4月に頭脳センターから上野原テクノパーク内の建物を購入し「上野原ビジネスプラザ」を開設し、インキュベータールームの運営や各種セミナー事業を行うようになった。

現在は主に貸与協会の事業の流れを引き継ぐ総務情報課、取引振興課と主にKITAの事業の流れを引き継ぐ新産業育成課が県産業会館の中に事務所を構え、出先機関である上野原ビジネスプラザ、産学官連携課の2か所において各種事業を実施している。

2-3 沿革

昭和44年4月	財団法人 鹿児島県中小企業設備貸与協会 設立
昭和52年8月	財団法人 鹿児島県中小企業振興公社 設立（改組）
昭和58年6月	財団法人 鹿児島県産業技術振興協会 設立
昭和61年10月	鹿児島県人材育成センターを国分市に開設
平成2年4月	鹿児島県バイオ研究センターを串良町に開設
平成4年4月	鹿児島頭脳センター内に研修部門を設置
平成5年6月	財団法人 鹿児島県新産業育成財団を設立（改組）
平成11年6月	産学官連携推進室を鹿児島大学内に設置
平成12年4月	財団法人鹿児島県新産業育成財団と財団法人鹿児島県中小企業振興公社を統合。財団法人 かごしま産業支援センターとして発足
平成14年4月	上野原ビジネスプラザを国分市に開設
平成15年3月	鹿児島県バイオ研究センターを廃止
平成15年4月	産学官連携推進室を産学官連携課に改組
平成23年3月	鹿児島県人材育成センターを廃止
平成24年4月	財団法人かごしま産業支援センターから公益財団法人かごしま産業支援センターに移行

2-4 主な事業の内容（）書きは平成24年度支出額）

I. 創業、経営革新及びマーケティングに関する支援

1. 新事業創出等支援（35,109千円）

コーディネーター等の設置、経営・技術専門家の派遣、インキュベータールームの提供などにより、新事業の創出と新産業の育成を支援する。

① マッチング・コーディネート事業（6,686千円）

中小企業等の多様なニーズに対応した各事業を円滑に遂行するため、コーディネーターを配置する。

② 専門家派遣事業（2,117千円）

経営の向上を目指す中小企業者からの要請に応じて、専門家を派遣して診断・助言を行う。

③ 中小企業事業継続計画普及促進事業（新規）（1,029千円）

中小企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小に軽減し、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を図るために、事業継続計画の普及を促す。

④ ビジネスプラン策定セミナー開催事業（369千円）

創業を意図する人を対象に、ビジネスプランの策定方法や経営に関する基礎知識を習得するセミナーを開催する。

⑤ ビジネスインキュベータ利用促進事業（24,906千円）

起業家や新たな事業分野への展開を目指す中小企業等に対し、活動拠点を提供するとともに、事業展開を進める中での経営や技術等に関し多様な支援を行うことにより、その成長・発展を促進する。

⑥ 中核的企業創出プログラム事業

自動車・電子・食品・成長産業（環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ関連産業）関連の市場で、国内外で事業展開を目指す中小企業を集中的に支援し、中核的企業の創出を目指す。

⑦ 新事業等開拓支援プログラム事業

新たに取組もうとする研究開発等に対する事前調査（市場調査・成分分析調査等）、新製品の展示会への出展、新用途の調査に要する経費の一部を助成する。

⑧ 地域資源活用起業家支援事業

地域資源を活用し、商品・サービス開発や研究開発を行い、起業を目指す個人又はグループ、新たに地域資源で起業を目指す中小企業者等に対し、起業に向けた事業展開及び研究開発、試作品開発及び販路開拓等に要する経費の一部を助成する。

2. マーケティング等支援（31,117千円）

新製品等の販路開拓、商談会の開催、異業種との連携等の促進や、市場ニーズ調査結果の事業化等の支援を行うとともに、アドバイザーの巡回、企業の登録・取引紹介斡旋などにより、マーケティング等を支援する。

① ベンチャープラザ開催事業（854千円）

ベンチャー企業等が開発した新製品・新技術を紹介するための発表の場を提供し、

交流会等を通じ販路拡大、資金調達等の促進を図る。

②販路開拓助成事業（2,266千円）

A) 展示会出展助成等

県外で開催される展示会等で製品等を出品・発表する際の搬入経費や小間料、小間装飾費、パンフレット印刷費等経費の一部を助成する。展示会で使用する製品等を紹介するDVD作成費等経費の一部を助成する。製品のマーケティングや技術評価の調査に要する経費の一部を助成する。製品等の販路開拓のため県外で実施される発表会で発表を行う者に対し、旅費・宿泊費の一部を助成する。

B) 共同出展

首都圏で行われる展示会の小間をセンターで確保し、県内の出展希望企業を募集し、共同で出展させる。

③環境・エネルギー広域連携事業（1,275千円）

長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の4県が広域で連携することにより、4県における「環境・エネルギー関連産業」の更なる集積と高度化を図るため、情報交換や広域的な連携事業に取り組む。

④新事業等開拓支援プログラム事業（11,993千円）

新たに取組もうとする研究開発等に対する事前調査（市場調査・成分分析調査等）、新製品の展示会への出展、新用途の調査に要する経費の一部を助成する。

⑤製造業アジア圏域販路開拓支援事業（新規）（1,151千円）

今後、需要拡大が期待される中国をはじめとしたアジア各国への販路開拓を目指す県内中小企業の取組みをセミナー開催及び専門家派遣で支援する。

⑥ビジネスマッチング支援事業（1,741千円）

県内外の発注企業を招聘し、県内受注企業との個別面談、交流会を通じ、技術・ニーズ受発注情報等の交換を行うことにより、県内中小企業の取引先開拓、販路開拓を支援するとともに、県内中小企業の技術革新の進展を支援する。

⑦取引企業販路開拓専門家設置事業（5,019千円）

パナソニック・デバイスオプティカルセミコンダクター(株)の県外工場への生産移管により、取引減少等の影響を受ける県内中小企業を支援するため、取引企業販路開拓専門員を設置し、下請企業の取引状況等を把握するとともに、県内外の発注企業の情報の収集や提供、取引斡旋等を行うことにより、新たな取引先を開拓する。

⑧円高等対応緊急販路開拓支援事業（8,360千円）

急激な円高や国内大手企業の生産拠点再編などによる県内中小企業への取引減少等の影響に対応するため、県外で開催される商談会等に鹿児島県ブースを確保し、出展を希望する県内中小企業に提供するほか、県外大手発注企業の担当者を招聘し、県内中小企業とのマッチングを行うことにより、販路開拓を支援する。

⑨モノづくり情報収集提供事業（2,255千円）

A) 全国の発注企業を対象に、書面調査と直接訪問によるヒアリングを行い、発注情報の収集に努める。収集した情報は、個別に取引斡旋するとともに発注案件としてホームページ、機関誌などで広く情報提供し、県内企業の受注機会の増大を図る。また、専門調査員を設置し常時、企業巡回を行うことにより受発注情報の収

集・提供を行う。よって、中小企業の技術革新の進展を支援する。

- B) 登録企業の最新データを把握し、企業概要を収録した「登録企業名簿」を作成し、発注企業へ提供することにより本県企業への発注を促進する。
- C) 関東地区等の発注企業と本県受注企業との個別商談会を東京で開催し、双方の情報交換と新規取引先開拓を支援する。

⑩下請取引改善講習会事業（346千円）

専門講師による下請中小企業振興法、下請代金支払遅延等防止法の講習会を開催し、下請取引の適正化の推進とトラブルの未然防止に努める。（全国中小企業取引振興協会からの受託事業）

⑪下請かけこみ寺事業（107千円）

中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対し、親身になって対応する相談業務、紛争等の早期解決に向けて裁判外紛争解決手続き（ADR）の実施及び専門知識を有する相談員、弁護士が県内各地に出向いて相談に応じる移動相談会を開催する。（全国中小企業取引振興協会からの受託事業）

⑫専門家派遣事業（再掲）

⑬中核的企業創出プログラム事業（再掲）

3. 情報化支援（14,129千円）

情報誌・ホームページ等による情報発信サービス、ITセミナー・研修、アドバイザーの設置・派遣などにより、県内中小企業の情報化を支援する。

①情報誌作成事業（790千円）

県内中小企業等へ、産業技術、産・学・官連携に関する情報及びセンター支援事例等の紹介などの情報配信・提供を目的に情報誌「KISC」を発行。

②情報化支援事業（762千円）

中小企業の情報化を支援するため、各種支援事業の実施やビジネスに役立つ情報等を提供する。

- A) インターネットによる情報提供
- B) メールマガジン配信サービス
- C) 南日本新聞での経営関連記事の提供
- D) 情報化相談（随時）
- E) 支援担当者能力向上研修など

③情報化基盤整備基金事業（1,516千円）

中小企業のIT活用を支援するため、セミナー開催や情報化に関する相談に対しITの専門家を派遣する。

- A) ITセミナー開催
- B) 情報化アドバイザー派遣など

④情報センター運営事業（1,882千円）

情報会員に対して、IT経営に有益なIT関連情報誌等や情報誌KISCの提供、IT操作技術に関する講師派遣などを行う。

⑤EC等活用促進事業（新規）（9,177千円）

EC/ITの利活用により経営の改善等を図ろうとする中小企業者を支援するため、専門的な知識や経験を有するアドバイザー2名を設置し、県内中小企業からの多様な支援ニーズに的確に対応する。

⑥専門家派遣事業（再掲）

Ⅱ. 研究開発及び技術に関する支援

1. 研究開発・技術支援（20,153千円）

産学官の連携、サポーターの設置・派遣、大学等技術シーズのマッチング、新技術・新製品開発の助成などにより、研究開発や技術を支援する。

①地域中小企業外国出願支援事業（新規）（5,161千円）

国際的な事業展開のため戦略的な外国出願を行う中小企業に対し、費用の一部を助成する。

②研究開発助成事業（4,826千円）

研究開発型企业等が行う新技術・新製品の開発、試作品の製造及び生産工程の合理化等に要する経費の一部を助成する。

③地域技術起業化助成事業（0千円）

地域の中小企業グループ等に対し、新技術や新製品の起業化研究開発に要する経費の一部を助成する。

④事業化研究会支援事業（0千円）

大学等の研究シーズをもとに、その事業化を目指す産学官の連携による研究会の取り組みを支援する。

⑤産学官連携推進事業（1,926千円）

中小企業等のニーズに応じて研究・技術等に関する適切な機関、人材とのマッチングなどのコーディネート支援や大学等研究機関の研究シーズの掘り起こし等を行う。

⑥産学官共同研究推進事業（新規）（7,297千円）

第一次産業における機械化・省力化に係るニーズと県内の機械・装置製造企業の技術シーズ及び大学や公設試等が保有する技術シーズとのマッチングを推進する「共同研究テーマ検討会」・「研究会」の発足・運営、マッチングをサポートする人材「サポーター」を配置するとともに、サポーターは、企業等が大学を訪問するラボツアーや逆ラボツアーを開催するとともに、国等の公募型共同研究事業の獲得を狙うため公募申請手続きを支援する。

⑦モノづくり企業経営改善活動等支援事業（940千円）

A) 品質管理、生産管理、原価管理等に関する研修及びセミナー等の開催

B) TPS等を取り入れた県外優良企業の視察や県内企業の表彰及び成果発表会の実施

⑧重点業種研究開発支援事業

鹿児島県の委託を受け、自動車・電子・成長産業（環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ関連産業）に関する新技術、新製品の開発に要する経費の一部を助成する。

2. 戦略的産業振興支援（26,834千円）

自動車・電子・食品・成長産業（環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ関連産業）に関する経営計画作成等や新技術等開発の助成などにより、中核的企業の創出を支援する。

①中核的企業創出プログラム事業（14,142千円）

②重点業種研究開発支援事業（12,692千円）

3. 地域資源活用支援（19,384千円）

地域資源の活用や開発、農林漁業と商工業の連携による新商品等の試作品開発・販路開拓等の助成により、起業化や新事業の創出を支援する。

①地域資源活用起業家支援事業（2,239千円）

②地域資源活用・農商工等連携新事業創出支援事業（17,145千円）

多種多様な本県の地域資源の、より効果的な活用や新たな地域資源の開発による新事業創出、農林漁業者との連携により、互いの経営資源を活用した新商品、新サービスの開発に向けて中小企業等が行う研究開発・試作品製作、販路開拓などを支援し、新事業の展開を促進する。

Ⅲ. 技術者等の育成に関する支援

1. 人材育成支援（7,266千円）

管理技術者等の養成講座、研修講師の派遣などにより、人材育成を支援する。

①人材育成事業（7,266千円）

生産管理等に関する管理技術講座及びIT技術を活用できる人材を育成するための各種講座を実施する。

A) 管理技術者等養成事業

管理技術等を活用し業務を効率化できる人材育成の講座

B) ソフトウェア技術者等養成事業

コンテンツ制作ができる人材、ネットワーク技術を活用できる人材、業務を効率化できる人材育成の講座

②モノづくり企業経営改善活動等支援事業（再掲）

Ⅳ. 地域経済の活性化に関する支援

1. 口蹄疫対策地域活性化支援（85,830千円）

口蹄疫の発生により影響を受けた本県地域経済の速やかな回復を図るため、県の拠出によって設置した基金の運用益等により地域経済の活性化につながる事業を実施する。

3 役職員の状況

（単位 人数：人、金額：千円、年齢：才）

役員数（うち県出向者・退職者）	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数（うち県出向者・退職者）	職員平均年齢	職員の平均年収
1（ 1 ）	64	6,446	22（ 15 ）	51.6	5,432

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

4-1-1 公的支援（フロー）総括表

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	238,266	38,287	42,501	
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他公的支援				上野原ビジネスプラザ用地の貸付（無償）
小計	238,266	38,287	42,501	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計				
合計	238,266	38,287	42,501	
(参考)委託料	82,434	86,175	40,707	

4-1-2 補助金

①補助金の内訳

所管部署	事業名	金額（単位：千円）		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
産業立地課	下請企業振興事業	31,134	33,245	38,135
経営金融課	診断助言・経営革新支援事業	4,326	2,901	2,794
	小規模企業者等設備資金事業	1,394	1,353	809
	中小企業IT活用等促進事業	1,410	786	762
商業政策課	口蹄疫対策地域活性化事業	200,000	-	-
合計		238,266	38,287	42,501

②財務事務執行状況の検討

産業立地課所管の補助金は下請企業振興事業補助金である。補助金の交付は「鹿児島県下請企業振興事業補助金交付要綱」に基づき実施される。補助金の交付を受けようとするものは、「補助金等交付申請書」に「補助事業計画書」「事業実施計画書」「収支予算書」「補助対象者名簿」を添付して知事に提出することとなっている。知事は「補助金等交付申請書」を受理した場合、「補助金交付決定通知書」により通知することになる。平成24年度に総額38,135千円の補助金の交付を行っている。補助金の交付事務の執行状況については平成24年度の交付について、以下のとおり監査を実施した。

ア) 鹿児島県下請企業振興事業補助金

(目的)

下請企業の安定と振興を図るため、公益財団法人かごしま産業支援センターに対し補助金を交付するものである。

(補助対象経費及び補助金額)

補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりである。

補助対象経費	補助金額
公益財団法人かごしま産業支援センターが指導員及び指導補助員を設置して次に掲げる事業を行うために必要な経費であって、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助する ①業務運営事業 ②業務管理事業 ③支援体制整備事業 ④人材育成・情報提供事業	知事が定める額

(検討結果)

補助金交付事務執行関連書類		交付額 33,116千円	交付額 5,019千円
補助金交付事務の提出書類	補助金等交付申請書	○	○
	補助事業計画書	○	○
	事業実施計画書	○	○
	収支予算書	○	○
	補助対象者名簿	○	○
補助金交付決定通知書		○	○
事業実施状況調書		○	○
補助金交付事務の提出書類	補助事業等実績報告書	○	○
	補助事業実績書	○	○
	収支精算書	○	○
	補助対象者実績名簿	○	○
	補助実績調書	○	○
検査調書		○	○
補助金交付確定通知書		○	○

○：指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり -：該当なし

4-1-3 委託料

①委託料の内訳

所管部署	委託事業	委託の方法	金額（単位：千円）		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度
産業立地課	重点業種研究開発支援事業	随意契約	11,173	10,620	12,692
	ものづくり企業経営改善活動等支援事業	随意契約	494	997	998
	中小企業活性化サポート事業	随意契約	7,913	-	-
	装置開発産学官共同研究推進事業	随意契約	8,751	9,474	7,297
	製造業アジア圏域販路開拓支援事業	随意契約	-	7,157	1,151
	円高等対応緊急販路開拓支援事業	随意契約	-	-	8,360
経営金融課	中小企業事業継続計画普及促進事業	随意契約	-	-	1,029
	EC等電子商取引活用促進事業	随意契約	-	-	9,177
	ECコーディネーター設置事業	随意契約	14,448	15,012	-
	中小企業情報活性化応援事業	随意契約	22,045	24,156	-
雇用労政課	中小企業等人材高度化育成事業	随意契約	17,607	18,755	-
合計			82,434	86,174	40,707

②財務事務執行状況の検討

産業立地課所管の委託事業のうち、委託金額上位2件の「重点業種研究開発支援事業」と「円高等対応緊急販路開拓支援事業」について、支出は所定の承認手続きに従って行われているか、支出を裏付ける証憑は適切に整備保管されているかを以下のとおり検討した。

ア) 重点業種研究開発支援事業

(目的)

本県の重点産業分野である自動車・電子・食品・新成長分野関連産業の振興を図るため、鹿児島県内の中小企業者が行う研究開発、人材育成、販路拡大等の取り組みを一体的に支援することにより、本県産業の更なる強化・活性化を図ることを目的とする。

(随意契約の理由)

- ・当法人は、県から出資がなされ、地域産業の高度化及び新事業の創出等を支援することにより、本県産業の振興を図ることを目的として組織されている公益財団法人であること。
- ・本件の委託事業を実施するに当たっては、研究開発の効率的・効果的な実施を図るため、研究開発案件の公募、審査、採択、研究開発経費の配分、フォローアップまでを関係機関と連携しながら一体的に実施できる体制及びノウハウを有していることが必要であることに加え、各企業の製造品目、技術水準、保有設備・施設、経営状況を詳しく把握しており、研究開発の実現性等について十分な判断ができること。また地元企業から見て、ワンストップ機能の観点から研究開発に関する相談・支援の直接窓口は統一されていることが適当であることが不可欠である。そのような体制及びノウハウを備える機関は当法人のみであること。

(検討結果)

委託事務執行関連書類		検討結果
業務委託契約書		○
支援事業業務委託に係る選定結果について（報告）		○
支援事業に係る初年度の実施状況の審査結果について（報告）		○
委託業務終了届	委託業務終了届	○
	委託業務実績報告書	○
	委託業務収支決算書	○
検査調書		○
委託業務完了確認通知書		○

○：指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり ー：該当なし

イ) 円高等対応緊急販路開拓支援事業

(目的)

急激な円高や国内大手企業の生産拠点再編などによる取引減少等の影響を受ける県内中小企業を対象に、取引面談会の開催や県外商談会への出展支援を行い、新たな販路開拓を支援する。

(随意契約の理由)

- ・当法人は、県から出資がなされ、地域産業の高度化及び新事業の創出等を支援することにより、本県産業の振興を図ることを目的として組織されている公益財団法人であること。
- ・本件の委託事業を実施するに当たっては、最近の円高や大手発注企業の生産拠点の移管による取引減少等の影響を受けている県内製造業の情報を正確に把握したうえで、より効果的な商談会への出展支援や県外等の発注企業とのマッチングを行う必要があるが、それらの情報とノウハウを一元的に有するのは下請取引あっせん事業や県内中小企業緊急販路開拓支援事業を実施している当法人のみである。

(検討結果)

委託事務執行関連書類		検討結果
業務委託契約書		○
新規雇用報告書		○
委託業務終了届	委託業務終了届	○
	実績報告書	○
	収支報告書	○
検査調書		○

○：指摘すべき事項等は発見されなかった ×：指摘事項等あり ー：該当なし

4-2 公的支援（ストック）

4-2-1 公的支援（ストック）総括表

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	42,480	18,041	4,167	設備貸与事業損失補償、設備資金貸付事業損失補償
② 貸付金残高	12,082,431	12,054,458	12,030,516	口蹄疫対策地域活性化基金（100億円） かごしま産業おこし挑戦基金貸付金（20億円）他
③ 出資(捐)金残高	3,563,110	3,500,801	3,421,262	基本財産、債務保証基金、人材育成基金他 (全10基金)
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

4-2-2 出捐金

平成22年度以降、県の出捐金は減少している。これは、当法人の事業費の一部を補てんするため、指定正味財産を取崩し、一般正味財産に振り替えているからである。

（単位：千円）

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
取崩額	74,587	62,309	79,539

過去においては、県が補助金を交付することにより事業費の一部を補填していたが、県の財政が厳しい等の事情により、近年、基金を取り崩すこととした。

また、基金の取り崩しは、公益財団移行前は県知事の承認が必要であったが、公益財団移行後は理事会及び評議員会の承認により行うことができることとなった。県が出捐金を取り崩す時期は、公益財団移行前は県知事の承認に基づいて行っていたが、公益財団移行後は当法人の年度決算に係る評議員会の決議に基づき行っている。したがって、公益財団移行前及び移行後も、県が出捐金を取り崩す時期は当法人の基本財産の取崩の時期と一致している。

4-2-3 損失補償

< 損失補償に係る債務保証残高の推移 >

事業名	金額（単位：千円）					
	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
設備貸与事業損失補償	3	20,205	2	6,069	1	616
設備資金貸付事業損失補償	4	22,275	3	11,972	2	3,551
合計	7	42,480	5	18,041	3	4,167

4-2-4 貸付の状況

①貸付金残高の内訳

(単位：千円)

所管部署	貸付事業	貸付条件	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経営金融課	小規模企業者等設備資金貸付金	(貸付利率) 無利子 (返済期限) 8 年	39,018	24,378	11,989
	小規模企業者等設備貸与資金貸付金	(貸付利率) 無利子 (返済期限) 8 年	33,413	20,080	8,527
商工政策課	口蹄疫対策地域活性化基金貸付金	(貸付利率) 無利子 (返済期限) 5 年	10,000,000	10,000,000	10,000,000
産業立地課	かごしま産業おこし挑戦基金貸付金	(貸付利率) 無利子 (返済期限) 10 年	2,010,000	2,010,000	2,010,000
合 計			12,082,431	12,054,458	12,030,516

②口蹄疫対策地域活性化基金

(目的)

平成 22 年 10 月に国の口蹄疫対策本部が取りまとめた口蹄疫復興対策に係る対応方針に基づき、県の出資している法人に基金を設け、当該法人がその運用益等を活用して口蹄疫により影響を受けた地域経済の速やかな回復を図るために行う助成金交付事業である。

(助成内容)

助成対象事業	内容	助成率	助成額	
地域再生・元気づくりイベント等支援事業	助成対象者が、商工団体、特定非営利活動法人、街づくり会社、地域活動団体及び複数の地域住民のいずれか又は複数と共生・協働して行う商店街等の活性化に資する事業への助成	①商店街のにぎわいを取り戻すために取り組む事業 ②消費者ニーズの把握や商店街の魅力向上などの課題解決に向けて取り組む事業	宮崎県境の地域及び家畜の搬出制限区域が設定された地域（曾於市、霧島市、志布志市、伊佐市、さつま町、湧水町）については 10 分の 8 以内、 その他の地域は 2 分の 1 以内	1 対象者当たり 2,000 千円以内
	多くの参加者が見込まれ、地域の活性化や経済効果が見込まれる催しへの助成			500 千円、3,000 千円若しくは 10,000 千円以内
かごしま黒牛・黒豚販路開拓事業	本県畜産物の新たな販路拡大を図る事業者等に対し、取組に要する経費を助成	2 分の 1 若しくは 10 分の 8 以内	1,000 千円若しくは 5,000 千円以内	
本県産牛肉・豚肉ギフト券付地域商品券発行支援事業	本県産牛肉・豚肉ギフト券付地域商品券の発行地地形への助成	2 分の 1 以内	5,000 千円以内 (上記のうち、発行・広報等については 300 千円以内)	
観光活性化対策事業	口蹄疫により観光客減等の影響を受けた本県観光の速やかな回復と地域活性化を図るために、「観光かごしま大キャンペーン推進協議会」が実施する各種誘客キャンペーン等の事業への助成	10 分の 10 以内	予算で別途定める	

(実施期間)

平成 23 年度から平成 27 年度末まで。

（実施状況）

事業名	金額（単位：千円）					
	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地域再生・元気づくりイベント等支援事業	-	-	10	52,574	11	9,900
かごしま黒牛・黒豚販路開拓事業	-	-	5	20,000	7	26,947
観光活性化対策事業	-	-	1	22,311	1	26,045
本県産牛肉・豚肉ギフト券付地域商品発行支援事業	-	-	-	-	6	18,112
合計	-	-	16	94,885	25	81,004

（基金事業における未使用額の取扱）

平成 27 年度の基金事業精算後に基金の運用益に未使用額があるときは、当法人は県に当該未使用額を納付する。

（基金の状況）

項目	金額（千円）		
	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
資産の部合計	10,200,177	10,187,636	10,175,813
うち、特定資産の額	10,200,000	10,160,000	10,141,601
負債の部合計	10,000,000	10,020,135	10,029,610
うち、県からの借入金の額	10,000,000	10,000,000	10,000,000
正味財産の部合計	200,177	167,501	146,202
うち、指定正味財産の額	-	-	-

平成 24 年度末の口蹄疫対策地域活性化事業の正味財産の額は 146,202 千円となっており、財務状況は健全であるといえる。

③かごしま産業おこし挑戦基金貸付金

（目的）

国において、平成 19 年 5 月に制定された「中小企業地域資源活用促進法」の一環として中小企業基盤整備機構が実施する、5 年間で 2,000 億円程度の資金枠を確保した地域中小企業応援ファンドの創設による都道府県など一体となった新事業の創出を支援する仕組み（地域中小企業応援ファンドのスタートアップ型）を活用し、平成 20 年 9 月に設置した。

県としては、組の枠組みを活用し、地域の活性化を図るため、本県の自動車・電子・食品・成長産業（環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ関連産業）関連の戦略的産業振興分野及び地域資源活用・農商工等連携分野、新事業開拓分野に係る中小企業等の新事業の創出や新市場参入・開拓等の取り組みを支援する。

（助成内容）

事業名	事業内容	募集期間	助成率	助成額
中核的企業創出プログラム事業	自動車、電子、食品、成長産業（環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ関連産業）関連の有望な技術シーズ等を有するか、若しくはその市場に新たに参集する意思をもつ中小企業者等に対して、中核的企業としての創出に必要な各種事業の実施に要する経費の一部を助成する。	5年度以内	対象経費の2/3以内	950万円以内
地域資源活用企業家支援事業	地域資源を活用し、企業を目指す個人等に対して、企業に向けた事業展開及び研究開発、試作品開発、販路開拓等を図るために要する経費の一部を助成する。	2年度以内	対象経費の2/3以内	1年につき300万円以内
地域資源活用・農工商等連携新事業創出支援事業	地域資源を活用して事業化を行おうとする中小企業者等、若しくは鹿児島県内における農工商等の促進に資する取組に対して経費の一部を助成する。	2年度以内	対象経費の2/3以内	1年につき300万円以内
新事業算入調査支援事業	新分野・新市場への参入、研究開発実施に係る事前調査及び製品企画に要する経費の一部を助成する。	単年度	対象経費の2/3以内	30万円以内
新市場開拓調査支援事業	製品の市場開拓を図るため展示会への出展及び展示会での市場調査（アンケート）に要する経費の一部を助成する。	単年度	対象経費の2/3以内	30万円以内（国外50万円以内）

（実施期間）

平成20年度から平成30年度まで。

（実施状況）

事業名	金額（単位：千円）					
	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中核的企業創出プログラム	5	7,055	6	5,048	7	14,142
地域資源活用起業家支援事業	-	-	-	-	1	2,239
地域資源活用・農工商等連携新事業創出支援事業	4	7,780	6	12,148	11	15,130
新事業算入調査支援事業	-	-	5	982	4	1,087
新市場開拓調査支援事業	-	-	10	3,892	35	10,906
合計	9	14,835	27	22,070	58	43,504

（基金事業における未使用額の取扱）

平成30年度の基金事業精算後に基金の運用益に未使用額があるときは、当法人は県に当該未使用額を納付する。

（基金の状況）

項 目	金額（千円）		
	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
資産の部合計	2,574,004	2,593,399	2,606,967
うち、特定資産の額	2,545,406	2,561,971	2,551,560
負債の部合計	2,024,870	2,028,316	2,048,528
うち、県からの借入金の額	2,010,000	2,010,000	2,010,000
正味財産の部合計	549,134	565,083	558,438
うち、指定正味財産の額	490,000	490,000	490,000

平成 24 年度末のかごしま産業おこし挑戦事業の正味財産の額は 558,438 千円となっており、財務状況は健全であるといえる。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

5-1-1 貸借対照表

（単位：千円）

項 目	22 年度末	23 年度末	24 年度末	備 考
総資産	18,287,819	17,774,075	17,569,145	
（うち現金預金）	53,657	89,342	127,893	
（うち有形固定資産）	534,023	512,764	504,764	
負債合計	12,188,622	12,188,861	12,178,717	
（うち有利子負債）	5,803	2,581	-	他に鹿児島県より無利子で借り入れている借入金約 120 億円あり。
純資産	6,099,196	5,585,214	5,390,428	
（うち一般正味財産）	1,649,280	1,197,607	1,082,360	

5-1-2 基金の状況

平成 24 年度末基金の構成の状況

（単位：千円）

基金名	基金の総額	出捐金			貸付	補助金
		県	民間	市町		
基本財産	660,350	630,000	20,100	10,250		
債務補償基金	311,690	33,600	155,866	122,224		
人材育成基金	745,110	279,744	319,810	145,556		
研究開発基金	550,000	550,000				
地域産業活性化基金	800,000	800,000				
新産業開発基金	450,918	450,918				
情報化基盤整備基金	300,000	300,000				
かごしま産業おこし挑戦基金	2,500,000	377,000	113,000		2,010,000	
口蹄疫対策地域活性化基金	10,120,000				10,000,000	120,000
合計	16,438,068	3,421,262	608,776	278,030	12,010,000	120,000
		4,308,068				

当法人は公益財団法人のため、基金の処分については定款にて定めている。定款では、評議員会を通じ、事業計画・収支予算書・残余財産の処分・基本財産の処分又は除外の承認並びにその他の財産処分の承認に係る議決権等が保証されており、県も評議員となっているが、最終的に県に帰属するかどうかは現時点では判断できない。

（参考）定款第39条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

5-1-3 基金の運用状況

①基金の運用方針

基金の運用方針は「公益財団法人かごしま産業支援センター資産運用管理規程」に定めている。以下、同規程より抜粋したものである。

（基本財産等の運用の基本方針）

第2条 基本財産等は、元本が確実に保証され、かつ有利な方法により運用を行うものとする。

（運用金融商品）

第4条 基本財産等の運用の対象とする金融商品は、次のとおりである。

- ア 郵便貯金
- イ 金融機関の普通預金又は定期預金
- ウ 金銭信託、貸付信託
- エ 日本国債、政府保証債、地方公共団体が発行する債券
- オ 金融債、財投機関債、公社債投資信託（転換社債を含む）

2. 理事長は特に必要と認めた場合は、前項に規定する運用対象以外の金融商品による運用を検討することができるものとする。

（金融商品の選定条件）

第5条 前条第1項に定める金融商品を選定するに当たっては、元本が確実に保証される金融商品を選定しなければならない。

2. 前条第1項オに掲げるものにあつては、日本及び外国の格付け機関のうち、2社以上がA以上と格付けしていることを要件とする。なお、前条2項により運用する場合にあつても同様とする。

②基金の運用状況

平成24年度末の基金の運用状況（預金は除く）は以下のとおりである。

（単位：千円）

種類	帳簿価額	時価	評価損益
国債	698,079	739,579	41,631
政府保証債	1,208,978	1,275,026	66,047
共同発行地方債	2,499,312	2,684,000	184,687
地方債	199,863	201,340	1,476
県債	10,413,293	10,428,098	14,804

種類	帳簿価額	時価	評価損益
仕組債	400,000	386,580	△13,420
計	15,419,526	15,714,754	295,227

全体でみると含み益が 295,227 千円発生しており、当法人の財務状態に重要な影響を与える含み損が発生していないことから財務状況は健全であると思われる。内訳をみると仕組債 400,000 千円について含み損 13,420 千円が生じているが、これはユーロ円建てのリバース・デュアル・カレンシー債である。これについては、平成 17 年度包括外部監査の結果報告書にて意見がある。

（平成 17 年度包括外部監査の結果報告書より抜粋）

当商品の運用に関する事務手続きに欠陥は発見されなかったが、当仕組債以外の金融商品利回りが 0.3%～2.4%という現状において、当商品のリスクを認識しながらも当面の事業規模維持のためには仕組債を運用せざるを得ないという状況である。

仕組債は平成 17 年度以降も増加傾向とのことであるが、元本毀損がないとはいえ、デメリットもある仕組債による運用を行う必要があるかどうか再検討する必要がある。

平成 24 年度末の状況をみると、仕組債の残高は平成 17 年度の包括外部監査当時のもの 1 銘柄のみであり、平成 17 年度の監査以降、当法人は仕組債による運用を慎重に判断しているといえる。

なお、当仕組債は平成 25 年 9 月に額面で早期強制償還されており、結果として元本の毀損はなかった。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

（単位：千円）

項目	22 年度	23 年度末	24 年度末	備考
総収入（＝売上高+ 営業外収益+特別利益）	590,588	319,153	271,318	
（うち県からの補助金、委 託料、指定管理料）	320,700	125,554	83,212	
（うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料）	-	-	-	
当期経常増減額	166,287	△513,764	△115,627	
当期一般正味財産増減額	237,909	△451,673	△115,246	
減価償却前当期一般正味 財産増減額	259,459	△429,629	△93,849	

平成 22 年度は一般正味財産が 237,909 千円の増加となっている。これは、口蹄疫対策地域活性化事業に係る県からの補助金 2 億円（毎年 40,000 千円×5 年間支出）を経常収益の補助金収入として計上したものである。

平成 23 年度は一般正味財産が 451,673 千円の減少となっている。これは国の制度を活用して実施していた創造的中小企業創出支援事業の終了に伴い、運用益等の余剰資金 404,855

千円を国及び県へ返納したことによるものである。

平成24年度は代位弁済求償権の償却79,158千円が発生している。

（求償権償却額の内訳）

項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
債務保証・低利融資事業	-	-	-	-	2	23,255
創造的中小企業創出支援事業	-	-	-	-	2	55,903
合計	-	-	-	-	4	79,158

参考（代位弁済求償権残高の内訳）

項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
債務保証・低利融資事業	2	23,255	2	23,255	-	-
企業化債務保証・低利融資事業	1	21,833	1	21,833	1	21,833
創造的中小企業創出支援事業	5	113,247	5	109,971	3	50,148
合計	8	158,336	8	155,060	4	71,981

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後の方向性：継続

課題：経済情勢や企業ニーズを踏まえた事業の実施

7 その他の特記事項

（記載なし）

〔まとめ〕

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、地域産業の高度化、新事業の創出及び中小企業者の経営基盤の強化等を総合的に支援することにより、本県産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与するための政策的な出資であると考えられる。当法人は設立当初から地域産業の高度化、新事業の創出及び中小企業者の経営基盤の強化等による産業の振興を推進するための様々な事業を行ってきた。また、当法人は平成

24年4月1日付で公益財団法人に移行していることから、その実施事業の公益性は高いといえる。

本県においては当法人以外にこのような事業を実施している法人はなく、出資することの意義については問題ないと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

当法人の作成する計算書類等について会計監査人による監査を受けている。平成24年度の計算書類については、会計監査人の監査報告書上、無限定適正意見があり、財務数値の信頼性は高いといえる。上記5-1-3の基金の運用状況を見ても運用資産に重要な含み損が発生している状況は見られず、一般事業会社でいうところの債務超過の状況ではないことから財務状況に問題ないと思われる。

しかし、近年の金融市場の状況において、当法人の基本財産及び特定資産の運用利回りは年1%前後と低迷しており、本来、財団法人の柱であるはずの基本財産及び特定資産運用収入はその存在意義を失っているといえる。この状況を補うために県等地方公共団体からの補助金等収入や借入金による基金の造成に頼らざるを得なく、実際に実支出額（事業費＋管理費合計）に占める補助金等収入の割合は高くなっている。（下記表 項目L）

（単位：千円）

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A. 基本財産期末残高	660,350	660,350	660,350
B. 特定資産期末残高	16,784,335	16,294,132	16,163,690
C. 基本財産運用収入	9,074	7,565	10,566
基本財産運用利回り（C÷A）	1.37%	1.14%	1.60%
D. 特定資産運用収入	77,500	139,656	137,936
特定資産運用利回り（D÷B）	0.46%	0.85%	0.85%
E. 事業収入	36,764	27,684	23,357
F. 会費等収入	6,384	6,458	5,953
G. 補助金等収入	(*1)358,867	134,477	87,181
H. 雑収入	4,036	1,566	1,065
I. 事業収入合計（C+D+E+F+G+H）	492,599	317,408	266,063
J. 事業収入合計に占める補助金等収入割合（G÷I）	72.8%	42.4%	32.8%
K. 実支出総額（事業費+管理費合計）	335,256	(*2)806,196	377,806
L. 実支出総額に占める補助金等収入割合（G÷K）	107.0%	16.7%	23.1%

*1 口蹄疫対策地域活性化事業に係る県からの補助金2億円の交付があったもの。

*2 国の制度を活用して実施していた創造的中小企業創出支援事業の終了に伴い、運用益等の余剰資金404,855千円を国及び県へ返納したことによるもの。

また、事業費の一部を補てんするために基本財産の取崩をここ数年行っているが、このような取り崩しを継続して行くと将来的には基本財産が枯渇する可能性があるといえる。

（参考）簡易指定正味財産取崩可能年数

- A. 平成24年度末指定正味財産額＝4,308,068千円
- B. 基金取崩額（平成22年度～平成24年度合計）＝74,587+62,309+79,539＝216,435千円
- C. 基金取崩額平均（B÷3）＝72,145千円
- D. 指定正味財産取崩可能年数（A÷C）＝60年

（意見）今後の財団運営について

金融市場の大幅な回復が見られない状況を考慮すると、今後も基本財産等の運用収入で賄えない状況が続くと予想され、また、事業収入や会費収入は大幅な増収が見込めないことから、今後も県からの永続的な財政支援なしには事業は成立しないと思われる。

このような状況においては、中長期経営計画を策定して計画的な財団運営を目指すとともに、現在実施している事業の効果を適切に評価し、場合によっては事業の統合・廃止等を行うことによって、より効率的な事業を実施する必要があると考えられる。

5-4（雇用労政課）財団法人鹿児島勤労者いこいの村

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	5,000	うち県 2,000（出資比率 40%、他自治体出資比率 40%）	
出資年月日	昭和 53 年	所在地	薩摩川内市祁答院町藺牟田 1806 番地

2 事業概要

2-1 事業概要

事業目的	鹿児島勤労者いこいの村及び勤労者体育施設を効果的に運営し、勤労者の福祉の向上に寄与すること
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】</p> <p>①鹿児島勤労者いこいの村及び勤労者体育施設の受託運営管理に関する事業</p> <p>②鹿児島勤労者いこいの村及び勤労者体育施設の必要な施設の整備に関する事業</p> <p>③その他財団の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【出資の意義】</p> <p>財団の目的を達成するために、設立当初に県が出捐したものである。</p>

2-2 設立の趣旨

勤労者いこいの村が昭和 51 年度から 3 カ年計画で薩摩郡祁答院町（現薩摩川内市祁答院町）に雇用促進事業団によって建設され、昭和 53 年 11 月に完成した。この施設は、県下の勤労者が週休 2 日等の余暇を利用して家族連れで宿泊し、自然に親しみながら休養・健康増進等を図るための施設を提供し、もって雇用の促進と職業の安定に資することを目的とするもので、もともとは、国が建物を建設して運営していた施設を平成 15 年に祁答院町（現薩摩川内市）に売却されたものである。

その運営は鹿児島県に委託されるが、県自ら運営できない場合は関係地方公共団体の出資による公益法人に再委託することとなっていた。そこで、財団法人鹿児島勤労者いこいの村を設立し、この施設の運営を受託して県下の勤労者の福祉の増進に寄与しようとしたものである。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
9 (0)	61	2,520	7 (0)	53	2,971

4 第三セクター等への関与の状況

上記 1 に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備 考
総資産	22,394	22,902	39,388	
(うち現金預金)	2,439	3,850	30,381	
(うち有形固定資産)	654	362	274	
負債合計	14,884	18,084	31,466	
(うち有利子負債)	914	1,672	-	
純資産	7,509	4,818	7,922	
(うち利益剰余金)	2,509	△181	2,922	

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	192,454	180,589	174,180	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	9,729	11,143	20,000	
経常損益	292	△2,620	△16,817	
当期損益	292	△2,620	3,175	
減価償却前当期利益	615	△2,328	13,256	

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

薩摩川内市が所有し、財団が指定管理者として管理運営していた「いこいの村いむた池」については、薩摩川内市議会において、市が提案した施設の無償譲渡に係る議案が平成25年9月24日に議決されたことから、10月5日をもって経営を停止して(株)九州ホテルリゾートに譲渡され、10月9日より(株)九州ホテルリゾート「レイクサイドホテルいむた清風」として開業した。また財団は、10月22日に解散し、同日付で代表清算人が登記された。

7 その他の特記事項

(記載なし)

[まとめ]

当法人は、「いこいの村いむた池」の維持管理運営を行うために昭和53年6月に設立され、平成16年12月からは、薩摩川内市の指定管理者として施設の維持管理運営を行ってきたが、平成23年度ごろから利用者・売上ともに大幅な減少傾向にあり、円滑な施設管理ができない状況となった。こうした中、薩摩川内市は当法人の運営事業費を補填すべく、補助金を交付した。(平成24年度の交付額20,000千円)

一方、「いこいの村いむた池」を所有する薩摩川内市においては、平成25年2月に「薩

摩川内市公有財産利活用方針に基づく財産仕分け・利活用方針」を策定し、その検討段階（平成24年10月）で、いこいの村いむた池を含む観光施設22施設については民間での事業実施が可能なことなどから、処分財産として売却・譲与・貸付する方針を出した。その後、市は、平成24年12月26日から翌年1月25日までの期間に公募を行ったが、応募があったものの譲渡先候補者の選定には至らなかった。（公募条件は、建物・泉源施設・物品については無償、土地については事業用定期借地権の設定による借地）そこで、市は募集要項を見直し（土地・建物・泉源施設・物品についてはすべて無償譲渡）、再公募を平成25年3月29日から7月16日（当初は5月15日までであったが、募集期間を2カ月延長）の期間で実施したところ、3社の応募を受け、選定委員会により譲渡先候補法人を選定し、庁内会議を経て譲渡先を決定した。

これに伴い、公益法人制度改革による移行期限が平成25年11月に迫る中、現状のままでは公益もしくは一般財団に移行できる運営状態にないため、当法人は解散することとなった。

なお、清算終了後の残余財産については、薩摩川内市に寄付されることとなるということである。

5-5（水産振興課）鹿児島県漁業信用基金協会

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	2,668,650	うち県	813,550 千円	(出資比率 30.49%、他自治体出資比率 31.21%)
出資年月日	昭和28年8月(注)	所在地	鹿児島市鴨池新町 11-1	

(注) 直近では、平成16年3月に40,000千円の増資を行っている。

2 事業概要

事業目的	中小漁業者の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、漁業振興を図ることを事業目的としている。
事業内容及び県が出資することの意義	当基金協会は、会員たる中小漁業者等が、漁業近代化資金や事業又は生活に必要な資金の借入れをする際に、金融機関に対して債務の保証を行う。地方公共団体は協会の会員となる資格を有するが(中小漁協融資保証法第10条)、県が会員となり出資を行うことで協会の保証基盤の強化が図られ、県内漁業の振興に寄与することが出来る。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均報酬	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
15 (3)	- (注)	6,000 (注)	6 (1)	42	4,644

(注) 当協会では全役員の年齢を把握していないため、平均年齢は不明である。また、役員の平均報酬については、役員報酬の支給対象者が常勤役員(1名)だけであることから、当該対象者の報酬を記載している。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援(フロー)

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	1,499	1,477	-	具体的な内容は、平成14年に発生した赤潮被害を受けた長島町の養殖業者に対し、協会が無担保・無保証人による債務保証を引き受けるに当たり負担する費用(保証責任準備金)の2/9を県が補助したものである。
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小計	1,499	1,477	-	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	
合計	1,499	1,477	-	
(参考)委託料	-	-	-	

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	-	-	-	
② 貸付金残高	-	-	-	
③ 出資(捐)金残高	813,550	813,550	813,550	
④ ②、③以外の債権残高	-	-	-	
⑤ 債務残高	-	-	-	

平成22年度から24年度において出資金残高の変動は生じていない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	30,788,854	29,647,816	28,190,555	保有する有価証券の内容は以下のとおりである。
(うち現金預金)	2,011,577	2,006,045	2,630,741	
(うち有形固定資産)	159	119	111	
負債合計	28,000,200	26,748,804	25,141,543	
(うち有利子負債)	1,022,613	961,000	994,900	
純資産	2,788,652	2,899,011	3,049,012	
(うち利益剰余金)	131,753	227,661	260,320	

(注) 当協会は、資産として有価証券を保有している。平成24年度末における有価証券の内訳、帳簿価額及び時価の状況は以下のとおりであり、当該時点において評価損は生じていない。

(単位:千円)

銘柄	勘定科目	取得価額	時価	取得価額と時価との差額金額
平成15年度第3回鹿児島県公債	有価証券	25,600	25,902	302
有価証券勘定小計		25,600	25,902	302
第9回分離国債	投資有価証券	140,666	141,360	694
第62回利付国債	投資有価証券	961,004	979,872	18,868
第93回利付国債	投資有価証券	440,000	502,128	62,128
第142回利付国債	投資有価証券	201,420	214,180	12,760
第43回東日本鉄道社債	投資有価証券	199,930	221,300	21,370
第40回野村ホールディングス社債	投資有価証券	200,000	202,020	2,020
投資有価証券小計		2,143,020	2,260,860	117,840
合計		2,168,620	2,286,762	118,142

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	305,571	289,059	260,550	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	1,499	1,477	-	(注1) 下記参照
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	3,000	5,269	2,727	

項目	22年度	23年度	24年度	備考
経常費用合計	201,736	193,150	227,726	
事業直接費	132,659	112,721	102,155	
財務費用	891	2,271	2,738	
事業管理費	50,336	59,122	59,958	
その他費用	17,849	19,034	62,874	(注2) 下記参照
経常損益	103,835	95,841	17,909	
当期損益	103,819	95,909	32,658	
減価償却前当期利益	103,963	96,063	32,857	

(注1) 平成22年度及び平成23年度における県及び県以外の自治体からの補助金の具体的内容は、平成14年に発生した赤潮被害を受けた長島町の養殖業者に対し、当協会が無担保・無保証人による債務保証を引き受けるに当たり負担する費用(保証責任準備金)の2/3を、国、県及び地元市町村の三者で均等負担したものである。なお、この制度は平成23年度で終了している。また、平成23年度の県以外の自治体からの補助金には国からの補助金として、他の資金に対する利子助成(1,907千円)と、無保証人型事業に対する支援助成金(408千円)が含まれている。

(注2) 各事業年度におけるその他費用項目の推移状況

(単位 : 千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
保証責任準備金 ^(*1-1) 繰入戻入(△)	10,650	8,040	5,367	(*2)
求償権償却引当金 ^(*1-2) 繰入戻入(△)	5,210	△27,179	37,011	(*3)
債務保証損失引当金 ^(*1-3) 繰入戻入(△)	△4,579	△1,300	16,862	(*4)
特別準備金繰入戻入(△)	6,238	8,068	2,740	
求償権償却費	-	31,261	793	
支払助成金	329	145	100	
その他費用合計	17,849	19,034	62,874	

(*1) 各引当金の計上基準について

保証責任準備金⁽¹⁾：通常の予測を超えて発生する事故による損失に備えるため、会計命令第49条第2項に掲げる算式により、算定した額を計上している。

求償権償却引当金⁽²⁾：求償権の回収不能による損失に備えるため、回収不能見込額に基づき、算定した額を計上している。

債務保証損失引当金⁽³⁾：債務保証の損失に備えるため、会計命令第48条により、算定した金額を計上している。

なお、各事業年度における金額において△は戻入を意味する。

(*2) 平成22年度から24年度における保証責任準備金繰入の金額の推移は以下の理由による。

会計規程により保証責任準備金積立基礎額(B)が前年度末・保証責任準備金計上額(C)を上回ったときには、上回った金額の1/6を繰入し、下回ったときには、下回った金額の全額を戻入することになっている。

平成23・24年度とも、保証債務(A)の金額は減少しているものの、平成20年度から21年度にかけて、漁業緊急保証制度の創設により保証債務(A)の残高が5,120,464千円から19,538,248千円に急増したこともあり、まだ、保証責任準備金積立基礎額(B)が前年度末・保証責任準備金計上額(C)を大きく上回っている状況のため、多額の保証責任準備金繰入が発生した。

(保証責任準備金、準備金算定基礎及び保証責任準備金繰入戻入の推移)

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
保証債務 (A) (注①)	18,879,545	17,219,614	15,883,623
保証責任準備金積立基礎額 (B) (B) = (A) × 6/1,000	113,277	103,318	95,302
前年度末・保証責任準備金計上額 (C)	43,943	54,593	62,633
積立過不足額 (D) = (B) - (C)	69,335	48,725	32,669
保証責任準備金繰入戻入 (E) (注②) (D) > 0 の場合 : (E) = (D) × 1/6 (D) < 0 の場合 : (E) = (D)	10,650	8,040	5,367
保証責任準備金 (F) = (C) + (E)	54,593	62,633	68,000

(注①)保証債務(A)は、年度末における保険に付されている保証債務の額(翌事業年度約定返済元金相当額を除く。)である。

(注②)保証責任準備金繰入戻入(E)は、資金ごとの積立過不足額の状況(3期ともマイナスとなっている資金あり)で算定し合計するため、(D) > 0 であっても、保証責任準備金(F)は、単純に(D) × 1/6 とはならない。

(*3) 平成 22 年度から 24 年度における求償権償却引当金繰入戻入の金額の推移は以下の理由による。

会計規程により求償権償却引当金(E)を計算しており、求償権償却引当金繰入戻入(G)は前年度末・求償権償却引当金(F)との差額により算定される。平成 23 年度は求償権残高(A)が前年度より減少し、協会負担・求償権残高(C)も前年度に比べ減少したため、求償権償却引当金戻入が発生した。一方、平成 24 年度は求償権残高(A)が前年度よりも増加し、協会負担・求償権残高(C)も前年度に比べ増加したため、求償権償却引当金繰入が発生した。

(求償権償却引当金、引当金算定基礎及び求償権償却引当金繰入戻入の推移)

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
求償権残高 (A)	3,780,118	3,669,259	3,793,595
本年度・保険金受領額等 (B) (注①)	2,719,307	2,641,459	2,728,436
協会負担・求償権残高 (C) (C) = (A) - (B)	1,060,811	1,027,800	1,065,159
次年度以降の回収見込額 (D)	19,474	13,642	13,990
本年度・求償権償却引当金 (E) (E) = (C) - (D)	1,041,337	1,014,158	1,051,169
前年度・求償権償却引当金 (F)	1,036,127	1,041,337	1,014,158
求償権償却引当金繰入戻入 (G) (G) = (E) - (F)	5,210	△27,179	37,011

(注①) 保険金受領額等(B)は、年度末の当該求償権に係る独立行政法人農林漁業信用基金から支払を受けた保険金及び支払いを受けることが予定されている保険金の金額である。

(*4) 平成 22 年度から 24 年度における債務保証損失引当金繰入戻入の金額の推移は以下の理由による。

会計規程により債務保証損失引当金(C)を計算しており、債務保証損失引当金繰入戻入(E)は前年度末・債務保証損失引当金(D)との差額により算定される。

平成 23 年度は保証債務残高(A)が前年度より減少し、債務保証損失引当金(C)も前年度に比べると減少したため、債務保証損失引当金戻入が発生した。一方、平成 24 年度は保証債務残高(A)こそ減少したものの、燃油価格の高騰や漁価の低迷を受けて貸出先の財務状況が悪化し債務者区分が下がったことなどもあって、債務保証損失引当金(C)が増加したため債務保証損失引当金繰入が発生した。

(債務保証損失引当金、引当金算定基礎及び債務保証損失引当金繰入戻入の推移)

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
本年度末・保証債務残高 (A)	23,036,910	21,982,978	20,390,645
協会負担保証債務残高 (B) (注①)	2,609,963	2,641,049	2,539,738
本年度末・債務保証損失引当金 (C) (注②)	36,692	35,391	52,253
前年度末・債務保証損失引当金 (D)	41,272	36,692	35,391
債務保証損失引当金繰入戻入 (E) (E)=(C)-(D)	△4,580	△1,301	16,862

(注①)協会負担保証債務残高(B)＝本年度末・保証債務残高(A)×(1-X)である(Xは保険てん補率：0.7または0.8)。ただし、緊急保証対策に係る資金については、(B)=(A)×(1-0.7)×10%。

(注②)本年度末・債務保証損失引当金(C)＝協会負担保証債務残高(B)×事故率×回収不能率

事故率：ア 債務者区分が正常先の場合

直近の事業年度を最終年度とする正常先の期首保証残高に対する1年間の代位弁済額の割合についての過去5算定期間の平均

イ 債務者区分が要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の場合

直近の事業年度を最終年度とするそれぞれの債務者区分ごとの期首保証残高に対する5年間の代位弁済額の割合についての過去5算定期間の平均

回収不能率：直近の事業年度を10年目とする代位弁済額に対する10年後の未回収額(当該代位弁済額から10年間の回収額及び求償権償却額の合計額を控除した額)の割合についての過去10算定期間の平均

なお、計算にあたっては、資金別・債務者区分ごとに算出し、合計する。

(参考)

当協会は、中小漁業融資保証法第33条の2の規定に基づき、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の決算関係書類について会計監査人である公認会計士による監査を受けており、各事業年度の監査報告書を閲覧したところ、いずれの監査報告書にも適正である旨の意見が付されていることを確認した。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

「中期経営計画(平成22～27年度)」に沿った業務の適正な執行が図られるよう、助言・指導を行う。具体的には、毎年度、中期経営計画の進捗状況の報告を受けるとともに、基金協会の業務において重要な案件については、県に対しても、執行前に報告・相談するよう求め、必要に応じて助言・指導を行う。

7 その他の特記事項

今後、平成21・22年度に実施した緊急保証対策に係る償還に伴い、保証残高が年々減少するほか、当協会の保証残高の大宗を占める養殖業者の経営不振等により、代位弁済が増加することが懸念される。

8 まとめ

① 県が出資することの意義(出資対象事業の適切性)

わが県において漁業は重要な基幹産業である。当協会は中小漁業者の漁業経営等に必要資金の融通を円滑にする役割を担っており、このような協会に対し県が出資を行い、保証基盤を強化することは、漁業という産業の維持・発展、ひいては地域経済の発展に

寄与するものとする。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

将来における保証残高の逓減、代位弁済の累増が懸念されるものの、中期経営計画に基づいた業務執行がなされており、現状において財政状態上の問題はないと思われる。

5-6（かごしま PR 課）公益財団法人南薩地域地場産業振興センター

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	20,000	うち県 5,000 (出資比率 25%、他自治体出資比率 70%)	
出資年月日	昭和 56 年	所在地	枕崎市松之尾町 37-1

2 事業概要

事業目的	南薩地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】</p> <p>①南薩地域の特産品の需要開拓、普及及び紹介、情報の収集及び提供に関する事業</p> <p>②地域社会の発展のための施設貸与等に関する事業</p> <p>③その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【県が出資することの意義】</p> <p>当該法人は、南薩地域における地場産品の販路開拓事業を目的とした公益法人として設立され、事業活動を通じて同地域の地場産業の振興に貢献しており、本県の特産品振興の施策とも合致していることから、引き続き出捐者として理事の立場で事業に関与し、効果的な事業展開を図る。</p>

3 役職員の状況

3-1 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
10 (1)	65	0	5 (0)	45	2,270

3-2 平成 24 年度の当社への関与状況

平成 24 年度においては、当法人の理事会には日程の都合上、欠席している。しかし、所管課職員は、当センターからの事業報告や会計実地検査を行うなかで、財務状況などについて確認するなど、所管庁として注意を払っていた。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

上記 1 に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

5 財務状況

5-1-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	409,325	402,068	328,530	
(うち現金預金)	18,593	15,692	15,070	
(うち有形固定資産)	293,843	284,818	275,948	
負債合計	14,289	16,926	18,508	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	395,036	385,142	310,022	
(うち利益剰余金)	375,036	365,142	290,022	

5-1-2 基本財産の状況

平成24年度末の基本財産の運用状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

種類	帳簿価額	時価	評価損益
定期預金	20,000	20,000	-
計	20,000	20,000	-

このように基本財産は定期預金で運用しており、当法人の財務状況に重要な影響を与える含み損はないと思われる。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	151,803	148,385	145,085	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	-	-	-	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	-	-	-	
経常損益	△7,002	△8,575	△9,081	
当期損益	△7,002	△8,575	△9,081	
減価償却前当期利益	2,114	449	△211	

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

存続。平成25年3月19日付で、公益財団法人として認定（平成25年4月1日付で公益財団法人に移行済）

7 その他の特記事項

(記載なし)

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、南薩地域における地場産業振興のため、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上及び福祉の増進に寄与するための政策的な出資であると考えられる。当法人は、南薩地域における地場産品の販路開拓事業を目的とした公益法人として設立され、現在まで継続して南薩地域の特産品の需要開拓等を行ってきた。また、当法人は平成25年4月1日付で公益財団法人に移行していることから、その実施事業の公益性は高いといえる。

本県においては当法人以外にこのような事業を実施している法人はなく、出資することの意義については問題ないと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

当社の作成している計算書類等は公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていない。当社は地場産業センターを保有し展示即売所や研修室、食堂等を運営していることから建物等の固定資産が平成24年度末で275,948千円と総資産額328,530千円の大部分を占めている。そのほか、基本財産として定期預金20,000千円がある。正味財産は平成24年度末310,022千円となっており、現状、財務状況は健全であるといえる。

一方、総収入はここ数年減少傾向にある。地元の商圈が衰退しているため、これまで鹿児島市などからの集客を図るため、商品単価を値引きしてお得感を出したイベント等に取り組んできたが、売上は増加する一方、収益が伸びず経費が膨らむばかりであることから、平成25年度からは販路を県外などに求め、買取り商品を量販店などへ売り込む事業に取り組むこととしている。また、事務局職員が公益認定法人移行事務で多忙のため、ここ数年、物産展などへの出展が少なくなっていたが、移行も完了し、平成25年度から通常通りの事業の執行に戻っており、徐々に財務状況も改善するものと考えている。

また、財政状況が厳しい時期において、県は当法人に対し補助金を定期的に交付してきた。昭和56年の当法人の設立以降、昭和56年度から平成15年度まで地場産業振興対策事業補助金（補助率 国：1/2、県：1/2）として、県から補助金を受けていた。（県以外の自治体からの補助金は受けていない）

（補助金交付実績）

（単位：千円）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
交付金額	4,394	5,102	4,110	3,700	3,440	3,096

平成16年度以降、補助金の交付は行われていないが、今後も収支がマイナスの状況が継続するのであれば、県による補助金の交付などの財政的支援なしでは事業は継続できないと考えられる。このような状況においては、中長期経営計画を策定して計画的な経営再建を目指すとともに、現在実施している事業の効果を適切に評価し、場合によっては事業の統合・廃止等を行うことによって、より効果的・効率的な事業を実施する必要があると考えられる。

5-7（かごしま PR 課）公益財団法人奄美群島地域産業振興基金協会

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	10,000	うち県	3,000 (出資比率 29.1%、他自治体出資比率 32.3%)
出資年月日	平成元年	所在地	奄美市名瀬港 15-1

2 事業概要

2-1 事業概要

事業目的	奄美群島における本場大島紬などふるさと産業の研究開発・商品開発・販路開拓等の事業を行い、地域における産業の育成と活性化に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】</p> <p>①新商品又は新技術の開発研究及びその企業化促進に関すること ②特産品に係るデザインの研究開発に関すること ③特産品に係る情報の収集提供と PR に関すること ④特産品の商談会、求評会の開催など販路開拓等に関すること ⑤後継者育成など人材育成に関すること ⑥その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>【県が出資することの意義】</p> <p>理事の立場から事業に関与し、効果的な事業展開を図る。</p>

2-2 設立の趣旨

基幹産業である本場奄美大島紬の新たな展開や地域農林水産物を活用した特産品開発など、ふるさと産業の振興を図るため、地元市町村、業界、団体などが官民一体となり、国の高度化資金を活用した基金を造成し、その運用果実で市場等調査、紬ショーや新作発表会の開催などによる販路開拓、大島紬や地域資源を活用した新商品の開発、デザインの高度化、先進地研修や地場産業シンポジウムなどの人材確保対策事業を実施しようとするものである。

3 役職員の状況

3-1 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
17 (0)	65.4	0	1 (0)	58	2,400

3-2 平成24年度の当法人への関与状況

県大島支庁長が理事に就任しており、毎回理事会に出席し、事業計画及び実績検討に参加している。また、評議員には県大島支庁総務企画課長及び県工業技術センター大島袖部長が就任し、評議員会に出席した。

第1回 平成24年6月13日（理事会・評議員会）

第2回 平成24年9月19日（理事会・評議員会）

第3回 平成25年3月13日（理事会・評議員会）

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

4-1-1 公的支援（フロー）総括表

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)				
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他公的支援				
小計				
⑤ 損失補償に伴う金利減免額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計				
合計				
(参考)委託料	2,012	1,089	0	鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業(起業体験・研修事業)

4-1-2 委託料

① 委託料の内訳

所管部署	委託事業	委託の方法	金額（単位：千円）		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度
雇用労政課	起業体験・研修事業	随意契約	2,012	1,089	-
合計			2,012	1,089	-

4-2 公的支援（ストック）

上記1に記載している出資（出捐）以外の公的支援は発生していない。

5 財務状況

5-1-1 貸借対照表

（単位：千円）

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	222,517	218,506	215,811	
（うち現金預金）	10,604	7,397	5,428	
（うち有形固定資産）	698	403	10	

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
負債合計	44	0	127	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	222,472	218,505	215,684	
(うち利益剰余金)	212,172	208,205	205,384	

5-1-2 基本財産等の状況

平成24年度末の基本財産等の運用状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

種類	帳簿価額	時価	評価損益
定期預金	210,300	210,300	-
計	210,300	210,300	-

このように基本財産等は定期預金で運用しており、当法人の財務状況に重要な影響を与える含み損はないと思われる。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	13,326	12,232	19,997	
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	2,012	1,089	0	
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	6,770	6,770	15,212	
経常損益	1,624	△3,966	△2,821	
当期損益	1,570	△3,966	△2,821	
減価償却前当期利益	1,791	△3,670	△2,428	

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

方向性：存続

平成23、24年度においては、収支差額マイナスとなったものの、平成22年度までの繰越金と群島内市町村や関係団体からの負担金収入等を考慮すると特に問題ないと考えますが、今後も引き続き堅実な経営をしていく必要がある。

7 その他の特記事項

(記載なし)

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当該出資は、いわゆる財政的な支援を目的とする出資ではなく、奄美群島の産業の育成と活性化に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成に寄与するための政策的な出資であると考えられる。当法人は、基幹産業である本場奄美大島紬の新たな展開や地域農林水

産物を活用した特産品開発など、ふるさと産業の振興を図ため、現在まで継続して市場等調査、紬ショーや新作発表会の開催などによる販路開拓、大島紬や地域資源を活用した新商品の開発、デザインの高度化、先進地研修や地場産業シンポジウムなどの人材確保対策事業を行ってきた。また、当法人は平成25年4月1日付で公益財団法人に移行していることから、その実施事業の公益性は高いといえる。

本県においては当法人以外にこのような事業を実施している法人はなく、出資することの意義については問題ないと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

当法人の作成している計算書類等は公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていない。当法人の基本財産等の運用額は210,300千円（全額定期預金）と総資産額215,811千円の大部分を占めている。

平成23年度及び平成24年度は連続して正味財産がマイナスとなっているが、これは平成22年度までに繰越金が発生していたため、平成23年度以降は繰越金を勘案した事業運営を行っていたからである。当法人は、平成23年度を開始事業年度とする4カ年計画を作成しており、当該計画に従い事業を運営しているが、ここ数年の業績は当該中期計画とほぼ同水準の数字となっており、平成25年度以降は収支がほぼゼロになると見込んでいる。

なお、従来から財源の不足分については奄美群島市町村及び関係団体からの負担金にて賄っており、過去において県の追加負担は発生していない。また、平成24年度末の純資産額は215,694千円と財務状況に問題ないと思われる。

5-8（国際交流課）公益財団法人鹿児島県国際交流協会

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	1,023,346	うち県	500,000 (出資比率 48.9%、他自治体出資比率 9.8%)
出資年月日	平成 2 年	所在地	鹿児島市山下町 14-50

2 事業概要

事業目的	鹿児島県と諸外国との交流や地域レベルの国際交流並びに国際協力を積極的に推進するとともに、国際理解を深め、国際性豊かな地域社会づくりに寄与する。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】</p> <p>(1) 国際理解の推進 (2) 国際交流活動の展開 (3) 多文化共生社会の推進 (4) 国際協力の推進</p> <p>県国際交流協会は、平成 2 年 1 月に自治省（現総務省）から地域国際化協会として認定された県内唯一の団体である。県内の市町村にある市町村国際交流協会や、民間の国際交流団体をまとめる役割を持っており、県内の国際交流活動の中心となる中核的な民間国際交流組織に位置づけられている。</p>

公益財団法人鹿児島県国際交流協会（以下、「国際交流協会」という。）は、昭和 30 年に設立された財団法人鹿児島県海外協회를前身とする財団法人であり、昭和 62 年に名称を財団法人鹿児島県国際交流協会に変更し、平成 24 年 4 月に公益財団法人認定を受けている。

また、平成 2 年 1 月には都道府県の中核的国際交流組織である「地域国際化協会」の認定を受けている。

地域国際化協会：

地域の国際化は行政のみでなし得るものではなく、民間国際交流組織の活動が不可欠との考えより、総務省の指針に基づき県が作成した「地域国際交流推進大綱」に位置づけられ、地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織を「地域国際化協会」として認定し、各種の支援措置を行っている。

1) 出捐金

県からの出捐金 5 億円は国際交流協会の貸借対照表では「IV正味財産の部 1. 指定正味財産 寄付金」に、指定正味財産によって取得した資産は貸借対照表上「2. 固定資産 (1) 基本財産」として計上されている（下表参照）。

<基本財産の内訳>

運用対象		金額(千円)
定期預金		36,328
有価証券	国債、政府保証債、地方債(鹿児島県債他)	888,190
	仕組債	40,141
	株式(九州電力) (注)	102
	有価証券計	928,433
	合計	964,761

(注) 協会の前身である鹿児島県海外移住組合から承継した有価証券

(意見) 仕組債の運用について

<国際交流協会が保有する仕組債の概要>

項目	内容
発行形体	ユーロ円建為替リンク債
発行主体	ノルウェー輸出金融公社 格付け：ムーディーズ Aaa・S&P AA+・フィッチ AAA ※2014年1月現在の格付け：ムーディーズ Ba3 ¹ ・S&P BB+ ²
発行額	1億円
期間	平成18年1月～平成48年1月
金利	平成19年まで4% それ以降は、基準為替レート(105円/米ドル)より円安の場合のみ金利を受け取る(上限4%)
ターゲットボン	受取利息累計額が2千万円に達した時点で額面償還

当仕組債は、基準為替レートが105円と現在の為替相場に対して円安に設定されており、また、当初2年間は4%の高金利を保証する一方で受取利息累計額の上限を2千万円に設定するなど、いわゆる利益先食いの要素が含まれる商品といえる。

運用実績は下表のとおりであり、受取利息は3年目以降ゼロである。加えて、平成23年度末の時価(40,141千円)が額面(1億円)の50%を下回ったため、公益法人会計基準に基づき減損処理を実施している。満期保有目的債券であるため会計上減損処理を行ったとしても原則満額償還されるが、発行体の信用状況も悪化しており、今後の為替相場及び発行体の状況に留意が必要である。

長期にわたる低金利は、財産の運用益を事業の財源とする財団法人にとって深刻な問題であり、4%の金利を保証する商品は投資決定時非常に魅力的だったといえる。しかしながら、結果として安全性が最優先される基本財産の減損や円安にならない限り続くゼロ金利等後年に影響を及ぼすこともあるため、今後仕組債等の投資を検討する際は、運用規程にのっとり、償還までの長い間リスクが存在することの重要性を強く意識することが必要である。

なお、当仕組債の減損を契機に国際交流協会は平成24年度に運用規程を改正し、より安全性の高い商品を運用することとしている。

<当仕組債の受取利息及び年度末時価の推移>

事業年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
受取利息(千円)	4,000	4,000	0	0	0	0	0	0
年度末時価(千円)	85,720	77,860	86,434	78,122	78,307	40,141	57,260	70,687

(H26.1末現在)

2) 事業概況

国際交流協会が行う主な事業は以下のとおりである(太字は県委託事業)。

¹Ba3：投機的と判断され、相当の信用リスクがある債務に対する格付。1～3の数字はBa内の段階を指し、3は下位であることを示す。

²BB+：債務者は、短期的にはより低い格付けの債務者ほど脆弱ではないが、高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によってはその金融債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。+記号はBB内での相対的な強さを表し、+は上位であることを示す。

1) 公益目的事業

①国際理解の推進

- ・国際交流プラザの運営
- ・広報誌の発行
- ・国際理解事業の推進
 - 外国語・文化講座等の開催
 - 青年海外協力隊 0B 等の小中学校への派遣

②国際交流活動の展開

- ・海外派遣交流の推進
- ・旅券の発給に関する業務 等

③多文化共生社会の推進

- ・在住外国人のための日本語・日本理解講座の開催 等

④国際協力の推進

- ・留学生支援貸付、助成 等

2) 収益事業

- ①収入印紙、旅券用写真販売 等

国際交流プラザの運營業務及び旅券の発給に関する業務は県からの受託事業であり、それぞれ平成6年度及び昭和61年度より継続して国際交流協会が受託している。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
17 (1)	61.6	339	6 (2)	45.8	2,064

役員の様子は次のとおりであり、唯一の常勤理事である専務理事が業務を統轄している。

(平成25年6月現在)

区分	所属	常勤/非常勤
会長	県知事	非常勤
副会長	県議会議長	非常勤
副会長	鹿児島商工会議所名誉顧問	非常勤
理事長	鹿児島商工会議所会頭	非常勤
専務理事	国際交流協会	常勤
理事	鹿児島県経営者協会専務理事	非常勤
理事	鹿児島経済同友会常任幹事	非常勤
理事	(社)鹿児島県工業倶楽部会長	非常勤
理事	鹿児島県農業共同組合中央会専務理事	非常勤
理事	鹿児島県経済農業協同組合連合会代表理事理事長	非常勤
理事	(公社)鹿児島県観光連盟専務理事	非常勤
理事	㈱南日本新聞社経営企画局長	非常勤
理事	㈱南日本放送代表取締役社長	非常勤
理事	志学館大学人間関係学部教授	非常勤
理事	県教育委員会教育次長	非常勤
理事	県商工労働水産部観光交流局長	非常勤

理事	鹿児島県市長会事務局長	非常勤
理事	鹿児島県町村会副会長	非常勤
監事	鹿児島商工会議所連合会常任幹事	非常勤
監事	税理士	非常勤

この他、評議員 15 名（自治体関係者、民間企業、各種団体、学識経験者等）により評議員会が構成されている。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	960	960	1,010	在外県人会等育成費補助金 団体ツアー助成金(H24のみ)
② 利子補給金	—	—	—	
③ 税の減免額	—	—	—	
④ その他公的支援	—	—	—	
小計	960	960	1,010	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	—	—	—	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	—	—	—	
小計	—	—	—	—
合計	960	960	1,010	
(参考)委託料	59,846	61,958	58,592	

4-2 公的支援（ストック）

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	
② 貸付金残高	—	—	—	
③ 出資(捐)金残高	500,000	500,000	500,000	
④ ②、③以外の債権残高	—	—	—	
⑤ 債務残高	—	—	—	

平成 24 年度委託料の内訳

業務名	委託額（千円）	委託先選定方法
国際交流プラザ運営業務	14,868	随意契約
旅券の発給に関する業務	41,330	随意契約

◆国際交流プラザ運営業務

国際交流プラザでは国際交流推進を目的として様々なサービスを提供している³。県が支払う委託料は、職員の人件費の一部及びプラザ運営費相当額である。

³鹿児島県国際交流プラザ：かごしま県民交流センター1階(面積 433 m²)

交流サロン、展示コーナー、資料コーナー、事務室、相談室、「世界に広がる鹿児島のネットワーク」紹介コーナーからなり、外国人カウンセリングや書籍等展示貸出、ランチタイムトークをはじめとする各種講座等のサービスを提供している。

過去の監査報告書（意見）後の状況

●平成 21 年度監査報告書

国際交流プラザにある交流サロンが提供するサービスについて【意見】

交流サロンにおいて提供しているサービス（図書・ビデオ貸出やメッセージボード、ビデオ変換サービス等）が、インターネットが普及した昨今においてどれほど需要があるのか再検討を求める

●現在の状況

図書・ビデオ貸出は一定の需要があるため引き続き実施しているが、加えて HP による情報提供の充実や、中国語対応可能な相談員の配置などニーズに対応したサービス提供を図っている

◆旅券の発給に関する業務

旅券発給業務は外務大臣が発行権を有し、旅券申請受付・作成・交付等事務については都道府県知事が法定受託しており（旅券法第 21 条の 2 及び 3）、旅券の発給に関する業務等の補助業務を国際交流協会が随意契約で受託している⁴。

随意契約の理由は、20 年以上にわたり国際交流協会が当業務を受託しておりノウハウを蓄積していること、当法人が個人情報を取り扱うにふさわしい公益法人であること等とされる。

しかし、一方で他県では競争入札を採用している事例もあり、今後は「長年受託しているから当然今年度も受託する」という理由づけが難しくなると思われる。

＜参考＞旅券発給補助業務の他県事例

都道府県	委託先選定方法	委託期間	（市場化テストを実施した場合の）結果
愛知県	官民競争入札（総合評価一般競争入札方式。民間企業が落札）	H20. 4-H21. 3	業務引継がスムーズにいかず一部混乱が生じたが、全体的に業務の質は確保出来た。初年度は教育投資や要因確保に経費が発生するため単年度の委託は採算が厳しい。今後は複数年契約を検討する。 ※平成 21 年度以降は通常の民間委託
北海道	総合評価一般競争入札	H20. 10-H22. 9	2 年間で 36 百万円の人件費削減。民間委託による効果が表れていることから今後も継続
鳥取県	公募型プロポーザル（事業者からの当サービスに関する提案を総合的に評価することにより随意契約の相手方を決定）	H25. 4-H30. 3.	—

（各道県 HP より）

⁴旅券発給業務については、定型的・機械的・大量発生的な業務であることから、公共サービス改革法における市場化テストを要望する意見も寄せられている（内閣府公共サービス改革室 HP 参照）。これらの意見に対しテロ対策や個人情報保護の観点より、外務省では旅券発給業務自体の民間委託は難しいと回答しているが、少なくとも周辺補助業務については競争入札による民間委託の事例が増加する可能性もある。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	1,110,684	1,050,267	1,040,722	
(うち現金預金)	52,728	53,490	53,133	
(うち有形固定資産)				
負債合計	21,032	22,826	23,060	
(うち有利子負債)				
純資産	1,079,651	1,017,441	1,014,562	
(うち利益剰余金)	55,772	53,088	49,800	

※現金預金は流動資産のみ記載。この他に基本財産・退職給付引当資産・徴収不能引当資産としての預金を52,702千円保有している。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	86,977	88,176	97,723	
(うち県からの補助金、委託料、指 定管理料)	60,806	62,918	59,552	
(うち県以外の自治体からの補助 金、委託料、指定管理料)	0	0	0	
経常損益	△3,209	△2,684	△3,287	
当期損益	△3,242	△2,684	△3,287	
減価償却前当期利益	△2,627	△2,070	△2,927	

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

近年単年度収支の赤字が続いているので、収入の確保及び事業内容の見直しに努める必要がある。

7 その他の特記事項

該当なし

[まとめ]

①県が出資することの意義(出資対象事業の適切性)

国際交流協会は自治省(現総務省)より地域国際化協会として認定された県内唯一の団体であり、当該出資は、鹿児島県と諸外国の国際交流を推進するために必要なものとする。

②事業の継続可能性(現状の財政状態等と将来の損失負担可能性)

県からの受託事業を含む公益目的事業は継続的に赤字が続いており、これを収益事業である収入印紙販売事業等の利益で補填している。しかし、法人全体損益でも赤字が続いており、前年踏襲のサービスを提供するのではなく効率性の検討が必要と考える。また、地域国際化協会の強みを活かして事業助成金等を積極的に活用することも望まれる。

＜参考＞

地域国際化協会の上部団体である財団法人自治体国際化協会において自治体及び地域国際化協会の事業支援を行っている。平成25年度より「多文化共生のまちづくり促進事業」として自治体及び地域国際化協会が行う多文化共生施策に対し助成金を交付している(上限300万円)。
平成25年度採択された42件のうち九州では福岡市、北九州市、沖縄県の事業が採択された。

事業主体	助成事業
福岡市	在住外国人の生活環境整備事業(日本語学習支援)
(公財)北九州国際交流協会	日本語教室を核とした共生の地域づくり検討事業
(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団	医療通訳ボランティア養成事業

6-1（農政課）公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会

（注）平成19年4月1日（財）県農業後継者育成基金協会と統合している。

1 資本金等

（単位：千円）

資本金等	1,000,000	うち県	500,000（出資比率50%）、他自治体25%、農協関係25%
出資年月日	空欄	所在地	鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁内

（注）県出捐金5億円は当協会の指定正味財産として受入れ、基本財産で保有している。

2 事業概要

事業目的	農林業等担い手の確保及び育成，農山村の活性化，県産農林水産物等の安心・安全などに関する事業を行い，本県農林業・農山村の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】 農業後継者確保・育成対策，担い手農家の経営改善・向上，農林業技術の改善向上・定着，県産農林水産物や加工食品等の安心・安全等に関する事業を実施している。</p> <p>【出資することの意義】 「かごしま食と農の県民づくり条例に基づく基本方針等」に基づく「担い手確保・育成に関する施策」や「生産振興・販売・流通等に関する施策」に関する業務を補完・支援し，県の施策推進における重要な役割を果たしている。</p>

（注）目的では農業だけではなく、林業や水産物に関する事業も含まれている。

[参考]平成25年度事業計画から抜粋（定款に定める事業である。）

1 農業後継者確保・育成対策に関する事業

(1) 新規就農支援事業

- ・平成25年度就農相談会計画
 - ①新・農業人フェア（東京4回、大阪2回、名古屋1回など）
 - ②かごしま就農・就業相談会 平成26年1月
 - ③その他 各種相談会への参加（県内）

(2) 農業後継者育成基金事業

①就農資金助成事業（新規参入者）15人、②農大新卒就農者助成事業（直接就農者）12人、③農業高校助成事業 11農業高校等、実践力育成助成4プロジェクト、④農業大学校助成事業 就農促進対策助成、実践力育成助成2プロジェクト、⑤農業青年グループ育成事業 県農業青年グループ助成2団体、地域青年農業者グループ助成16団体、⑥青年農業士育成事業 青年農業士講座制研修旅費助成（離島のみ）、新規青年農業士認定表彰者、⑦新規就農支援活動助成事業5団体 合計 13,000千円

(3) 新規就農者就業支援体制整備事業（県受託事業）

- ・平成25年度事業計画
 - ①新規就農希望者と農業法人等との就業相談
 - ②農業法人等の雇用面についての情報収集・提供
 - ③人材確保を希望する農業法人等への助言・指導 等

(4) 農業経営承継事業（全国農業会議所 農の雇用事業）

- ・平成25年度計画
 - 技術・経営継承実践研修 研修2組

(5) 就農支援資金の貸付事業 就農研修資金 10,500千円、就農準備資金 500千円 計11,000千円

2 担い手農家の経営改善・向上に関する事業

- (1) 経営実態調査等の実施
 - ・平成 25 年度計画
農業生産法人志向農家経営診断事業（**県経済連受託事業**）：法人志向農家の経営診断等
- (2) 地域活性化構想の策定
 - ・平成 25 年度計画
担い手活性化構想策定事業（**県土改連受託事業**）：事業実施予定地区の計画策定
- (3) JA 営農指導員等研修
 - ・平成 25 年度計画
 - ①JA 野菜担当営農指導員研修事業（**県経済連受託事業**）：基礎研修
 - ②青色申告指導講座事業（仮称）：農協職員等を対象に青色申告指導講座と開設
- (4) 構造改革推進対策事業（**県経済連受託事業**）
- (5) 県地域農業経営構造確立支援推進事業（**県補助事業**）
 - ・平成 25 年度計画
 - ①事業進行管理指導活動 経営管理検討会
 - ②経営管理指導活動 農産物直売所の管理運営マネジメント活動
 - ③調査・研究、情報収集・提供 事例調査等と情報誌等による情報提供
- (6) 6次産業化推進事業（**県受託事業**）
 - ・平成 25 年度計画
農業者等の相談への対応、農家・法人等への訪問活動、6次産業化関連情報の収集

3 農林業技術の改善向上・定着に関する事業

- (1) 地区農林技術協会の推進に関する事業
 - ・平成 25 年度計画
 - ①地区活動促進対策事業（**自主事業**） 8地区の協会活動促進
 - ②機関紙等発行事業（**自主事業**） 機関紙「緑地」の発行（年3回）
 - ③永年勤続農林業指導者表彰事業（**自主事業**） 永年勤続者の表彰
- (2) 農林技術研修事業（**自主事業**）
 - ・平成 25 年度計画
 - ①農林技術研修会（中央研修会） 講演2課題（H26.1.31 県民交流センター、参加者 500名見込）
 - ②離島総合研修会 離島総合研修会（大島地区）
 - ③農林業振興担当部課長及び職員研修会 市町村・農協・関係団体担当者研修 参加者 40名
- (3) 情報提供等に関する事業
 - ホームページ「さくらじま初21」等を通じて情報提供
- (4) 鳥獣被害対策実践指導員設置事業
 - 事業内容：県地域振興局・支庁単位に「鳥獣被害対策実践指導員」を7名配置

4 県産農林水産物や加工食品等の安心・安全等に関する事業

- (1) 消費者等に係わる農業理解促進
 - ・平成 25 年度計画
 - ①農林技術研修会（**再掲**）
 - ②かごしま食の安心・安全交流会（**自主事業**） かごしまの農林水産物認証品目の産地訪問（1回）
 - ③よい食・環境鹿児島県民フォーラム（**協賛**） 産地地消運動、食の学習・啓発、情報提供活動など
- (2) かごしまの農林水産物認証事業の推進
 - ・平成 25 年度計画 東串良町のヒューマン（再認証）他 認証対象者 10,000人
- (3) ふるさと認証食品審査・認定事業の推進
 - ・平成 25 年度計画 県内対象品目 26品目中 17品目の審査・認証業務 前期・後期
※平成 24 年度第 2 回申請からの新規対象品目：きびなご乾製品、かつお腹皮加工品

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
14 (4)	—	4,596	14 (9)	58.1	—

(注) 平成 25 年度の役員は、理事長（県知事）、副理事長（鹿児島県町村会会長、鹿児島県農業協同組合中央会会長）、専務理事、理事（鹿児島県市長会会長、鹿児島県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長、鹿児島県農業会議会長、鹿児島県土地改良事業団体連合会会長、農林中央金庫鹿児島推進室推進室長、鹿児島県農業共済組合連合会参事、大隅地区農林技術協会会長）、監事（鹿児島県信用農業協同組合連合会代表理事理事長、鹿児島地区農林技術協会会長、外部監事（税理士））

※有給の役員は専務理事 1 名である。

役員構成は上のおりであり、県内の行政及び農業関連団体の長が就任しており、県内の農業行政において主要な団体としての位置づけとなっていることが伺われる。

設備は保有しておらず、職員数も 14 人と多くはないが、県からの出向者・退職者が 9 人であり割合的としては多い。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位:千円)

項 目	22 年度	23 年度	24 年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	24,016	23,590	23,251	・地域農業経営構造確立支援推進事業 16,952 ・新規就農支援事業補助金 6,299
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他公的支援				
小 計	24,016	23,590	23,251	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小 計	0	0	0	
合 計	24,016	23,590	23,251	
(参考) 委託料	8,664	30,176	39,458	・H22 農業経営管理指標データベース整備事業 ・H23, 24 鳥獣被害防止対策集落指導員活動事業 等

補助金の金額は多少減少している状況があるが、ここ 2 年間は 3 千万円程度の委託料が発生している。

4-2 補助対象

上表の補助金対象及び補助率（額）は次のとおりである。

（農村振興課関係）

事業名	補助対象		補助率又は補助額
	経費の区分		
6 地域農業経営構造確立支援事業	1 地域農業経営構造確立支援推進事業 公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会が地域農業経営構造確立支援推進事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費		定額
	2 地域農業経営構造確立支援整備事業 市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会、農業者等の組織する団体、第3セクター等、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項の選定事業者、その他農林水産省経営局長が別に定める要件を満たす法人が行う施設等整備に要する経費		2分の1以内

（経営技術課関係）

事業名	補助対象		補助率又は補助額
	経費の区分		
2 新規就農支援事業（青年農業者等育成センターの運営）	青年農業者等育成センター（県が青年等就農促進法に基づき指定）が行う次の経費		10分の10以内
	1 就農支援活動の推進		
	2 就農・就業相談活動の実施		
	3 就農関連情報交換会議等の開催等		
	4 就農支援資金貸付等の事務		
	5 就農啓発活動の実施		
	6 就農相談窓口委託（就農支援資金貸付推進委託）		
	7 就農情報収集整理活動の実施		

4-3 委託契約に関する資料検討

委託料の内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

所管課	事業名	22年度	23年度	24年度
農村振興課	鳥獣被害防止対策集落指導員活動事業	—	26,300	28,507
	農業法人等就業機会拡大対策事業	3,876	3,876	—
	農業法人等人材確保支援事業	—	—	4,200
	6次産業化推進員設置事業	—	—	6,751
経営技術課	農業経営管理指標データベース整備事業	4,788	—	—
	計	8,664	30,176	39,458

表の「鳥獣被害防止対策集落指導員活動事業¹」（事業実施予定期間：平成24.4～25.3）は市町村等が行う鳥獣被害対策の推進に対し、「鳥獣被害防止対策集落指導員」を各地に配置し、以下の活動を推進する事業である。

- (1) 集落の環境点検を踏まえた総合対策の普及・啓発
- (2) 侵入防護柵設置など被害軽減技術の助言・指導
- (3) 被害状況や被害対策の情報収集・提供
- (4) 野生鳥獣の捕獲に関する情報収集・提供
- (5) 地元市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊の活動に対する支援・助言
- (6) 地元市町村や県、関係機関・団体との連絡調整
- (7) 集落指導員の活動を円滑に進めるための事務処理

¹当該事業について「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業計画書」が作成されている。

また、配置人数と地域は次のとおりであった。

- (1) 集落指導員は7人とし、(2)に記載する区域を活動の範囲とする。
- (2) 集落指導員は以下の地域に設置する。
 - ① 鹿児島地域（鹿児島市、いちき串木野市、日置市、鹿児島郡）
 - ② 南薩地域（枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市）
 - ③ 北薩地域（阿久根市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡、出水郡）
 - ④ 始良・伊佐地域（霧島市、伊佐市、始良市、始良郡）
 - ⑤ 大隅地域（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡）
 - ⑥ 熊毛地域（西之表市、熊毛郡）
 - ⑦ 大島地域（奄美市、大島郡）
- (3) この他、集落指導員の活動を円滑に推進するための事務局員を2人設置する。

当該契約は地方自治法施行令第167条の2第1項2号（県契約規則施行指針第24条関係第2項第3号及び第13号）の規定により随意契約とされているが、次のような随意契約を必要とする理由となっていた。

- (1) 鳥獣被害防止対策集落指導員活動事業の委託は、集落指導員を県内各地に配置し、地域の実態を踏まえ、市町村との連携を図りながら、鳥獣防止対策に対する支援・助言を行うとともに、野生鳥獣に関する情報の収集・提供及び地元市町村や県、関係機関・団体との連絡調整を行うものである。
本事業の実施に当たっては、集落指導員の活動を円滑に推進するため、県内市町村の実態や、農林業に詳しく、市町村を始め、県内農業及び林業関係団体等との情報網を有する組織に業務委託する必要がある。
- (2) 公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会は、農業担い手の確保・育成、農業技術の改善など、本県農林業・農山村の振興に寄与することを目的に市長会、町村会、農協中央会等の農業関係団体を構成員として組織されており、各方面からの情報や意見を収集できる組織である。
- (3) 農業農村振興協会は、平成23年度に「鳥獣被害防止対策集落指導員活動事業」を受託しており、市町村及び農業団体等との連携を図り、業務を実施してきたところである。

事業の性質的には自治体自らで行う事業に近く、仮に競争入札を採用するにしても、他に参加者がいない可能性のある事業とも考えられる。

委託関係書類として、業務委託の執行について（伺い）（平成24年3月28日決裁）、仕様書、見積書の徴取について、推薦委員会議事録、予定価格調書、見積書（4月2日）、契約書の提出依頼について（伺い）、課税事業者届出書、業務委託契約書（4月16日 業務委託料 31,200,738円、うち消費税 1,485,749円）、委託料前払い請求書、業務委託料の変更について（25年3月15日 変更後契約額 28,506,878円、新規雇用者の就業日数の減に伴う人件費の減額、需用費及び使用料の執行見込に伴う減額）、業務委託変更契約書（3月18日）、事業実績報告書、委託業務終了届（3月31日）、検査調書（3月31日）、委託料請求書（5月14日）等が整理保管されていた。

（注）書類等の名称は省略して記載している。

4-4 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
② 貸付金残高	176,705	155,571	112,063	H19年4月1日(財)県農業後継者育成基金協会と統合し、県からの貸付金を継承
③ 出資(捐)金残高	500,000	500,000	500,000	
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

当法人は、平成19年4月に(財)県農業後継者育成基金協会と統合し、同財団の貸付金を継承している。なお、表中の出捐金500,000千円は指定正味財産で受け入れ、基本財産(内容は債券)として保有されている。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	1,226,216	1,201,397	1,153,608	△48
(うち現金預金)	134,478	118,302	32,694	△86(県借入金返済△44、特定資産への振替)
(うち基本財産)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	内容は公債がほとんど
(うち特定資産)	1,839	81,510	114,518	33(資金貸付保有財産)
負債	180,689	158,719	115,907	△43(県借入金返済△44 他)
(うち県借入金)	176,705	155,571	112,063	△44
(うち有利子負債)	0	0	0	※県借入金は無利子
(うち退職給付引当金)	1,839	2,147	2,455	書記2名に対する引当
純資産	1,045,527	1,042,678	1,037,701	△5
(うち利益剰余金)	45,527	42,678	37,701	△5

県借入金(無利息)43,508千円の返済、資金の特定資産(「資金貸付保有財産」48,236千円)への振替の他は特に目立った増減はない。

一般正味財産の減少により、正味財産の残高が4,977千円減少している。

(意見) 財務諸表に対する注記の記載方法について

退職給付引当金の計上基準、棚卸資産の評価基準及び評価方法、満期保有目的の債券の時価の記載方法等については検討の必要があると思われる。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

（単位：千円、備考欄の増減は百万円）

項目	22年度	23年度末	24年度末	備考（増減等）
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	106,558	117,353	125,656	+8 (6次産業化推進員設置事業 収益+7、鳥獣被害防止対策集落 指導員活動事業収益+2、農業コ ンサルト事業収益△2 他)
(うち県からの補助金、委託 料、指定管理料)	32,680	53,766	62,709	+9 (上とほぼ同様)
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	0	0	0	
経常損益	△1,032	△3,085	△5,151	△2
当期損益	△795	△2,849	△4,977	△2
減価償却前当期利益	△795	△2,849	△4,977	※償却資産はない

県からの補助金等の増加と同程度の総収入が増加しているが、損益的には損失額が2百万円程度増加している状況が見られるが、これについては次のような状況分析と対応策が計画されている。

「収入では、協会の会員である地区農林技術協会の会員数の市町村等の行財政改革等に伴う急激な減少による会費の減少（21年度から24年度で119人：297千円の減）、利率の低下による基金収益の減少（同594千円の減）など、協会の運営費収入がここ数年減少してきています。

一方支出では、かごしまの農林水産物認証件数が、平成21年度（135件）から平成22年度（234件）と1.7倍の件数となり、平成23年度に職員を1名増員したこと、平成24年度は5年に一度の改訂となる農林業技術ハンドブックの印刷（1,441千円）などの特殊要因があったことにより、経費が大きく増加しました。

今後の見通しは、収入については、地区協会員の減少も落ち着く見通しであり、職員を増員したかごしまの農林水産物認証についても件数が増加し、収入増が見込めること、また支出については、昨年度のような農林業技術ハンドブックの印刷など特殊要因がないことなど、昨年度よりも経費が減少するものと思われることから、経常損失は縮小に向かいます。

今後は、県・関係機関団体に対する継続事業の予算確保や新規の事業を導入する取り組みを強化するほか、手数料収入の見直しなどを通じて収入確保を図るとともに、引き続き、必要最小限の職員数、臨時雇い数での人件費抑制、ホテルパック・割引航空券を利用した旅費の節約、必要最小限部数での印刷費抑制、コピー用紙の裏面利用など徹底した経費節減に努めて、損失回避を図ることとしています。」

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

当該公益社団法人の事業内容の中で、農家、農業法人等の技術・経営診断は専門知識を有し、かごしまの農林水産物の認証制度に係る審査・認証業務は第三者機関の立場で中立性が求められること等や、また県の施策推進における重要な役割を果たしていることから、当該公益社団法人の存続が必要である。

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過年度の包括外部監査等における指摘・意見等

平成 21 年度に対象となっているが指摘事項等はない。

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

役員構成からも県内の農業振興において重要な役割をもつ団体として位置づけられていることが伺われるが、実施している事業内容や委託契約の内容をみても意義についての問題はないものとする。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

最近年度においては経常損失が発生しており、経費削減等の対応も考えられているところであるが、事業としては農業後継者確保・育成対策、担い手農家の経営改善・向上、農林業技術の改善向上・定着など重要な役割を担っていると考えられることから、収入面での対応がより求められる事業ではないかと考える。

6-2,3 (農村振興課) 公益財団法人鹿児島県地域振興公社

【沿革】

昭和43年 財団法人鹿児島県開発公社を設立
 昭和46年 農地保有合理化法人の指定
 昭和57年 県立サンライフプール管理受託開始 ⇒ (平成17年度から民間移管)
 昭和61年 県立吹上浜海浜公園管理受託開始
 平成3年 県立吉野公園管理受託開始 ⇒ (平成18年度から民間移管)
 平成4年 九州新幹線用地取得開始
 平成6年 県立大隅広域公園管理受託開始
 平成7年 財団法人鹿児島県地域振興公社へ改称
 平成8年 フラワーパークかごしま管理受託開始
 平成12年 石橋記念公園管理受託開始 ⇒ (平成18年度から民間移管)
 平成14年 県立北薩広域公園管理受託開始
 平成25年 公益財団法人鹿児島県地域振興公社へ移行

昭和43年に県が基本金19,160千円を出捐して設立されている。全国的には農業公社¹として知られているが、当公社は農地の建売事業²ばかりでなく、公共用地の取得造成など県政推進上必要な開発行為の総てを行うことを前提に、名称は敢えて「農業」の文字を付さず、単に「開発公社」とされた経緯がある。

なお、昭和46年に「農地保有合理化法人」の指定を受けている。

【参考】土地開発公社との関係等について

平成7年に用地先行取得を行うための専門機関である「土地開発公社」(別記、平成25年度解散)を設立することになったが、新設の土地開発公社は、既存公社が受託していた九州新幹線、東九州自動車道及び北薩広域公園に加えて南九州西回り自動車道、溝辺・隼人町にかかる鹿児島臨空団地の用地取得に取り組むことになり、当公社は農業関係施設の用地を受け持つという役割分担が決まった。

また、「鹿児島県土地開発公社」と「鹿児島県開発公社」の名称が似通っていて紛らわしいことから、開発公社は「財団法人鹿児島県地域振興公社」と社名を変更することとなった。

(注)後に記載しているように、当公社は平成25年度の公益法人移行にあたり、廃止事業についての資産(土地開発公社への貸付金1,488,000千円、用地取得等事業推進準備金1,200,000千円(鹿児島臨空団地及び国分上野原テクノパークの土地954,020千円 他))を県に寄附を行っているが、どのような経緯・理由で当公社がこれらの資産を保有していたのか沿革を見ることによりわかる。

その後、県立の「県立サンライフプール」、「県立吹上浜海浜公園」、「県立吉野公園」、「県立大隅広域公園」、「フラワーパークかごしま」、「石橋記念公園」、「県立北薩広域公園」、「谷山緑地」の管理受託を行ってきた。

なお、平成17年度及び18年度にかけて、これらのうち4施設については民間委託が行われ現在に至っている。

¹農業のための公社。日本の場合、一般的には都道府県や市町村などが設立した公益法人のうち、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を図ることを目的として設立された農地保有合理化法人のことを指す。

²農用地造成供給事業である。公社資料によると昭和63年度で当該事業は廃止されている。

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	318,160	うち県	318,160 (出資比率 100%)
出資年月日	昭和 43 年(第 1 回目)	所在地	鹿児島市名山町 4 番 3 号

2 事業概要

事業目的	農地保有の合理化 ³ 、畜産基盤等の整備、公の施設の管理運営、緑地等の景観維持等に関する事業を行うことにより、 <u>本県農業・農村の発展と豊かで安らぎのある県民生活の確保を図り、もって地域の振興に寄与することを目的とする。</u>
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】 農地保有の合理化に関する事業、畜産基盤及び畜産環境施設の整備に関する事業、フラワーパークかごしまの管理運営に関する事業、都市公園等の管理運営に関する事業、緑地等施設の管理受託に関する事業、フラワーパーク売店の運営に関する事業、駐車場等施設の運営に関する事業及びその他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【県が出資することの意義】 県出資により公益法人の事業体制の強化を図るとともに、<u>国と都道府県が補助等を行い基金を造成し、その運用益を都道府県農業公社の業務運営体制の強化に充てる。</u></p>

[参考]当法人のホームページより

<p>● 農地部</p> <p>■ 農地保有合理化事業</p> 	<p>● 畜産事業部</p> <p>■ 畜産基盤の整備</p> <p>■ 畜産環境の整備</p> <p>■ 草地林地の整備</p> 
<p>● 公園管理部</p> <p>■ 公園等管理受託事業</p> <p>■ 緑地等管理受託事業</p> 	<p>● フラワーパークかごしま</p> <p>■ 当公社が指定管理者として管理しています。</p> 
<p>● 総務部</p> <p>■ 農村地域工業導入促進事業</p> 	

³「農地保有の合理化」の意味は、日本農業の特徴ともいえる零細な経営や、零細な農地の保有形態を、より効率的に農業生産が展開できるような形にすることにあります。つまり、担い手農家の経営規模の拡大や、農地の集団化などを行うことで、効率的な農業生産が行われるようにしようということです。その中で農地保有合理化事業は、「農地保有の合理化」を進めるために、営利を目的としない法人（農地保有合理化法人）が、規模の縮小や離農する農家などから農地を買入れ、もしくは借り入れて、一定期間保有した後に、一定要件を満たした担い手農家に売り渡しや貸し付けを行います。これを、いわゆる「再配分」といいます。この「中間保有・再配分機能」が農地保有合理化事業における最大の特徴といえます（公社）全国農地保有合理化協会のホームページから）。

【参考】「平成24年度事業報告書」から抜粋・加工

1 平成24年度一般会計事業実績

(1) 農地保有合理化事業

15市町村において、買入51件、面積26.8ha、売渡42件、面積14.6ha、借入305件（貸付50件）面積45.2haを実施し、認定農業者等担い手の農業経営の規模拡大及び農地の集団化を促進した。

また、公社が買入れた農地について、所有権登記に必要な登記書類の整備等を行う市町村の業務支援を行った。

(2) 農業地域工業導入促進事業

平成24年度においては、売買の実績はない。

鹿児島臨空団地において、平成17年度から事業用地0.78haを継続してリースを行い、国分上野原テクノパークにおいて、平成19年度から事業用地0.5haを継続してリースを行った。

なお、鹿児島臨空団地及び国分上野原テクノパークについては、公益財団への移行に当たり、販売用の資産であり遊休財産として位置づけられることなどから、農村工業導入促進事業を廃止することとし、県へ寄附を行った。

(3) 畜産基盤再編総合整備事業

始良伊佐地区、第3川薩地区、奄美第5地区、南薩第1地区、北薩地区、曾於第2地区、種子島第2地区、三島地区、舞鶴地区の合計9地区において、飼料畑及び草地の造成や畜舎等の農業用施設の整備を実施し、地域の核となる担い手畜産農家の育成を図った。

(4) 資源リサイクル畜産環境整備事業

奄美南東地区、菜の花地区、大隅第5地区、川辺第4地区の合計4地区において、堆肥化施設や浄化施設等の整備を実施し、畜産経営に起因する環境汚染を防止するとともに、家畜排泄物の有効利用の促進を図った。

(5) 草地開発整備事業（草地林地型⁴）

甌地区において、飼料畑や農機具等の整備を実施し、山林と草地・原野等の畜産的土地利用の促進を図った。

(6) 畜産整備調査事業

きもつき地区、大隅第6地区の2地区において、畜産基盤再編総合整備事業等の計画策定に係る調査を県の委託を受けて実施した。

2 平成24年度特別会計事業実績

(1) フラワーパーク管理事業（2件、36.5ha、273,766千円）

指定管理者として、施設の維持管理に努めるとともに、入園者の憩いの場を提供するため、花木の植栽やイベントを実施した。

(2) フラワーパーク売店運営事業（1件、48,383千円）

公社の自主事業として、フラワーパークかごしまでの生産物販売などの売店運営を行った。

(3) 公園等管理事業（5件、159.3ha、326,198千円）

吹上海浜公園、大隅広域公園、北薩広域公園及び南さつま市人工芝サッカー場、さつま町かぐや姫グラウンドについて、指定管理者としての管理運営業務を行ったほか、地域の特性を生かしたイベントや各種広報を実施した。また、都市緑化フェアを契機として県民に広がった緑化運動を、更に推進していく事業を行った。

(4) 緑地等管理事業（10件、77.9ha、225,872千円）

管理受託による鹿児島空港修景緑地、ふれあいとゆりの道づくり、霧島アートの森及びマリンポートかごしま等において、樹木等の管理を行うなど、良好な景観の保持に努めた。

(5) 駐車場等運営事業（2件、25,510千円）

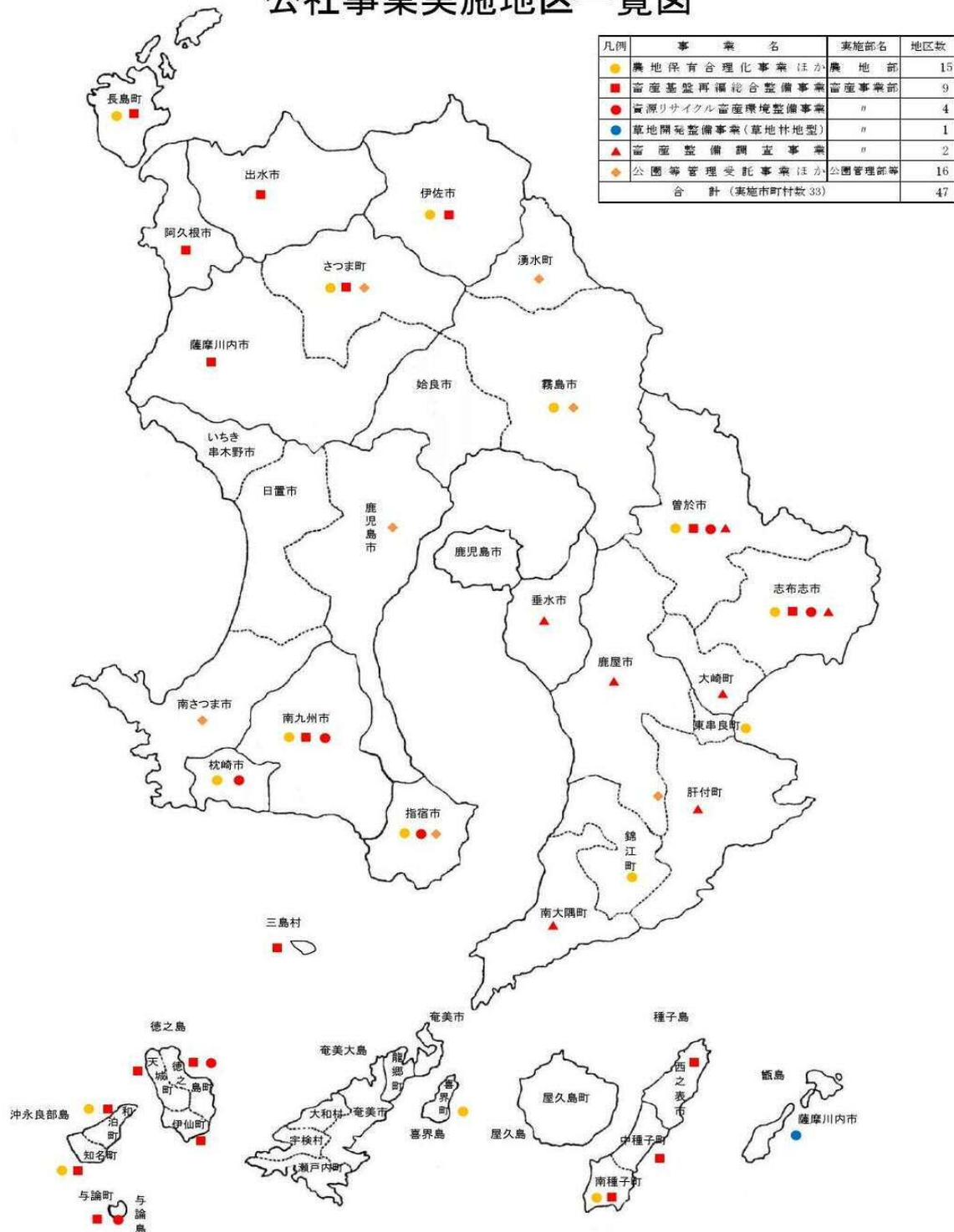
公社の自主事業として、にわ都市等駐車場の運営を行っているが、新たに公社ビル1階及びにわ都市駐車場の一部をコンビニエンスストアに貸し付けた。

特別会計において、指定管理者6件、緑地等管理10件が行われており、自主事業としてフラワーパーク売店運営、駐車場運営及び賃貸事業が実施されている。

⁴草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な草地林地総合整備地域において、林地、野草地、草地等農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産の利用を図るための生産基盤の整備

[参考] 当公社の県内の事業実施地区は次のとおりである。

公社事業実施地区一覧図



上のよう、県内の広範囲にわたり事業が実施されている。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
4 (3)	61	4,798	84 (8)	51.3	3,954

(注) ホームページ平成25年4月1日現在の役員名簿では、役員数は11名(県職員2名(総務部次長、農政部次長)、退職者3名)である。また、評議員は9名(県職員2名(農政部長、土木監))である。
なお、会計監査人は設置されていないが監事に公認会計士1人が就任している。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援(フロー)

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	1,425,030	1,894,462	1,366,325	農地保有合理化事業、畜産基盤再編総合整備事業、資源リサイクル畜産環境整備事業及び草地開発整備事業(草地林地型)
② 利子補給金	368	114	0	平成18年分までに農用地を購入・借入するために市中金融機関から借り入れた資金に生ずる利子に対する助成。(平成19年度以降は、(公社)全国農地保有合理化協会からの全額無利子融資制度に改められたため、利子助成はなし。)
③ 税の減免額				
④ その他公的支援				
小計	1,425,398	1,894,576	1,366,325	△528
⑤ 損失補償に伴う金利減免額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計	0	0	0	
合計	1,425,398	1,894,576	1,366,325	△528
(参考)委託料	627,307	702,840	636,850	△65

4-2 補助金の内容

上表における補助金の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

所管課等	事業名	22年度	23年度	24年度
経営技術課	農地保有合理化促進事業補助金	11,514	17,146	16,674
畜産課	畜産基盤再編総合整備事業補助金	1,100,825	1,196,040	977,787
	資源リサイクル畜産環境整備事業補助金	284,781	287,927	307,716
	草地開発整備事業(草地林地型)補助金	23,475	62,340	64,148
	肉用牛生産効率化事業補助金	※1 90,463	※2 418,423	—
(公社)全国農地保有合理化協会	緊急売買促進事業補助金	6,828	—	—
計		1,517,886	1,981,876	1,366,325

※1 流動負債残高85,660千円を含む。※2 流動負債残高172,960千円を含む。

表中の「肉用牛生産効率化事業補助金」は、県の計画のもと平成20年度から23年度まで実施されたが、23年度の418百万円で終了している(このうち172,960千円が平成24年度においても流動負債において繰り越されている)。

これらの補助金については「農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱」（最終改正平成24年4月6日 23経営第3529号）、「鹿児島県農政部の所管に係る補助金交付要綱」（平成24年12月10日施行）、「別紙11（草地畜産基盤整備事業に係る運用）」、「別紙25（畜産環境総合整備事業に係る運用）」、「土地改良事業関係補助金交付要綱」（最終改正平成23年4月1日付け22農振第2122号）、「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）最終改正平成24年4月6日付け23農振第2593号」の提出を受けた。

【参考】正味財産増減計算書の「受取補助金」の内容は次のとおりである。

（単位：千円）

事業名称	22年度	23年度	24年度	24年度事業実績等
①農地保有合理化事業	18,342	17,146	16,674	売買、貸借、農地売買等登記支援
②農村地域工業導入促進事業		0	0	※県に寄付
③畜産基盤再編総合整備事業	1,100,825	1,196,040	977,787	計9地区、飼料畑造成、畜舎整備等
④資源リサイクル畜産環境整備事業	284,781	287,927	307,716	計4地区 家畜排せつ物処理施設等
⑤草地開発整備事業	23,475	62,340	64,148	計1地区 飼料畑造成、畜舎整備等
⑥畜産整備調査事業		0	0	
⑦肉用牛生産効率化事業	4,803	331,123	0	計2地区 調査業務
計	1,432,226	1,894,576	1,366,325	

注 事業費は上記補助金と「農家等負担金」により実施されるものが多いが、平成24年度における同負担金は③が301,601千円（事業費の約23.57%）、④が115,981千円（事業費の約27.37%）、⑤が13,518千円（事業費の約17.41%）となっている。

事業実績等によると、平成24年度においては「飼料畑造成、畜舎整備等」に約10億4千2百万円（補助金の76.26%）、「家畜排せつ物処理施設等」に約3億8百万円（22.52%）が使用されている状況であり、農地保有合理化事業（売買、貸借、農地売買等登記支援）は約1千7百万円（1.22%）と割合的には少ない。

4-3 畜産基盤再編総合整備事業の状況

平成24年度補助金額の最も多い畜産基盤再編総合整備事業についての事業費とこれに対応する補助金と農家等負担金の状況は次のとおりであった。

（単位 金額：千円、割合：%）

地区名	事業内容	24年度実績			
		事業費	補助金	補助金割合	農家等負担金
始良伊佐	飼料畑造成、畜舎整備等	102,403	73,875	72.14	28,528
第3川薩		195,221	140,699	72.07	54,522
奄美第5		252,877	228,672	90.43	24,205
南薩第1		144,721	104,159	71.97	40,562
北薩		99,082	70,659	71.31	28,423
曾於第2		334,546	240,944	72.02	93,602
種子島第2		73,480	58,435	79.53	15,045
三島		69,249	54,721	79.02	14,528
舞鶴		7,809	5,623	72.01	2,186
24年度実績計		1,279,388	977,787	76.43	301,601
参考：24年度当初計画		2,203,099	1,660,501	75.37	542,598

事業費実績は当初計画の58%に減少している状況がある。

(注)地区は事業計画により異なるが、平成22年度から24年度までの状況は次のとおりである。なお、事業内容はいずれの年度も同様である。

(単位 金額：千円、割合：%)

区分 地区名	22年度実績			23年度実績			24年度実績		
	事業費	補助金	割合	事業費	補助金	割合	事業費	補助金	割合
始良伊佐	92,964	67,069	72.15	162,562	117,053	72.01	102,403	73,875	72.14
第3川薩	193,425	139,479	72.11	220,010	157,660	71.66	195,221	140,699	72.07
奄美第4	40,776	37,110	91.01	144,378	131,200	90.87	—	—	—
奄美第5	596,941	537,659	90.07	314,832	284,240	90.28	252,877	228,672	90.43
南薩第1	124,790	88,516	70.93	156,464	112,741	72.06	144,721	104,159	71.97
北薩	107,182	74,763	69.75	134,379	96,273	71.64	99,082	70,659	71.31
肝属なんぐう	118,447	85,449	72.14	240,611	173,076	71.93	—	—	—
曾於第2	91,198	65,789	72.14	98,715	71,062	71.99	334,546	240,944	72.02
種子島第2	6,277	4,991	79.51	67,600	52,735	78.01	73,480	58,435	79.53
三島	—	—	—	—	—	—	69,249	54,721	79.02
舞鶴	—	—	—	—	—	—	7,809	5,623	72.01
計	1,372,000	1,100,825	80.24	1,539,551	1,196,040	77.69	1,279,388	977,787	76.43

4-4 公社往査

平成25年12月20日に当公社に往査し、「畜産基盤再編総合整備事業補助金実績報告書（関係書類：事業実績書、収支精算書（附帯事務費、工事雑費、一般管理費）」、「資源リサイクル畜産環境整備事業補助金実績報告書（関係書類：事業実績書、収支精算書（付帯事務費、工事雑費、一般管理費）」、「草地開発整備事業（草地林地型）補助金実績報告書（関係書類：事業実績書、収支精算書（付帯事務費、工事雑費、一般管理費）」の一部について書類を閲覧した。

例えば、畜産基盤再編総合整備事業補助金については、決裁書、畜産基盤再編総合整備事業補助金交付確定通知書、畜産基盤再編総合整備事業補助金交付請求書、畜産基盤再編総合整備事業補助金交付確定通知書、事業に要した経費、交付確定額、畜産基盤再編総合整備事業補助金実績報告書（関係書類は1 事業実績書、2 収支精算書 1) 付帯事務費、2) 工事雑費、3) 一般管理費、事業完了年月日）、別紙第1号様式 1. 経費の配分及び事業実績の概要（様式B）、2. 収支計算書、市町村別事業費、個別事業費、(1) 付帯事務費、(2) 工事雑費、(3) 一般管理費、2. 収支精算書 等の書類が整備保管されていた。

■ 公社における理事会議事録の閲覧

公社往査時に理事会議事録についても閲覧したが、平成24年度分は次のとおりであり、県への寄附に関する事項等が決議されている。

区分	主な内容等
第144回 H24. 6. 28	平成23年度事業報告及び収支決算について 他計3案
第145回 H24. 10. 30	議案第3号 県への寄附について 議案第4号 基本財産及び特定資産について ～課題となっている収支相償や遊休財産の保有制限等を踏まえ、事務事業の見直しを行い、 廃止する事業に係る財産については県に寄附する旨の説明 があった。 議案第5号 公益財団法人鹿児島県地域振興公社定款案について
第146回 H25. 3. 28	議案第1号 平成25年度事業計画及び収支予算について 他計3議案

4-5 委託料の内訳

平成22年度から24年度における県からの委託は次のとおりであった。

(単位:千円)

所管課	事業名	22年度	23年度	24年度	
財産活用対策室	鹿児島空港関連用地修景施設管理業務	10,815	10,815	10,815	○
	プランター花植替え業務受託料	—	37	—	
	プラセンター(植付け)設置業務受託料	48	—	—	
雇用労政課	企業体験・研修事業業務受託料(吹上浜海浜公園)	—	1,126	—	
	企業体験・研修事業業務受託料(大隅広域公園)	1,535	—	—	
	企業体験・研修事業業務受託料(北薩広域公園)	813	—	—	
農産園芸課	フラワーパークかごしまの管理委託業務(指定管理者)	192,819	192,819	193,519	○
道路維持課	ふれあいとゆとりの道づくり (路傍樹育成保全)事業受託料	73,680	114,386	102,929	○
鹿児島地域振興局	鹿児島港臨港道路公園緑地管理委託	30,975	30,442	29,507	○
	マリンボートかごしま	37,065	34,545	—	
	管理業務委託	38,535	33,075	33,075	○
	調査業務受託料 西薩地区	—	1,250	—	
北薩地域振興局	調査業務受託料 舞鶴地区	—	1,250	—	
	第2北薩地区 調査業務受託料	1,250	—	—	
南薩地域振興局	加世田日吉自動車管理業務受託料	1,302	1,302	1,365	○
	南薩南部地区 調査業務受託料	1,250	—	—	
大隅地域振興局	調査業務受託料 肝付地区、大隅第6地区	—	—	2,499	
	志布志港湾・海岸環境美化推進業務受託料	—	10,170	—	
	志布志港緑地管理業務受託料	10,000	—	—	
	志布志港緑地管理(剪定)業務受託料(3工区)	336	—	—	
都市計画課	吹上海浜公園の管理業務委託(指定管理者)	106,686	106,329	105,265	
	大隅広域公園の管理業務委託(指定管理者)	88,748	88,400	88,400	
	北薩広域公園の管理業務委託(指定管理者)	62,298	62,271	61,600	
管財課	県庁舎花壇管理業務受託料	5,775	5,775	7,078	
	県庁舎都市緑化フェア植栽管理業務受託料	399	483	—	
工業用水課	場内管理業務受託料	525	525	525	○
鹿児島県農業開発 総合センター	花き部敷地外周除草等業務受託料	121	126	126	○
	除草等業務受託料	—	—	147	○
鹿児島県立埋蔵文 化財センター	祇園之洲砲台跡発掘調査に伴う芝張替業務受託料	798	—	—	
	天保山砲台跡発掘調査に伴う樹木伐採処分業務受託料	69	—	—	
計		627,307	695,216	636,850	

注 平成22年度マリンボートの契約については、都市緑化フェア関係の業務が追加となり、履行期限が5月31日まで延期となった。繰越分の金額1,470千円の取扱については、翌年度計上(決算)している。

県からの委託件数は多く、所管課も多様であるが、平成22年度が22件で627,307千円、23年度が18件で695,216千円、24年度が14件で636,850千円となっている。金額的には少額の委託契約も多い。

公社往査時に平成24年度契約分についての委託関係書類すべての準備を依頼し、表の○印が付されている分についての実施状況等を閲覧したが、特に問題となるような発見事項はなかった。

4-6 公園入園者等の状況

上記の公園等について把握されている入園者等の状況は次のとおりである。

(単位：人)

事業名		20年度	22年度	23年度	24年度
フラワーパークかごしまの管理委託業務 (指定管理者)	計画		160,000	160,000	160,000
	実績	163,122	167,149	173,990	154,596
マリンポートかごしま管理業務委託	計画				
	実績		763,000	593,000	622,000
吹上海浜公園の管理業務委託 (指定管理者)	計画	483,000	500,000	500,000	500,000
	実績	523,073	559,751	560,587	559,983
大隅広域公園の管理業務委託 (指定管理者)	計画	210,000	218,000	218,000	218,000
	実績	218,402	217,848	225,460	231,246
北薩広域公園の管理業務委託 (指定管理者)	計画	151,000	151,000	151,000	151,000
	実績	159,827	146,290	151,727	151,392

(注)平成20年度の数値は21年度の当監査において使用しているものである。

表のとおり、3公園については入園者数について計画を立てての管理が行われている。

平成21年度の包括外部監査時(20年度)に比べると、北薩広域公園は同一であるが、他の2公園は計画入園者数が増加されており、実績においては22年度の2公園以外は計画入園者数を上回っている状況が見られる。

また、県の「指定管理者の指定(25年度)」によると、4施設のうち「大隅広域公園」は「公募により指定管理者を選定した施設(20施設)」に含まれているが、他の3施設については「公募によらず指定管理者を選定した施設(15施設)」となっている。

なお、指定期間は次のとおりである。

指定管理者施設名	指 定 期 間	所 管 課
フラワーパークかごしま	平成23年4月1日～28年3月31日	農産園芸課
吹上海浜公園	平成24年4月1日～29年3月31日	都市計画課
大隅広域公園(注)	平成21年4月1日～26年3月31日	
北薩広域公園	平成24年4月1日～29年3月31日	

(注)当公園の指定管理者は「(公財)鹿児島県地域振興公社・NPO法人鹿児島21世紀スポーツクラブ⁵共同事業体」であり、他が(公財)鹿児島県地域振興公社単独であるのと異なる。

⁵[参考] NPO法人鹿児島21世紀スポーツクラブ

法人	目 的	事 業	設 立
鹿児島21世紀スポーツクラブ	この法人は、鹿児島県に生活する人々に対して、大隅半島の豊かな自然と人情味あふれる風土を活用して地域の連携強化を図り、環境保全や街づくりをサポートするほか、スポーツを通じて、次代を担う青少年健全育成のネットワークを構築することにより、しつけやルールを守れる心を育みながら、教育・文化の振興を図り、また、子育てを支援する事業や次代を担う人材を育成する事業を行うことを通して、男女共同参画社会の形成を支援することにより、社会全体の活性化に寄与することを目的とする。	(1) スポーツ少年団等育成支援に関する事業、(2) 青少年育成指導に関する事業、(3) 指導者等の育成に関する事業、(4) スポーツ指導者の派遣に関する事業、(5) 各種講演会開催に関する事業、(6) 地域ネットワーク構築に関する事業、(7) 公の施設の管理運営に関する事業	H19.3

(注)当該法人の常勤職員数は4人(24年12月の資料)

4-7 過年度監査における検討結果について

平成21年度の当監査において当団体についても検討対象となっているが、鹿児島港臨港道路公園緑地管理委託、マリンポートかごしま管理業務委託、ふれあいとゆりの道づくり（路傍樹育成保全）事業委託等が継続して随意契約により締結されていることについて検討され、次のように記載されている（一部削除して記載）。

・鹿児島港臨海道路公園緑地管理委託について

随意契約の理由を検討したが、樹木剪定、芝刈り、清掃等が主であれば専門性が特段に求められる業務でもなく、経費節減は公益法人の特徴でもなく実行している事業体は他にも多く存在している以上、入札により他者が参入できる余地もあるものとする。そもそも継続受託していることを条件とするならば、他者の参入余地を当初より排除した選定であると言わざるを得ない。

・マリンポートかごしま管理業務委託について

そもそも委託業務の内容は、「マリンポートかごしま」の巡視、ゲートフェンスの開閉、野外トイレの清掃、浄化槽の点検、緑地植栽管理およびその他であり、特段の高い水準の管理が求められるものではない。また、「柔軟かつ適切な対応が可能な業者」として同公社が選定されているが、そうした点を民間が全く有していないことはなく、むしろ硬直的に陥りやすい公的機関にはない民間の強みそのものであると考えられ、入札により他社が参入できる余地があるものと考えられる。

・ふれあいとゆりの道づくり（路傍樹育成保全）事業委託について

随意契約の理由を検討したが、樹木の剪定・管理が主であれば、「特殊の技術」が特段に求められる業務でもなく、入札により他者が参入できる余地もあるものとする。「特殊の技術を必要とする」のであれば、「景観への配慮」という抽象的な表現ではなく、例えば「〇〇等の特別な器具を使用する必要がある」、「△△の国家資格が必要である」といった具体的な表現で示す姿勢が求められる。また、継続受託を条件とするならば、他者の参入余地を当初より排除した選定であると言わざるを得ない。

当該契約方法についての所管課の回答は次のとおりである。

■契約締結等態様について

公益財団法人鹿児島県地域振興公社との契約については、各課の責任・判断の下、締結されているところです。

随意契約によることができる場合としては、地方自治法施行令第167条の2により規定されています。契約の種類に応じ、地方公共団体の規則で定める額を超えないもの、契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの等と規定しております。

さらに、本県契約規則第24条及び同規則施行指針第24条関係の規定に定められているので、各契約担当課においても、これらの規定を精査・遵守した上で随意契約を行っています。

（意見）契約方法について

公社が特別会計として実施している事業である緑地や植栽、施設管理等の業務については、規則等で随意契約が可能であるとしても、その契約方法が現在の自治体として選択すべき最適な方法なのかどうかについては再考しておく必要がある業務ではないかと考える。

仮に競争入札の方法を採用しても、当公社以外の応札はないかも知れないし、当公社ほど効率的に低い価額で実施することは不可能かも知れないが、ずっと随意契約でというのも無理があると思われる。同時に、契約方法が競争入札となった場合にでも対応が可能となるような体制づくりの推進も求められる。

県でも従来から民間委託の推進は掲げているところであるが、特に当公社は「農業分野にとどまらず幅広い事業を行うことを目的にした法人」として事業内容からみても県政においても重要な位置づけを有する法人であることから、外部からみて疑念を持たれることのないような契約方法の採用が望まれる。

4-8 公的支援（ストック）

（単位：千円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	394,504	341,403	369,926	公社が、(公社)全国農地保有合理化協会から借入れた資金について、同公社が当該借入金を返済できず同協会が損失を受けた場合、当該損失を県が補償するもの
② 貸付金残高				
③ 出資(捐)金残高	318,160	318,160	318,160	出資金 299,000 及び出捐金 19,160
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

表中の**出資金** 299,000 千円は**指定正味財産**とし、特定資産である「**強化基金引当資産**」として積み立てられている。また、**出捐金** 19,160 千円は**指定正味財産**とし、「**基本財産**」（定期預金、投資有価証券）として保有されている。

なお、県が公表している財務諸表の「**債務負担行為明細表**」によると、県の同公社に対する**損失補償額**（限度額）は 2,094,595 千円である。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

（単位：千円、備考欄の増減は百万円）

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	8,919,867	9,268,057	5,800,401	△3,467
(うち現金預金)	368,644	281,603	417,797	+136
(うち有形固定資産)	372,389	535,729	575,968	+40
負債合計	2,244,345	2,572,760	1,782,120	△790
(うち有利子負債)	11,647	0	0	
純資産	6,675,522	6,695,296	4,018,280	△2,677 (注)
(うち利益剰余金)	6,357,362	6,377,136	3,700,120	△2,677

(注)当法人は、公益財団法人への移行に当たり、公益認定基準に適合するように事業の見直しを行い、廃止する事業に係る財産を県に寄附しているが、その内容は次のとおりである。

内 容	(単位：千円) 金 額
用地取得等事業推進準備金	1,200,000
(農村地域工業導入促進事業)	(土地) (954,020)
	(現金) (245,979)
土地開発公社⁶貸付金	1,488,000
計	2,688,000

このうち、県に寄附された「**農村地域工業導入促進事業**」の土地は次のとおりである。

地区名	面積(ha)	金額(千円)	備 考
国分上野原テクノパーク	7.53	678,006	1㎡あたり9,000円
鹿児島臨空団地	0.78	276,014	1㎡あたり平面36,916円、法面12,306円
計	8.31	954,020	

⁶平成25年10月31日に解散している。

この寄附の結果として**当期損失 2,677 百万円**という状況になっているが、これを考慮しても純資産は依然として40億以上であり、法人の財政状態としての問題はないと思われる。

[参考] 県への寄附に伴う手続き等の状況

手続等の状況	日付	備考
県からの寄附依頼	24.9.11	
理事会決議 「県への寄附について」	24.10.30	用地取得等事業推進準備金 1,200,000 千円(事業用地及び現金) (事業用地 簿価 954,020 千円、現金 245,979 千円) 鹿児島県土地開発公社への貸付金 1,488,000 千円 計 2,688,000 千円
寄附申込み	25.1.8	
寄附の受納について	25.1.29	※現金分、納入期限 25.3.29
債権及び土地の寄附受納に係る契約の締結について	〃	県知事⇒理事長
〃	25.2.5	理事長⇒県知事
債権及び土地譲渡契約書について		
債権譲与契約に伴う債権譲渡通知	25.2.19	
寄附金納付	25.3.27	・245,979 千円
土地譲与契約に伴う契約保証金の県への納付	25.4.1	※国分上野原テクノパーク 1社 3,945 千円 鹿児島臨空団地 1社 16,458 千円 計 20,403 千円
登記原因証明情報兼登記承諾書の提出	25.4.1	※県 所有権移転登記手続き

土地寄附に際しては、表のとおり**簿価**となっているが、国分上野原テクノパークの土地については平成21年度に実施した鑑定評価により、鹿児島臨空団地の土地については平成17年6月30日購入した土地価格(契約書作成に伴う印紙代及び所有権移転登記に伴う登録免許税計1,593千円を加算した額)との説明である。

また、寄附金額2,688百万円のうち、現金245百万円は経営技術課で、土地954百万円は産業立地課で普通財産として、土地開発公社貸付金1,488百万円は同じく産業立地課で受け入れている。

県での受入土地価額について

当該土地はいずれも霧島市に位置するが、同市のホームページでも販売用の土地として掲載されている。

これによると、国分上野原テクノパークの「分譲予定価格」は9,000円/㎡、鹿児島臨空団地の「通常価格」は36,916円/㎡(121,823円/坪)、法面12,306円/㎡(40,610円/坪)であり、今回の寄附時の取引価格と同一価格が掲載されている(したがって、土地の販売価格と今回の寄付価格は一致している)。

また、県での受入価格は、国分上野原テクノパークについては寄付価格と同額で、鹿児島臨空団地については平成24年1月の不動産鑑定評価額に基づく評価額210,087千円で受け入れられていた。

なお、土地開発公社に対する貸付金については議会の議決を経て平成24年度に293百万

円の**債権放棄**が実施されている。この理由については、次のような回答である。

<回答>

当該貸付金は土地開発公社に対する貸付金であるが、県では、土地開発公社を平成25年度において解散することとしたところである。土地開発公社の解散が認可されるためには、全ての債務を解消する必要がある（平成25年10月31日解散）、同公社は、その所有する鹿児島臨空団地の土地で代物弁済を行うこととしていたが、同公社の負債総額が当該団地の時価を上回るため、当該上回る額について県が**債権放棄**を行う必要があったため。

[参考]土地開発公社のホームページから（2013.11.14）

《鹿児島県土地開発公社解散のお知らせ》

- 鹿児島県土地開発公社は平成25年10月31日をもって解散しました。
 なお、清算法人移行後から清算終了時までの連絡先は、以下のとおりです。
 連絡先（鹿児島県土地開発公社清算人会事務局）
 住 所 〒 890-0073
 鹿児島市宇宿二丁目9-3
 鹿児島県建設技術センタービル2階
 電 話 099-252-5577
 FAX 099-252-5388
- 当公社解散後の「鹿児島県土地開発公社」及び「鹿児島臨空団地の分譲等」に関する県の問い合わせ先は、以下のとおりです。
 - ・ 鹿児島県土地開発公社に関すること
 鹿児島県監理課用地対策室用地係
 電 話 099-286-3505
 - ・ 鹿児島臨空団地の分譲等に関すること
 鹿児島県産業立地課立地環境整備係
 電 話 099-286-2985

[参考]鹿児島臨空団地（鹿児島県土地開発公社のホームページより）



[参考]上野原テクノパーク



■霧島市公式ホームページより抜粋 2013. 11. 14

所在地	霧島市国分上野原テクノパーク				
団地総面積	438,460 平方メートル	工業用地面積	255,137 平方メートル	分譲可能面積	70,303 平方メートル
分譲予定価格	<u>9,000 円/平方メートル</u> 29,752 円/坪	現況	造成済		

■霧島市公式ホームページより抜粋 2013. 11. 14

5.鹿児島臨空団地(溝辺・隼人地区)

所在地	霧島市溝辺町麓、霧島市隼人町西光寺		
団地総面積	176,000 平方メートル	分譲可能面積	146,003 平方メートル
備考	<u>通常価格 36,916 円/平方メートル (121,823 円/坪)</u> <u>法面 12,306 円/平方メートル (40,610 円/坪)</u>		

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

平成22年度から24年度の正味財産増減計算書の推移は次のとおりである。

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(増減等)
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	2,947,235	3,905,171	2,877,740	△1,027 (注)
(うち県からの補助金、委託料、 指定管理料)	2,052,705	2,597,416	2,003,175	△594
(うち県以外の自治体からの補助金、 委託料、指定管理料)	3,193	14,077	14,067	
経常損益	△53,868	33,010	23,278	△9
当期損益	△52,822	19,774	△2,677,015	△2,696
減価償却前当期利益	△32,759	37,565	△2,656,828	△2,694

平成24年度の当期損失については、5-1において記載したとおりである。

(注)平成24年度の総収入は23年度に比較して約10億円減少しているが、内容は次のとおりである。

(単位：百万円)

項目	23年度	24年度	増減	増減理由
経常収益				
①基本財産運用益	0	0	0	
②特定資産運用益	13	13	0	
③事業収益	1,955	1,459	△496	(一般会計) ・農地保有合理化事業 △28 ・畜産基盤再編総合整備事業 △42 ・資源リサイクル畜産環境整備事業 +21 ・肉用牛生産効率化事業 △373 (特別会計) ・フラーパーク管理事業 △48 ・フラーパーク売店運営事業 △9 ・緑地等管理事業 △21 他
④受取補助金	1,894	1,366	△528	・畜産基盤再編総合整備事業 △218 ・肉用牛生産効率化事業 △331 他
⑤雑収益	41	33	△8	
経常外収益	0	4	+4	・引当金戻入額 +5 他 ※
されている計	3,905	2,877	△1,027	

※貸倒引当金が24年度においては洗い替え処理により4,525千円(前年度末残高)の戻し入れとなっている。繰入額は4,055千円を経常外費用で処理されているが、残高は7,483千円に増加している。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

- 1 今後の方向性 存続
- 2 課題

安定経営の継続に向けた、事業量に応じた人員の配置や事務事業の見直し等の検討

7 その他の特記事項

(記載なし)

[まとめ]

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

当法人は、本文に記載しているように、県の農業行政において農地保有の合理化、畜産基盤等の整備等、自治体の重要な役割と言える部分を担っている法人であり、本来、自治体で実施すべき一部の事業を外部において効率的な視点をもって実施している法人とも考えられる。出資という観点からは問題ないものとする。

ただ、法人の沿革にもあるように「農業分野にとどまらず幅広い事業を行うことを目的にした法人」ということから公の施設の管理運営、緑地等の景観維持等に関する事業を数多く実施していることやその名称に「農業」を敢えて付していないことなどから、外部から見た場合に、県行政における重要な位置づけに明確さを欠く懸念もあるのではないかとと思われる。

また、「鹿児島県土地開発公社」と「鹿児島県開発公社」の名称が似通っていて紛らわしいことから、開発公社が「財団法人鹿児島県地域振興公社」と社名を変更することとなった経緯があるが、その鹿児島県土地開発公社も平成25年度で解散している。県民にその位置づけが明確になるような名称を付すことも自治体の事業実施上は有効なのではないかと思う。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

平成24年度においては県への寄附2,688百万円により2,699百万円の正味財産が減少しているが、なお4,018百万円の正味財産を有している。

また、県の損失補償（限度額）は2,094百万円あるが、現状においては事業継続についての問題はないと思われる。

6-4（農産園芸課）公益社団法人鹿児島県糖業振興協会

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	968,113	うち県	275,000 (出資比率 28.4%)、他自治体出資比率 15.9%
出資年月日	昭和 49 年 5 月	所在地	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 県庁内

県庁内に事業所のある公益社団法人である。

2 事業概要

事業目的	本県のさとうきび生産地域におけるさとうきび及び甘しや糖の生産振興、さとうきびの品質取引の円滑な運営並びに酒造用含みつ糖の生産安定を図ることにより、さとうきび生産農家の経営の向上及び甘しや糖業の振興に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】 さとうきびの生産振興、甘しや糖業の振興、さとうきびの品質取引対策、酒造用含みつ糖の生産安定対策、さとうきびの試験研究、その他協会の目的を達成するために必要な事業。</p> <p>【県が出資することの意義】 さとうきびは、本県南西諸島の約8割の農家が生産する基幹作物であり、地域経済を支える重要な作物である。同協会は国・県の施策との連携の中で位置づけされ、さとうきび及び糖業の振興を図るため各種事業を展開しており、当該地域の農業振興や経済発展を図る上で重要な団体である。当協会は、<u>県の出資金なくして基金の運用益による協会運営は不可能であることから、継続的な支援が必要である。</u></p>

[参考]事業報告書による事業

1 さとうきび品質取引対策基金事業

- ・推進体制整備対策事業（目的：さとうきびの生産振興、品質取引対策の推進、酒造用含みつ糖の生産対策、新品種の選定等に必要事項の検討）
- ・品質取引推進対策事業（目的：品質取引を円滑に推進するための立会人設置）
- ・品質・生産性向上対策事業

2 酒造用含みつ糖生産合理化基金事業（目的：加計呂麻島で生産されるさとうきびの生産安定化と酒造用含みつ糖の安定供給を図るための生産合理化補給金の交付）

3 甘しや糖企業合理化推進事業（目的：製糖会社の経営合理化を推進するための「甘しや糖企業合理化計画」、さとうきび・糖業再活性化事業（平成10年度策定）に基づく債務保証

4 さとうきび試験研究事業（目的：さとうきびの新品種選定、技術開発研究、栽培管理技術の普及）

5 気象災害影響緩和対策事業（日本特産農産物協会事業）（目的：気象災害による製造コスト上昇が甘しや糖製造事業者の経営に与える影響を緩和するため、甘しや糖基金を造成し製造コスト上昇額の一定割合（コスト上昇額の8割以内の額）を補てん

- ・基金拠出額累計 500,007千円（平成19～23年度）
- ・平成24年度補てん金交付額 472,335千円（うち、補助金65,450千円）

6 さとうきび増産基金事業（農林水産省補助事業）（目的：さとうきびの2年続きの不作からの早期回復を図るため、生産回復や生産性向上に向けた取り組みや製糖会社の施設整備を支援

- ・基金造成額 1,990,000千円
- ・甘味資源作物緊急増産対策事業及び国内産糖経営体質強化対策事業の円滑な実施と活用を推進（平成24年度助成交付額なし）

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員 の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員 の平均年収
12 (2)	62.0	0	2 (1)	53.5	2,280

役員は12人であるが、無報酬となっている。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
① 補助金(助成金)	0	0	0	
② 利子補給金	0	0	0	
③ 税の減免額	0	0	0	
④ その他公的支援	0	0	0	
小 計	0	0	0	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	0	0	0	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小 計	0	0	0	
合 計	0	0	0	
(参考)委託料	15,799	15,799	0	

県庁内にある公益法人であるが、県の補助金等の支援は全く発生していない。

4-2 国庫補助金の内容

上表のように県からの補助金は発生していないが、さとうきび増産基金事業（農林水産省補助事業）の開始により国庫補助金1,990百万円が発生しており、指定正味財産として受入れ、「さとうきび増産基金資産」（特定資産：定期預金1,790百万円、普通預金200百万円）として資産計上されている。

4-3 委託料

委託料についても平成22年度及び23年度で発生していた「さとうきび経営安定対策・増産推進員設置事業委託料」も24年度では発生していないが、これについては、「平成19年度から導入された品目別経営安定対策は、要件を満たす分みつ糖原料用のさとうきび生産者に甘味資源作物交付金が交付されるものです。この要件に3年間(H19～21年)の特例措置があり、22年度に特例対象の中心となっている小規模、高齢生産者などを本則要件へ誘導するとともに、さとうきびの増産を推進するため、当該事業により各島に推進員の設置を行ったところです。

本委託料は、「鹿児島県ふるさと雇用再生特別基金事業」により県から委託されたものであり、本基金事業の終了により23年度までの実施となったところです。

24年度以降は、各島のさとうきび生産対策本部などの活動により推進されているところ。」との説明であった。

4-4 委託料についての資料検討

平成23年度の委託に関しては、「ふるさと雇用再生特別基金事業計画書」（労働者数6人（うち新規雇用の失業者数6人）、人件費12,639,200円、以下省略）、「平成23年度さとうきび経営安定対策・増産推進員設置業務の委託について（伺い）」、「平成23年度さとうきび経営安定対策・増産推進員設置業務仕様書」、「随意契約の理由」【参考】、「指名推薦委員会会議録」、「見積書の徴取について（伺い）」、「予定価格調書」、「見積書」、「委託契約書について（伺い）」、「契約書（平成23年4月1日）」、「支出負担行為票」、「新規雇用報告書」、「支出命令票」、「実績報告書（平成24年3月31日）」、「検査調書（平成24年3月31日）」、「履行確認の結果について（通知）（平成24年4月2日）」等の書類が整備保管されていた。（注）書類の名称については略して記載している。

【参考】（別紙2）随意契約の理由等

1 随意契約の理由

県においては、さとうきび生産者の高齢化や労働力不足等により、さとうきびの生産力が低下し、一部の製糖工場では操業率が低下していることから、「さとうきび増産計画」を策定し、増産に取り組んでいるところである。

また、平成19年度から導入された品目別経営安定化策では、平成22年度以降、特例要件が廃止され、基幹作業の追加や共同利用組織の構成員の要件見直しなどが行われたが、依然として小規模、高齢生産者の規模拡大や作業受委託の推進による効率的なさとうきび生産体制の確立が課題となっている。

今回設置する「さとうきび経営安定対策・増産推進員」は、現在県が推進しているさとうきび増産計画や経営安定対策等について幅広く推進する必要があることから、業務委託する組織は、県内のさとうきび生産振興地域を対象として、関係機関・団体一体となってさとうきびの生産振興、甘しや糖業の振興を図る組織であることとする。

上記の条件を満たす組織への業務委託は、競争入札には適さないことから、地方自治法167条の2第1項第2号の規定及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係2-13に基づき、以下の相手方と随意契約することとする。

2 随意契約の相手方

社団法人鹿児島県糖業振興協会

3 1者を見積の相手方とする理由

当組織は、さとうきび及び甘しや糖の生産振興等を図ることによりさとうきび生産農家の経営の向上及び甘しや糖企業の振興を目的として設立された組織で、県はもとより、さとうきび生産振興地域の市町村、農協、製糖会社等のさとうきび関係団体を会員としており、さとうきびの生産振興を幅広く取り組む組織である。

県内において、さとうきびの生産振興を幅広く取り組む組織は他にないことから、当組織を相手方とする。

4-5 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
② 貸付金残高	0	0	0	・年度内貸付金 8,750(無利子)が継続している。
③ 出資(捐)金残高	275,000	275,000	275,000	出資金
④ ②、③以外の債権残高	0	0	0	
⑤ 債務残高	0	0	0	

残高としては出資金 275 百万円以外の発生はないが、貸付期間を 4 月 1 日から 3 月 31 日とする無利子の貸付金 8,750 千円が継続して発生している。

この理由は、「瀬戸内町加計呂麻島における酒造用含みつ糖（黒糖）に対する補給金制度を実施するための酒造用含みつ糖生産合理化基金の原資の一部として、県は毎年、短期貸付を行っています。

加計呂麻島は、奄美大島の離島であり、さとうきびを分みつ糖¹工場に供給することは、移送コスト面から困難であるため、含みつ糖²が生産されています。このうち、黒糖焼酎に利用される酒造用含みつ糖については、大型工場で生産される沖縄県産との価格差があり、当該基金の運用果実により補給金を交付することにより、加計呂麻島産黒糖焼酎用含みつ糖の安定供給とさとうきび価格の安定を図っています。

なお、当基金は鹿児島県のほか、瀬戸内町、あまみ農業協同組合、奄美大島酒造協同組合が出資しており、県は出資とこの貸付金により対応しています。」とのことである。

平成 25 年 4 月 1 日付けの「貸付金貸借契約書」が整備保管されていた。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	1,384,757	1,422,102	3,000,326	+1,578: 下記参照
(うち現金預金)	16,305	15,429	14,839	△0
(うち基本財産)	968,113	968,113	968,113	
(うち特定資産)	24,539	24,547	2,014,547	+1,990: さとうきび増産基金 資産+1,990
(うち有形固定資産)	12,799	8,012	2,827	△5
(うち甘しや糖基金)	363,000	406,000	0	△406
負債合計	1,318,856	1,362,013	955,001	△407: 長期預り金△406
(うち有利子負債)	0	0	0	0
(うち長期預り金)	1,316,113	1,359,113	953,113	△406: 甘しや糖基金
純資産	65,901	60,088	2,045,325	+1,985: 国庫補助金+1,990
(うち利益剰余金)	50,901	45,088	40,325	△4

¹分みつ糖: さとうきびの搾り汁から糖蜜を分離したもの。上白糖等の粗糖となる。奄美大島では、奄美市笠利町に大型工場がある

²含みつ糖: 糖蜜を含むもの。黒糖とも言う。加計呂麻島のさとうきびは主に黒糖の原料として生産されている。

平成24年度において、総資産額が大きく増加しているが、これは国からの補助金1,990百万円を指定正味財産として受け入れ、特定資産「さとうきび増産基金³資産」として保有されていることによる。

「長期預り金」（基本財産財源で、内容は「品質取引対策基金」及び「含みつ糖対策基金」である。）の内訳は次のとおりである（平成25年5月1日現在）。

(単位：千円)

会 員 名	22年度末	23年度末	24年度末	増減等	
鹿児島県	275,000	275,000	275,000	0	
西之表市	153,750 ※市町村	10,340	10,340	0	
中種子町		13,450	13,450	0	
南種子町		5,980	5,980	0	
奄美市		9,010	9,010	0	
大和村		600	600	0	
宇検村		600	600	0	
瀬戸内町		24,550	24,550	0	
龍郷町		2,880	2,880	0	
喜界町		14,130	14,130	0	
徳之島町		13,720	13,720	0	
天城町		15,950	15,950	0	
伊仙町		17,670	17,670	0	
和泊町		7,310	7,310	0	
知名町		7,800	7,800	0	
与論町		9,760	9,760	0	
経済農業協同組合連合会		60,000	60,000	60,000	0
生産者(農業協同組合中央会)		295,663	295,663	295,663	0
種子屋久農業協同組合	34,750	7,680	7,680	0	
あまみ農業協同組合		27,070	27,070	0	
日本甘蔗糖工業会	100	100	100	0	
新光糖業(株)	110,100 ※製糖会社	25,360	25,360	0	
富国製糖(株)		8,450	8,450	0	
生和糖業(株)		13,630	13,630	0	
南西糖業(株)		37,520	37,520	0	
南栄糖業(株)		16,290	16,290	0	
与論島製糖(株)		8,850	8,850	0	
奄美大島酒造協同組合	23,750	23,750	23,750	0	
計	953,113	953,113	953,113	0	

内 訳	22年度末	23年度末	24年度末	増減等
品質取引対策基金	885,863	885,363	885,863	0
含みつ糖対策基金	67,250	67,250	67,250	0
計	953,113	953,113	953,113	0

(注) 上表の入会預り金のほか15,000千円が基本財産の部に計上されている。

基本財産の財源となっていることもあってか、この3年間においても全くの増減はない。

³当該基金は「さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱」第5の8の(2)による基金管理期間の終了時(25年度末)において、使用する見込みのない残額は、返還が必要となる。

なお、県では「出資金」として取り扱われている。

当該数値は総会資料に記載されている「基本財産・入会預り金等一覧」から作成したものである。参考資料として記載されているとのことであるが、貸借対照表等と金額が一致する年度末日現在の方が情報としては適当ではないかと考える。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

（単位：千円、備考欄の増減は百万円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考（増減等）
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	80,255	102,564	503,343	+400: 甘しや糖基金より繰入 406
(うち県からの補助金、委託 料、指定管理料)	15,799	15,799	0	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	0	0	0	
経常損益	△4,701	△5,812	△2,077	
固定資産売却損	26,056	0	2,686	
当期損益	△30,757	△5,812	△4,763	
減価償却前当期利益	△28,046	△840	△2,265	
国からの補助金(指定正味 財産で受入)	0	0	1,990,000	

平成24年度では、23年度末に貸借対照表上「その他固定資産」で保有していた「甘しや糖基金」406,000千円を取り崩し、正味財産増減計算書で「甘しや糖基金より繰入」として経常収益に計上されたことにより総収入は400,779千円増加しているが、「気象災害事業費」として472,472千円が使用されたこと等により、経常損失2,077千円が発生している。

また、国からの補助金1,990百万円が指定正味財産として受け入れられており、特定資産「さとうきび増産基金資産」として保有されている。

6 過年度監査における検討結果について

平成21年度の包括外部監査において、加計呂麻島含みつ糖生産合理化基金貸付金について次のような意見が付されている（概要部分等は省略して記載）。

<基金造成額> (単位：千円)

出資者	出資額	貸付金	計	割合
鹿児島県	15,000	8,750	23,750	31.2%
瀬戸内町	23,750	—	23,750	31.2%
あまみ農業協同組合	4,750	—	4,750	6.2%
奄美大島酒造協同組合	23,750	—	23,750	31.2%
計	67,250	8,750	76,000	100.0%

県の貸付金は他団体の出資額との均衡を図るためのものである。

(2) 検討結果

1) 貸付金の必要性について

(中略)

同法人に対する貸付金は、主に預金で運用され、酒造用含みつ糖生産合理化補給金を造成する原資となるものである。基金の運用収入に占める貸付金から生じる果実の割合を試算すると約110千円(954千円×8,750/76,000)となる。仮にこの金額を補助金で交付した場合には、貸付金は約80年分に相当する金額

である。

この貸付金を行った理由が、他団体との出資比率の均衡を保つためならば、本来出資金として拠出するべきである。

(意見) 貸付金の必要性について

貸付金は年度内で返済される形ではあるが同額で継続している。金額的にも 8,750 千円と多額ではなく、年度末には返済する必要があるため、運用果実についても重要な意味をもっているようには考えられない。

事務手続上の煩雑さを考慮しても、支援方法を検討してみる必要があるように思う。

7 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後ともさとうきび及び甘しや糖業の振興を図るため、国や県の施策との連携を図りつつ事業展開をしていく必要がある。県としても協会会員として、より効率的で健全な事業運営が図られるよう引き続き指導・助言を行っていく

8 その他の特記事項

(記載なし)

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

前記のとおり、さとうきびは本県南西諸島の約8割の農家が生産する基幹作物となっており、離島における経済を支える重要な農産物であることは、各離島を訪れるたびに実感させられるところである。

業況としても、生産者の高齢化や労働力不足等により、さとうきびの生産力が低下し、一部の製糖工場では操業率が低下しているとのことであり、また、国・県の施策との連携の中で位置づけされていることから、さとうきび及び糖業の振興を図るための各種事業を展開する目的で設立されている当協会に県が支援することについての意義については問題ないものとする。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

前記のとおり、平成22年度から24年度までの期間は経常損失が発生している。これについては「経常経費の損益を回避するため、固定資産の譲渡を計画的に行っています。」との回答であった。有形固定資産は什器備品が2,827千円しかないため、固定資産に含まれる有価証券等の譲渡と思われる。

主要な収入項目は基金繰入収入、受取補助金、基金運用益等であることから、事業の必要性が認められる限りは存続するものと思われる。また、県における多額の損失負担が生じる可能性は現状ではないものとする。

(意見)財務諸表等の様式について

当協会の決算諸表の様式については、公法人会計基準の様式に準じて作成するのが適当と思われる。

これについては「当協会の収支については、預り金による果実及び補助金による収入とこれに伴う公益事業に係る支出及び職員の給与等の法人会計に係る支出であるとともに、資産、負債とも単純であり、財産目録及び参考資料として基本財産、入会預り金一覧を提示する決算報告で可能であることから、当様式による決算報告で可能と考えています。」との説明を受けた。

ただ、県庁内に所在地のある公益法人であり、什器備品として「公益法人会計ソフト」も記載されていることから、作成に支障はないものとする。

6-5（畜産課）公益社団法人鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	41,490	うち県	20,000 (出資比率 48.2%)、他自治体 24.1%
出資年月日	昭和 49 年、54 年	所在地	鹿児島市郡元 3 丁目 3-32

(注) 県出資金 2 千万円は協会の負債「寄託金」で受け入れられ、特定資産「寄託金引当資産」として預金で保有されている。

2 事業概要

事業目的	家畜伝染病予防法第 6 条第 2 項の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を講ずるとともに畜産物の品質向上のための指導、検査を行う。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】</p> <p>①伝染性疾病预防のための注射、投薬、指導等 ②家畜の健康保持に関する技術の指導 ③畜産物に関する衛生指導及び検査 ④家畜衛生に関する研修会及び講習会の開催 ⑤前各号の事業達成のために必要な事業</p> <p>【県が出資することの意義】</p> <p>県、市町村、団体が設立当時の出資で運営し、3 者が協力して自衛防疫組織を構築していることから、今後も防疫体制の整備を図る上で現在の出資額は妥当であると考えられる。</p>

[参考]平成 24 年度事業実績から抜粋

【国補助事業】

1. 家畜生産農場浄化支援対策事業
 - (1) 疾病清浄化支援対策事業
 - (2) 伝染病の発生・流行防止対策事業
 - (3) 農場飼養衛生管理強化対策事業
2. 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業

【県補助事業】

1. 自衛防疫強化総合対策事業
 - (1) 推進協議会の開催
協議会の円滑な運営をはかるため、会員等を構成員とする家畜自衛防疫推進協議会を 9 支部において開催した。
 - (2) 広報活動事業
家畜衛生に関する知識・技術等の向上を図るため、「指導協会だより」の発行やパンフレット等による普及・啓発を行った。

【全国団体補助事業】

1. 育成馬予防接種推進事業
2. 衛生体制強化基金事業（組織強化対策事業）
3. 家畜防疫互助基金造成等支援事業

【全国団体委託事業】

1. 馬飼養衛生管理特別対策事業
2. 軽種馬自主防疫緊急対策事業

【衛指協単独事業】

1. 各種伝染病発生予防事業
2. 予防注射事故対策事業

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員 の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員 の平均年収
1 (1)	63	5,074	8 (1)	41	3,764

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位:千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	98	98	98	・家畜衛生に関する知識・技術等の向上を図るための普及・啓発活動
② 利子補給金	0	0	0	
③ 税の減免額	0	0	0	
④ その他公的支援	0	0	0	
小 計	98	98	98	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	0	0	0	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小 計	0	0	0	
合 計	98	98	98	
(参考)委託料	0	0	0	

事業実績に記載している県補助事業を内容とする補助金であるが、この3年間は98千円と一定しており、金額も少ない。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高				
② 貸付金残高				
③ 出資(捐)金残高	20,000	20,000	20,000	・出資金
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

(注) 前記のとおり、県出資金2千万円は協会の負債「寄託金」で受け入れられ、特定資産「寄託金引当資産」として預金で保有されている。

出資金2千万円以外の公的支援は発生していない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	598,712	594,300	590,285	△4
(うち現金預金)	331,891	344,566	409,908	+65
(うち有形固定資産)	2,526	2,140	2,463	
(うち特定資産)	60,993	103,137	65,538	△40：運営基盤強化基金資産
負債	242,082	280,417	262,570	△17
(うち県借入金)	0	0	0	
(うち有利子負債)	0	0	0	
(うち運営基盤強化基金)	40,000	40,000	0	△40：運営基盤強化基金
純資産	356,660	313,882	327,714	+13

平成24年度において、特定資産として保有されていた「運営基盤強化基金資産」4千円が取り崩され、正味財産増減計算書において「運営基盤強化基金返戻金」として支払われている。

5-2 損益計算書(正味財産計算書)等

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(増減等)
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	852,019	945,629	1,072,301	+126：受取補助金+220
(うち県からの補助金、委託料、 指定管理料)	98	98	98	
(うち県以外の自治体からの補 助金、委託料、指定管理料)	0	0	0	
経常損益	△20,022	△1,279	13,836	+15
当期損益	△20,066	△1,287	13,831	+15
減価償却前当期利益	△18,749	△116	15,052	

平成24年度の収益は10億円を超えているが、事業収益としての注射事業農家負担金収益が693,298千円あり、受取補助金等も376,513千円と多い。

受取補助金の内訳は、家畜防疫互助基金支援事業230,271千円、家畜生産農場清浄化支援事業84,834千円、死亡牛緊急検査処理推進事業60,496千円他である。県からの補助金ではなく、国からの補助金等が多いという特徴を有している。

事業実施に伴う費用も多いことから、正味財産増減額は平成22年度及び23年度はマイナスであったが、24年度においては13,831千円のプラスに転じている状況である。

(意見) 補助金等の内訳について

正味財産増減計算書「補助金等」に家畜防疫互助基金支援事業として230,271千円計上されているが、注記の補助金等の内訳における当期増加額は7,537千円(減少額も同額で期末残高もない。)となっている。

項目的には質的な重要性も高いため、整合しないことについての説明が適切と思われる。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

家畜伝染病予防法に定めるところの自衛的措置による伝染性疾病の発生予防のための事業は恒久的な取り組みが必要ではあるが、国の家畜防疫関連事業や県内家畜飼養頭数を鑑みて事業策定を行っている。

7 その他の特記事項

(記載なし)

[まとめ]

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

事業目的にあるように、家畜伝染病予防法第62条第2項の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を講ずるとともに畜産物の品質向上のための指導、検査を行う協会であり、補助金等も県よりも国からのものが多い。

事業内容からも、出資する意義についての問題はないものとする。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

平成22年度及び23年度は損失の計上となっているが、重要な事業を担っている協会であり補助金等も多く、問題はないとする。

6-6（畜産課）一般社団法人鹿児島県種豚改良協会

（注）当法人は公益法人ではなく一般社団法人に移行している。

1 資本金等

（単位：千円）

資本金等	10,500	うち県	5,000（出資比率 47.62%）、他自治体出資	なし
出資年月日	昭和 51 年 5 月	所在地	霧島市国分上之段椎木迫 2495	

鹿児島県の出資割合が最も多く 47.6%であり、他は鹿児島県経済農協連 23.8%、南九州畜産興業(株)23.8%、(公社)鹿児島県畜産協会が 4.8%である。

2 事業概要

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・系統豚の維持増殖に関する事業 ・優良種豚の供給に関する事業 ・種豚改良に関する事業 ・その他目的を達成するため必要な事業
事業内容及び県が出資することの意義	<ul style="list-style-type: none"> ・県の畜産試験場で造成された系統豚を当協会へ譲渡し、維持・増殖を図るという、<u>県の養豚振興（種豚改良）に寄与する団体</u>であるため。

当協会で生まれた子豚のうち優良なものを選別して県下 7 ヶ所の増殖センター（団体）に払い下げ、一部を育成し、肉豚として出荷している。

[所在地]図のように鹿児島県畜産試験場に隣接している。



[平成 24 年度事業実績]（事業報告書から抜粋）

(1) 系統豚維持増殖事業

3 つの系統豚群の能力、血統管理を行うとともに、これらの計画交配により生産された登録豚を指定増殖施設や生産農家に供給し、「鹿児島黒豚」の銘柄確立と養豚農家の経営安定に寄与した。

【系統豚の払い下げ状況】

(単位：頭、%)

区 分	純粋系				クロス系					合計
	B11	B22	B33	計	B12	B21	B31	B32	計	
H24 年度実績(A)	39	41	134	214	189	169	107	66	531	745
前年度実績(B)	21	56	120	197	130	75	52	25	282	479
前年度比(A/B)	185.7	73.2	111.7	108.6	145.4	225.3	205.8	264.0	188.3	155.5

払い下げ頭数は、前年度に比較して純粋系が 8.6%、クロス系が 88.3%、合計で 55.5%の増加という状況である。

(2) 協会の経営改善対策

ア 経営改善計画の策定と実施

ア) 運営体系の見直し

イ) 目標の提示

ウ) 製品の販売拡大 : 育成率の向上、クロス豚の販売拡大

エ) 主要費用の削減

オ) 財務改善充実化 : 会員の拡大、短期借入金の調達

イ 管理体系再編

(3) 補助事業等の実施

ア 系統豚適正管理事業 (県 3,317,000)

○ 系統豚サツマ (B11)、ニューサツマ (B22)、サツマ 2001 (B33) の血統維持管理及び維持群繁殖成績等の調査

適正維持管理 216 頭 (46♂、170♀)

種豚の更新 59 頭

維持群繁殖成績 367 腹

産肉能力調査 600 頭

○ 譲渡した系統豚の繁殖成績調査 293 腹

イ かごしま黒豚の東京集荷助成事業 (県黒豚生産者協議会)

○ 平成 24 年 8 月 7 頭出荷 (全 10 グループ、6 回、90 頭出荷)

ウ 鹿児島県系統黒豚維持利用連絡会

エ 鹿児島県系統豚利用推進協議会

オ 鹿児島県黒豚生産者協議会理事会

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
8 (1)	63.9	3,474	6 (0)	44.3	3,632

役員 8 人、職員 6 人であり、人員規模的には大きくない。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援 (フロー)

(単位:千円)

項 目	22 年度	23 年度	24 年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	3,320	3,320	3,317	・「系統豚適正管理事業補助金」(事業実績参照)
② 利子補給金	4,080	0	0	

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
③ 税の減免額				
④ その他公的支援				
小計	7,400	3,320	3,317	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計	0	0	0	
合計	7,400	3,320	3,317	
(参考)委託料	8,388	0	0	

上記、[平成24年度事業実績]に記載の「系統豚適正管理事業補助金」3,317千円の補助金が交付されているが、他の公的支援は発生していない。当該補助金の内容は調査業務であり、金額的にも多くはない。

[系統豚適正管理事業実施要綱]

第3条 県は、系統豚の適正な維持管理を図るため、農家等に譲渡した系統豚「サツマ」、「ニューサツマ」及び「サツマ2001」並びにその系列間交雑種豚の繁殖成績、産肉成績の調査に要する経費の一部を助成する。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
② 貸付金残高	0	0	0	
③ 出資(捐)金残高	5,000	5,000	5,000	・正味財産の部「出資金」
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

出資金5,000千円の他の公的支援は発生していない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	66,404	84,261	66,123	△18:退職給付引当預金△21
(うち現金預金)	5,580	5,049	3,163	△1
(うち棚卸資産)	12,089	32,096	35,309	+3
(うち有形固定資産)	1,123	910	770	
(うち家畜)	5,238	4,508	5,074	
負債合計	74,234	94,114	78,756	△15:退職給付引当金△18
(うち有利子負債)	0	10,000	10,000	※23年度から借入発生
純資産	△7,830	△9,850	△12,633	△2
(うち利益剰余金)	△18,330	△20,350	△23,133	△2

当法人は規模的には大きくないため、平成24年度で退職給付引当預金が21,549千円減少したことにより、総資産が約22%大きく減少している。

また、平成23年度に仕掛品が増加したことによるものであろうか、短期借入金が10百万円発生している。

純資産は損失を計上していることから平成24年度末では12,633千円の債務超過の状況である。この結果、県が公表している貸借対照表においても当該出資については評価減が行われている。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

（単位：千円、備考欄の増減は百万円）

項目	22年度	23年度	24年度	備考（増減等）
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	149,868	129,600	141,422	+11
(うち県からの補助金、委託料、 指定管理料)	15,788	3,320	3,317	
(うち県以外の自治体からの補 助金、委託料、指定管理料)	2,835	0	0	
経常損益	△6,787	△1,800	△2,771	
当期損益	△7,484	△2,020	△2,783	
減価償却前当期利益	△5,831	19	△997	

(注)注記表の提出はない。

平成25年度収支予算書に記載の「前年度最終予算額」では、当期収支差額2,802千円、次期繰越収支差額△11,048千円であることから、資金的には厳しい状況が見られる。

なお、当法人では「**経営改善計画**」が策定され損益等の改善が推進されている状況であるが、説明によると、平成25年度に黒字化、33年度に債務超過の解消が予定されているとのことである。収入の増加は見込めないが、人件費、飼料代等の減少が織り込まれている。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

- ・今後の方向性 存続
- ・課題

当法人の健全な経営のため、随時運営状況のチェック等を実施。

運営検討委員会により経営改善計画の対策実施状況と経営状態の把握・課題等について検討。

7 その他の特記事項

特になし

[まとめ]

① が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

事業の概要に記載のとおり、県の畜産試験場で造成された系統豚を当協会へ譲渡し、維持・増殖を図るといふ、県の養豚振興（種豚改良）においては重要な位置づけにある団体ではないかと思われる。事業内容をみても意義についての問題はないものと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

現状は債務超過の状態にあることから経営改善計画が策定されており、収入の増加は見込めないが、人件費、飼料代等の減少が織り込まれているとのことである。

（意見）経営改善計画について

県における養豚振興策における当協会の位置づけを前提にする必要があるが、損益状況の改善のために、現状でも6人しかいない人件費や飼料代を削減することは、結果として必要な事業の規模縮小を招く恐れがあるので留意する必要がある。

（意見）一般社団法人化について

当法人の事業目的である「系統豚の維持増殖」、「優良種豚の供給」、「種豚改良」等に関する事業は本県の養豚振興（種豚改良）にとって重要な使命があるように思われることから、やはり公益法人として県の畜産振興に貢献することを目指すべき事業なのではないかと考える。

6-7（畜産課）公益社団法人鹿児島県畜産協会

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	930,825	うち県	135,000 (出資比率 14.5%)、他自治体出資比率 5.3%
出資年月日	平成 15 年 9 月	所在地	鹿児島市鴨池新町 15 番地

県の出資比率は 14.5%、他自治体の出資比率と合わせても 20%未満であり、所在地は JA 鹿児島県会館内である。

県からの出資金は、当法人においては固定負債の「寄託金（子牛）」として受入れ、特定資産の区分に基本財産として保有されているが、当該基本財産は「肉用子牛生産者補給金制度業務規程」第 4 条第 2 項に「基本財産は、協会の運営の円滑性を確保するために他の方法がなくて農林水産省生産局長の承認を受けて（中略）借入金の償還に充てる場合を除きこれを処分してはならない」と規定されていることから、特別な場合を除き、法人から資金流出することはないとのことである。

なお、寄託金については「寄託証券」が発行されており、当該制度が終了した場合や会員が退会した場合に、出資者は出資した額を回収することになる。この寄託証券は公益社団法人に移行した平成 25 年 4 月 1 日現在で作成されており、「鹿児島県殿」として「壱億参千五百萬円」が記載されていた。

また、「鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱」、「肉用子牛生産者積立助成金交付要綱」（平成 2 年 3 月 31 日施行、最終改正：平成 15 年 10 月 1 日）、「肥育牛価格安定対策事業実施要領」（平成 10 年 12 月 25 日施行、最終改正：平成 25 年 3 月 13 日）、「肉豚価格安定対策事業実施要領」（平成 7 年 4 月 1 日適用、最終改正：平成 23 年 5 月 20 日施行）、「ブロイラー価格安定対策事業実施要領」（平成 9 年度適用、最終改正：平成 15 年 7 月 1 日施行）が整備されていた。

2 事業概要

事業目的	農業者等の畜産経営に係る事業を行い、畜産の振興と畜産物の安定供給に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【対象事業】 肉用子牛生産農家においては、子牛価格の変動が経営に大きな影響を与えることから、子牛価格が低落して一定価格（保証基準価格等）を下回った場合に、その期間中に販売・保留された子牛に対し生産者補給金を交付して、肉用子牛の安定供給と生産農家の経営安定に資する。</p> <p>【寄託することの意義】 肉用子牛生産者補給金制度の適正な運営を確保する。</p>

【平成25年度事業報告による実施事業】（注）県関連及び事業費が1千万円以上について事業費等を記載

<公益目的事業1>

畜産関係者の資質の向上や人材育成、畜産への理解醸成及び諸問題解決のための相談・助言・指導の事業

【人材育成事業】

【相談・助言・指導事業】

3. 地域畜産支援指導等体制強化事業（継続、補助；地方競馬協会）事業費 10,466 千円

4. 畜産経営技術高度化促進事業（継続、受託；鹿児島県）事業費 2,716 千円

【畜産のPR事業】

<公益目的事業2>

応募・選考による補助事業の実施を通じて、経営の安定と国民生活に不可欠な畜産物の安定供給に資する事業

【経営安定対策事業】

10. 肉用子牛価格安定事業（継続、補助；機構¹・県）事業費 76,523 千円

11. 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化等事業（継続、補助；機構）

うち・肉用子牛生産者補給金制度²運営適正化事業 事業費 53,250 千円

13. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（継続・公募、補助；機構・県）事業費 3,367,703 千円、推進指導事務費 23,272 千円

14. 養豚経営安定対策推進指導事業（継続、受託・公募；機構）

・新肉豚基金事業、実施機関平成23年～28年度 事業費 2,050,776 千円

15. フォード経営安定対策事業（継続、補助；県）

・第5業務対象年間；平成24～26年度 事業費 638,895 千円

16. 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業（継続・公募、補助；機構）事業費 247,719 千円

17. 地場畜産物のPR活動等事業（継続、補助；機構）事業費 10,440 千円

<公益目的事業3>

【検査・検定事業】

3 役職員の状況

（単位 人数：人、金額：千円、年齢：才）

役員数（うち県 出向者・退職者）	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数（うち県出 向者・退職者）	職員平均年齢	職員の平均年収
19（ 2・1 ）	—	—	23（ 0・3 ）	—	—

（注）監事に公認会計士1人が選任されている。

¹独立行政法人農畜産業振興機構

²肉用子牛生産者補給金制度（社団法人全国肉用牛振興基金協会のホームページより抜粋）

子牛価格が低落した場合でも生産者の皆様が安心して経営が続けられるよう、肉用子牛生産者に対して生産者補給金を交付する制度です。なお、肉用子牛生産者補給金制度は、都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「指定協会」）が実施している制度です。

■概要 制度に加入するためには、生産者と指定協会との間で「肉用子牛生産者補給金交付契約」を締結しなければなりません。その上で、肉用子牛を満2ヶ月齢までに農協等を通じ指定協会へ個体登録の申し込みを行い、四半期（3ヶ月）毎に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格（合理化目標価格）を下回った上で、以下1.2.のいずれかの要件を満たしている場合には生産者補給金を交付します。

1. 個体登録牛を満6ヶ月齢以上満12ヶ月齢未満で販売した場合
2. 個体登録牛を満12ヶ月齢に達した日以降も自家保留し飼養した場合

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	809,519	325,688	326,273	価格安定対策事業等
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他公的支援				
小計	809,519	325,688	326,273	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計	0	0	0	
合計	809,519	325,688	326,273	
(参考)委託料	5,077	5,077	5,077	現場検定業務、畜産経営技術高度化指導

4-2 補助金の内容

表中の①補助金（助成金）の内容は次のとおりである。

(単位:千円)

事業名称	22年度	23年度	24年度	24年度補てん実績(23年度)
①肉用子牛生産者補給金制度生産者積立金	154,355	66,356	68,755	肉用子牛; 76,523 (64,937)
②肉用牛肥育経営安定特別対策事業	58,911	65,582	59,082	肉牛; 3,367,703 (5,318,936)
③養豚経営安定化対策	94,701	82,674	83,276	肉豚; 3,477,781 (1,791,463)
④ブリーダー経営安定対策事業	107,183	111,074	115,158	ブリーダー; 638,895 (282,300)
⑤肉用牛繁殖経営緊急支援事業	285,228	—	—	
⑥口蹄疫関連対策事業(2本)	109,017	—	—	
計	809,519	325,685	326,273	

表中の⑤「肉用牛繁殖経営緊急支援事業」及び⑥「口蹄疫関連対策事業」は平成22年度の単年度事業として実施されている。また、①～⑤に関する補助金の内容等は次のとおりである。

事業名	補助対象 経費の区分	補助率又は 補助額	補助事業等の内容等の 変更要件	事業遂行状況報告		
				報告 時点	報告 期限	報告 様式
①肉用子牛 価格安定対 策事業	(社)鹿児島県畜産協会が肉用子牛生産者補給金の交付に充てるための積立金を造成する経費	事業費の4分の1以内	1 契約頭数の増減 2 肉用子牛1頭当たりの造成額の増減			
②肥育牛価格安定対策事業	事業実施主体が肉用牛肥育経営安定特別対策事業を実施する場合において、生産者積立金の一部を補助する経費	予算に定める額	事業実施計画の変更	12月31日	翌5月31日	別に定める
③肉豚価格安定対策事業	(社)鹿児島県畜産協会等が、価格差補てんの給付に充てるための積立金を造成する経費	予算に定める額	事業量の30パーセントを超える増減			
④ブリーダー価格安定対策事業	(社)鹿児島県畜産協会が価格差補てんの給付に充てるための資金を造成する事業に要する経費	予算に定める額	事業量の30パーセントを超える増減			

県の補助金額は当該年度の家畜頭羽数や補助単価により変動することになる。

例えば、①の「肉用子牛生産者補給金制度」における補助金が平成22年度の154,355千円から23年度では66,356千円に87,999千円(約57%)減少しているが、これは22年7月から補助単価が変更(黒毛和種が2,475円から550円に、その他肉専が6,775円から6,100円に)されたことなどによるものである。

4-3 委託料の内訳

(単位：千円)

事業名称	22年度	23年度	24年度	24年度事業実績等(税抜)
①畜産経営技術高度化促進	2,716	2,716	2,716	・個別指導(経営改善指導59回、1,819、経営技術管理指導3、生産技術指導3)、実態調査・情報収集(4地域6回)194、地域経営技術研修会(7回)611
②豚産肉能力検定事業	2,076	2,077	2,076	
③優良種豚育種効率向上推進	284	284	283	
計	5,077	5,077	5,077	

表①の「畜産経営技術高度化促進」については「畜産経営技術高度化促進事業の概要」、「平成24年度畜産経営高度化促進事業に係る業務委託の執行について(伺い)」(平成24年3月25日決裁)、「推薦委員会会議録³⁾」(平成24年3月26日)、「平成24年度畜産経営技術高度化促進事業業務委託に係る見積書の提出依頼について(伺い)」(平成24年3月26日)、「見積書」2,587千円(税抜)(平成24年3月28日)、「予定価格調書」(24年3月30日決定)、「畜産経営技術高度化促進事業業務委託契約書」(平成24年4月2日)、「平成24年度畜産経営技術高度化促進事業業務委託終了報告書」(平成25年3月29日)、「検査調書」(平成25年3月29日)、「請求書」(平成25年3月29日)、「支払命令票」(支払日平成25年5月24日)他一連資料が整備されていた。

なお、②及び③についても同様の一連書類についての提出を受け閲覧したが、特に問題となる事項はなかった。

4-4 公的支援(ストック)

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
② 貸付金残高	0	0	0	
③ 出資(捐)金残高	135,000	135,000	135,000	肉用子牛生産者補給金制度の基本財産として寄託
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高				

(注) 貸借対照表に「肉用子牛生産者補給金制度の定めた用途に充てるために保有している資金」として平成25年3月末現在、特定資産の区分基本財産に930,825千円が積み立てられている。

³⁾ 業務委託期間：平成24年4月2日から平成25年3月31日まで、2 契約締結の方法：地方自治法第167条の2第1項第2号及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係2の(13)の規定により随意契約、3 指名理由：県内全域で幅広い畜種にわたる畜産経営の経営診断、指導を専門に実施している法人は社団法人鹿児島県畜産協会のみであり、永年の実績があることから同協会に委託することで事業が円滑に推進できるため。

県からの公的支援は、肉用子牛生産者補給金制度の基本財産として寄託されている1億3千5百万円のみであり、他にはない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

貸借対照表の主要科目の推移は次のとおりである。

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考(増減等)
総資産	9,638,030	10,310,079	11,132,011	+821
(うち現金預金)	588,610	489,797	333,934	△155
(うち特定資産) 注1	8,672,290	9,191,703	9,794,676	+602:生産者積立資産+266、肥育安定基金資産+1,797、優良繁殖雌牛更新支援基金資産△1,215、プロイラ-価格差補填準備資産△189 他
(うち有形固定資産)	19,425	0	129	
負債合計	1,235,353	1,354,632	1,602,027	+247
(うち有利子負債)	—	—	—	
純資産	8,402,676	8,955,447	9,529,984	+574
(うち利益剰余金)	295,321	313,590	327,810	+14

注1 貸借対照表においては、基本財産の区分は0となっているが、特定資産の内訳として基本財産930,825千円が計上されている。

注2 貸借対照表の流動負債に「公益目的事公益目的事業勘定」△591千円、「法人会計勘定」591千円が残高となったままであるが、内部取引消去欄での消去が適当と思われる。

総資産のうち**特定資産**⁴が約88%を占めている。特定資産の内容は基金資産、積立資産、引当資産等であり、有価証券241,512千円と預金9,553,164千円の預金で保有されている。借入金等の有利子負債はなく、9,529,984千円の純資産となっている。

5-2 損益計算書(正味財産計算書)等

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(増減等)
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	12,473,764	8,652,759	8,433,656	△219
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	814,596	330,765	331,350	+0
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	0	0	0	
経常損益	2,089	18,268	14,220	△4
当期損益	2,259	18,268	14,220	△4
減価償却前当期利益	—	—	—	

⁴特定資産とは、特定の目的のために、用途、保有、運用方法等に制約のある預金、有価証券等の金融商品および、土地、建物等をいうが、固定資産の部に計上される。典型的な項目としては、退職給付引当資産、特定費用準備資金、資産取得資金等が含まれるが、このほかにも、将来の特定の目的のために引当資産を計上する場合も認められる。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

存続

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過年度の当監査における指摘事項等に対する対応状況

過年度の当監査において問題とされた事項はなかった。

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

畜産県である本県の農業者等の畜産経営に係る事業、畜産の振興と畜産物の安定供給に寄与することを目的とし、肉用子牛生産者補給金制度の適正な運営を確保するための出資であり、事業内容をみても意義についての問題はないものと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

（意見）「出資による権利」と「投資及び出資金」の整合性について

当該出資等は、平成24年度決算に関する調書の「出資による権利（内訳）」には含まれていないが、平成24年度鹿児島県の財務諸表（貸借対照表）における「投資及び出資金」には含まれている唯一のものである。

公益社団法人に対する寄託金であるということに表示上の差異が生じているとのことであるが、両者の表示区分上は一致すると思われるため、整合性については留意して管理するのが適切と考える。

7-1（監理課用地対策室）鹿児島県土地開発公社

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	50,000	うち県	50,000 (出資比率 100.0%)
出資年月日	平成7年4月	所在地	鹿児島市宇宿二丁目9番3号

2 事業概要

事業目的	公共用地、公用地等の取得及び造成その他の管理等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与する。【定款第1条（目的）】
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】 ①公有地取得事業、②あっせん等事業、③土地造成事業の3事業を実施。 ※現在は土地造成事業のみ実施</p> <p>【出資の意義】 公有地の拡大の推進に関する法律第13条の規定に基づき出資したもの。 ※「設立した地方公共団体は基本財産の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。」</p>

用地概要

所在地	霧島市溝辺町麓 〃 隼人町西光寺	
事業主体	鹿児島県土地開発公社	
総面積	176,000㎡	
分譲面積	146,003㎡	
分譲価格	18,458円/㎡～25,842円/㎡ ※土地取得補助後の価格	
現況	造成済	
交通アクセス	高速道路	九州縦貫自動車道 溝辺鹿児島空港IC 隣接
	主要道路	国道504号線 隣接
	空港	鹿児島空港 約1km
	鉄道	JR九州日当山駅 約5km
電力	変電所	10.0km (霧島変電所)
	普通高圧	隣接 (6KV)
	特別高圧	6.0km (66KV)
用水	工業用水	-
	上水道	563㎡/日
	地下水	6,100㎡/日
排水	敷地内浄化処理後、河川に排水	
地質	第3種	
地盤	N値30	
情報インフラ	光回線利用可	
建築基準	建ぺい率 70% 容積率 400%	
土地利用区分	非線引都市計画区域	
騒音規制	第4種・第2種	
振動規制	第1種	
工場立地法 (面積率下限)	緑地面積率 3% 環境施設面積率 5%	
地域指定	集積区域 (重点促進区域) 低開発地域工業開発地区	
摘要	区画割可 土地リース可	

位置図



配置図



鹿児島臨空団地

かごしまりんくうだんち



鹿児島空港や九州縦貫自動車ICに近接。九州主要都市や、東京、大阪などの大都市圏、アジアも視野に入れた産業拠点です。周辺に工業技術センターなど、高度技術関連企業や研究所などの立地が進んでいます。

[鹿児島臨空団地の沿革]

年 度	内 容
平成7年度	①県が「農村地域工業等導入実施計画」を策定 ②県土地開発公社が新設され、同公社が用地取得・造成・分譲を行うことを決定し、用地取得に着手。
11年度	用地買収終了
12年度	①県が「農村地域工業等導入実施計画」を変更（計画期間の延長、面積の縮小、導入業種の拡大） ②調整池工事に着手
13年度	①調整池、地区外排水路完成 ②分譲単価決定
14年度	取付道路等整備
15年度	①団地内道路・排水路及び給水施設を整備 ②貸付制度創設
16年度	①県が「農村地域工業等導入実施計画」を変更（計画期間の延長） ②本格分譲開始
17年度	支線道路等整備
18年度	団地内支線道路、緑地等の整備
20年度	地下水源調査（電探調査）、地質調査、土壌調査及び騒音調査の実施
21年度	地下水取水可能量調査（ボーリング調査）の実施
25年度	<u>土地開発公社の解散に伴い、県が取得</u>

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
10 (9)	55	2,517	6 (3)	56	1,912

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	-	-	-	
② 利子補給金	81,531	77,448	63,046	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小 計	81,531	77,448	63,046	

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	
合計	81,531	77,448	63,046	
(参考)委託料	-	-	-	

県からは、金融機関等からの長期借入金に対する支払利息が補填されている。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高				
② 貸付金残高	36,676	36,676	1,231,224	土地開発基金及び地域振興公社から県への債権譲渡に伴う貸付金
③ 出資(捐)金残高	50,000	50,000	50,000	
④ ②、③以外の債権残高				
⑤ 債務残高	3,114,000	3,114,000	3,064,000	金融機関からの借入に伴う債務保証(県信連・西日本シティ銀行)

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	4,878,711	4,860,490	4,796,005	△64
(うち現金預金)	118,183	108,546	51,646	△57
(うち有形固定資産)	1,815	1,513	1,334	
負債合計	4,649,129	4,647,617	4,302,883	△345
(うち有利子負債)	4,602,000	4,602,000	4,258,548	△344
純資産	229,582	212,873	493,122	+280
(うち利益剰余金)	179,582	162,873	443,121	

平成24年度においては、総資産4,796百万円のうち、土地が97%の4,658百万円を占め、負債合計4,302百万円のうち、有利子負債が99%の4,258百万円を占める。24年度は、預金50百万円を取り崩して、有利子負債の返済に充当し、また県が293百万円を債権放棄したことにより、有利子負債が344百万円減少している。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)	465,596	78,769	359,071	+281
(うち県からの補助金、委託料、指定管理料)	81,531	77,448	63,046	△14
(うち県以外の自治体からの補助金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
経常損益	41,665	△16,679	△13,203	
当期損益	41,504	△16,708	280,248	+296
減価償却前当期利益	41,720	△16,969	280,428	

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

当土地開発公社は平成25年10月31日に解散し、26年2月28日に清算終了している。

(解散に至った理由)

土地開発公社は、もともと「**公有地の拡大の推進に関する法律ⁱ**」(昭和47年6月15日法律第66号)に基づいて公共用地の先行取得のために設立された団体であり、県が100%出資している特別法人である。

当法人のこれまでの実績は、南九州西回り自動車道、九州新幹線、東九州自動車道、西之谷ダム等の公共用地の先行取得等を実施してきたほか、鹿児島臨空団地の土地造成事業等も行い、公共事業の実施に大きな役割を果たしてきた。

しかし、平成23年度から公共事業等の用地取得の実績はなく、新たな県の大型プロジェクト等に伴う先行取得等の計画もないことから、近年は臨空団地の分譲及び管理のみを行ってきた。この状況を鑑み、同公社については、公共用地の先行取得という本来の役割を終えたと考え、**第三セクター等改革推進債ⁱⁱ**(三セク債)の活用などにより債務整理を行い、25年度中に解散するものとした。

ⁱ 公有地の拡大の推進に関する法律

(目的) 第1条

この法律は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買に関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする

(設立) 第10条

地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

ⁱⁱ第三セクター等改革推進債とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(地方公共団体財政健全化法)の本格施行から5年間(2009～2013年度)で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行うために措置された特別の地方債である。「三セク債」とも呼ばれ、経営が著しく悪化した公営企業や第三セクターなどについて、それを廃止・清算する際に、国が地方自治体(都道府県・市区町村)に発行を認める地方債のことをいう。これは、多額の負債を早期に処理し、地方財政の健全化を進めるのが狙いであり、地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合に発行が認められる。なお、三セク債の発行可能期間については、2009年度から2013年度までの5年間の時限措置となっており、その返済期間は基本的に10年とされ、また支払利息の一部は国から補助を受けられる。

～参考 総務省より～

第三セクター等改革推進債の概要（地方財政法附則第33条の5の7）

1. 対象経費

● 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

◇ 第三セクター（及び地方住宅供給公社）

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

- ①法的整理・・・破産手続、特別清算手続、再生手続及び更生手続
- ②私的整理・・・一般に公表された債務処理のための準則等が該当

◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等を行っている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

◇ 公営企業

⇒ 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 一時借入金の償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 公営企業型独法の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
- ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

2. 対象期間

● 平成21年度～25年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

3. 発行手続

● 議会の議決 → 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 充当率

● 100%

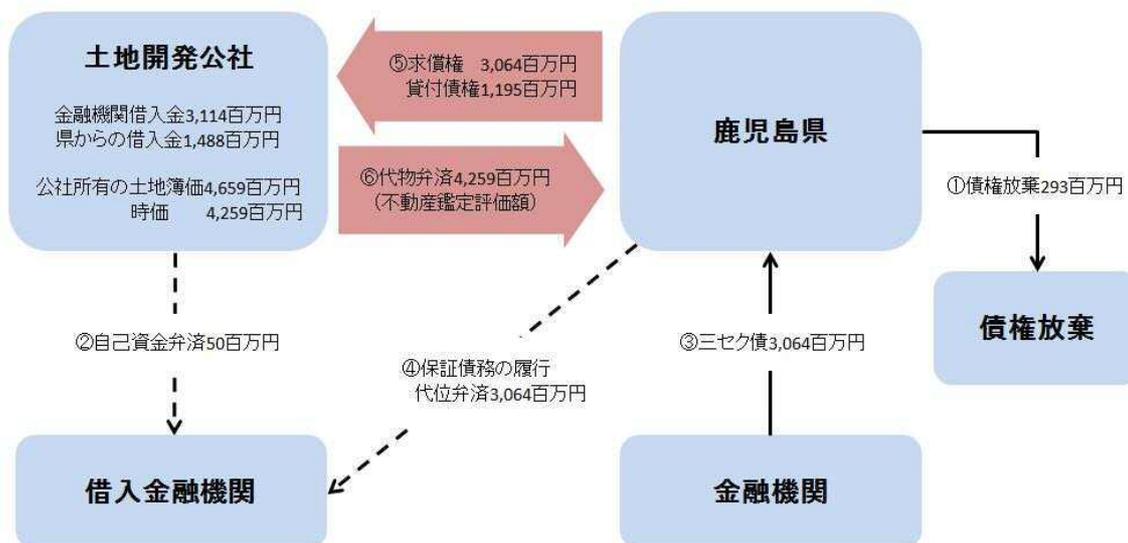
5. 償還年限

● 10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

6. 財源措置

● 支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。

[土地開発公社の解散に関するフロー]



①公社は、借入金を圧縮するため自己資金から 50 百万円を弁済する。（上図では②）

②県は、公社所有土地（臨空団地）の時価評価額と公社借入金の差額 293 百万円について、あらかじめ県の貸付債権から権利放棄する。（上図では①）

③県は、第三セクター等改革推進債 3,064 百万円を発行して資金調達を行う。

- ④県は、公社が借入を行っている民間金融機関に対して、保証債務の履行として当該調達した資金3,064百万円をもって代位弁済を行い、公社の民間金融機関からの借入金を完済する。
- ⑤県は、公社に対して、貸付債権1,195百万円と代位弁済した求償権3,064百万円を合計した債権額4,259百万円を有している。
- ⑥公社は、県に対する債務4,259百万円について、公社所有の土地（臨空団地）4,259百万円（不動産鑑定評価額）をもって代物弁済を行う。

土地開発公社解散に係る債権放棄額等（予定）については次のとおりである。

土地開発公社解散に係る債権放棄額

公社借入額	民間金融機関（県債務保証）	3,114,000,000 円
	県	1,488,000,000 円
	計	4,602,000,000 円



借入金返済 (民間金融機関分)	自己資金による返済（公社）	50,000,000 円
	代位弁済	3,064,000,000 円
	計	3,114,000,000 円



債権 (県)	求償権（＝代位弁済額）	3,064,000,000 円
	貸付債権	1,488,000,000 円
	計 ①	4,552,000,000 円
代物弁済	臨空団地価格 ②	4,258,548,000 円
債権放棄額	①－②	293,452,000 円

【参考】臨空団地価格

臨空団地面積	157,724 m ²
不動産鑑定評価額	27,000 円/m ²
臨空団地価格	4,258,548,000 円

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過去の当監査における指摘事項等の対応状況

該当なし。

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

公共用地、公用地等の取得及び造成その他の管理等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与するための出資であり、公共事業の実施に大きな役割を果たしてきた。しかし、平成23年度から公共事業等の用地取得の実績はなく、近年は臨空団地の分譲及び管理のみを行い、新たな県の大型プロジェクト等に伴う先行取得等もないなど、公社本来の役割を終えたことから、25年10月に解散し、26年2月28日に清算終了した。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担の可能性）

清算終了による最終的な債権放棄額及び残余財産額は次のとおりである。

- (1) 債権放棄額 293,452,000 円
- (2) 残余財産額 78,800,476 円

7-2（監理課技術管理室）公益財団法人鹿児島県建設技術センター

1 資本金等

（単位：千円）

資本金等	3,000	うち県	3,000（出資比率 100.0%）
出資年月日	昭和 50 年 7 月	所在地	鹿児島市宇宿二丁目 9 番 3 号

〔所在地〕

所在地においては、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社と同じ建物内にある。



2 事業概要

事業目的	すべての鹿児島県民が生涯を通じて安心して暮らすことができ、自らの人生やふるさとに夢と誇りを持てる、優しく温もりのある地域社会を目指し、社会資本の整備及び維持管理並びにそれらを担う人材の育成等の様々な建設行政に係る支援を行うことなどにより、快適で活力ある生活空間の形成を担う社会資本の品質の確保を図り、もって、広く県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公共工事の発注関係事務支援事業、②公共土木施設の管理者支援事業、③社会資本の整備を担う人材育成等支援事業、④建設行政に係る研究・地域活動支援事業、⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業 <p>・鹿児島県建設技術センターは、公益に関する事業を目的とする財団法人として、県の設立認可により設立され、寄付行為にこの公益に関する事業を規定し、これまで、県と連携して、技術研修、広報、積算、施工管理等の業務を通じて、建設行政を推進する発注者支援機関としての役割を果たしており、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行したところである。</p>

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県 出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出 向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
21 (6)	60	3,790	31 (6)	45	5,690

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援 (フロー)

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	-	-	-	
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小計	-	-	-	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	
合計	-	-	-	
(参考)委託料	516,841	490,113	482,797	

県からは補助金等はなく、公共工事の積算、施工体制調査等の公共工事発注関係の支援事業、公共土木施設台帳整備等の公共土木施設管理者の支援業務及び図書出版等情報提供等の人材育成支援事業において、県及び市町村から事業を受託している。

平成24年度における受託事業の概況は次のとおりである。

(単位 件数:件、金額:千円 (未満切捨) 消費税抜き)

事業項目	事業種目	事業区分	平成24年度決算額	
			件数	受託額
1.公共工事発注関係事務支援事業	①積算等事業	県事業	25	119,460
		市町村事業等	4	8,733
		土木積算システム基準改定事業	1	12,340
		計	30	140,533
	②施工体制調査等事業	施工体制調査	6	15,307
		施工重点監視	6	129,858
		計	12	145,166
	③施工管理事業	県事業	15	97,685
		市町村事業	2	2,074
		計	17	99,759
④電子化普及事業		1	2,355	
⑤材料試験事業		1	13,880	
	計	61	401,694	
2.公共土木施設管理者支援事業	①公共土木施設台帳整備事業	県事業	10	71,023
		市町村事業	1	780
	計	11	71,803	
3.人材育成等支援事業	①図書出版等情報提供事業		3	15,464
計			75	488,962

4-1-1 公共工事の発注関係事務支援事業

「公共工事の品質確保の促進に関する法律ⁱ」において、発注者である地方公共団体の責務とされている発注関係事務の適切な実施について、県や市町村を支援している。

①積算等事業

県及び市町村を対象に、公共工事発注用設計書の作成を、県土木部と同仕様の「県土木積算システム」を使用して支援している。

また、「県土木積算システム」用の歩掛データ等の改定業務についても、公正中立な立場で支援している。

②施工体制調査等事業

適正な元請・下請体制の下に、公共工事の品質を確保し目的物の整備が的確に行われるように、県が定める「施工体制点検要領」に基づき、施工段階において工事現場における施工体制の把握・調査を行う施工体制点検調査や、低価格入札案件において工事が適正であるかを常時監視する施工重点監視調査等について、公正中立な立場で支援している。

③施工管理事業

県及び市町村の公共工事における品質確保を目的に、施工管理業務（施工計画書と設計図書との照合、工事施工状況の確認、完成検査への立会等）のうち、大規模で複数年にわたり継続するものや、経験の浅い行政職員に対するOJTを兼ねたもの、積算（変更を含む）から施工管理まで一括して行うものについて、公正中立な立場で支援している。

④電子化普及事業

県では、公共事業の一層の効率化を図るため、CALS/ECの導入と普及に取り組んでおり、当センターにおいても、公共工事に係る電子入札及び電子納品等について専門的な研修の実施や、「鹿児島県電子納品ガイドライン及び手引き」の改訂補助業務を行い、公共事業の電子化の普及を支援している。

⑤材料試験事業

建設工事材料試験業務は、昭和31年度から、社会資本整備に係る建設資材の品質確保を図るため県が直営で実施してきたが、59年度から技術センターが受託している。当センターの圧縮試験機は全自動デジタル型であり、JIS規格に合わせて載荷速度が設定されており、信頼性の高い試験結果が得られる。また、JCSS（計量法校正事業者登録制度）登録機関による校正を受けており、国際的にも信頼性の高い機械となっている。

ⁱ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

4-1-2 公共土木施設の管理者支援事業

公共土木施設の効率的・効果的な維持管理に資するため、公共土木施設を一元的に管理する台帳システムを構築して、資料収集や現地確認調査を行い、データを整備入力する業務や、大規模災害発生時の職員派遣等により、管理者である県や市町村を支援している。

①公共土木施設台帳整備事業

県及び市町村を対象に、公共土木施設の効率的・効果的な維持管理や地域住民等からの問い合わせに迅速かつ的確に対応するための統合的なデータベースの整備・運用を目指し、公共土木施設台帳等の電子化を支援している。

4-1-3 人材育成等支援事業

建設に関する新技術・新工法をはじめとする技術力や関係法令等に関する知識など資質の向上を図るため、県や市町村と連携して、研修事業や広報事業を実施するとともに、建設技術に関する図書の出版販売等や建設行政に関する資料を収集・管理する土木資料室を整備充実することにより、公共工事の品質を確保し、質の高い社会資本の整備を担う人材の育成を支援している。

①図書出版等情報提供事業

県及び市町村の技術職員や建設業関係の技術職員の方々を対象に、県土木部の監修による「土木工事施工管理基準」や「砂防事業設計積算基準」等の建設技術等に関する土木関係図書の出版や、「各種事業の手引き」などマニュアルについては、県土木部所管課や出先機関の職員、民間技術者によるワークショップ形式での作成を事務局として支援している。また、当センターで開発した「土工・土積計算システム」の販売や、市町村に対して公共工事の積算で使用する「鹿児島県土木積算システム」の歩掛データ等の提供を行っている。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	-	-	-	
② 貸付金残高	-	-	-	
③ 出資(捐)金残高	3,000	3,000	3,000	
④ ②、③以外の債権残高	-	-	-	
⑤ 債務残高	-	-	-	

県からの出捐金は3,000千円であり、設立当初から増減はなく、その他県に対する債権債務はない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備 考
総資産	905,874	956,000	984,356	+28
(うち現金預金)	63,986	58,208	88,933	+31
(うち有形固定資産)	40,810	33,335	39,942	
負債合計	241,275	264,211	263,301	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	664,599	691,788	721,055	+29
(うち利益剰余金)	664,599	691,788	721,055	

総資産 984 百万円のうち特定資産ⁱⁱが 580 百万円 (58.9%) を占める。特定資産の内訳は、引当資産及び積立資産であり、預金で保有されている。資産有利子負債はなく、721 百万円の純資産となっている。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円、備考欄の増減は百万円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	512,442	496,007	491,276	△21
(うち県からの補助金、委託料、指定 管理料)	492,230	466,775	459,807	△33
(うち県以外の自治体からの補助金、 委託料、指定管理料)	13,624	14,646	14,854	+1
経常損益	105,320	69,440	29,265	△76
当期損益	53,827	27,189	29,266	△24
減価償却前当期利益	62,366	38,018	40,142	

毎期安定した収益及び利益を計上している。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

公益財団法人移行に伴い、発注者支援機関として更なる業務の充実を図るため、「公共工事の発注関係事務支援事業」、「公共土木施設の管理者支援事業」、「社会資本の整備を担う人材育成等支援事業」、「建設行政に係る研究・地域活動支援事業」の4つの事業を柱として、新たな展開を進めることとしている。

7 その他の特記事項

(記載なし)

ⁱⁱ特定資産とは、特定の目的のために、使途、保有、運用方法等に制約のある預金、有価証券等の金融商品及び土地、建物等をいうが、固定資産の部に計上される。典型的な項目としては、退職給付引当金、資金取得資金等が含まれるが、この他にも、将来の特定の目的のために引当資産を計上する場合も認められる。

8 過年度の当監査における指摘事項等に対する対応状況

過年度の当監査において問題とされた事項はなかった。

[まとめ]

①県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

社会資本の整備及び維持管理並びにそれらを担う人材の育成等の様々な建設行政に係る支援を行うことなどにより、快適で活力ある生活空間の形成を担う社会資本の品質の確保を図ることを目的とし、建設に関する技術研修、広報、建設材料の品質試験、公共事業の積算・施工管理の受託など、発注者支援機関としての役割を果たすための出捐であり、事業内容をみても意義についての問題はないものと思われる。

②事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

7-3（道路建設課）鹿児島県道路公社

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	6,907,550	うち県	6,907,550 (出資比率 100.0%)
出資年月日	昭和47年9月～平成9年7月	所在地	鹿児島市宇宿二丁目9番3号

所在地においては、(公財)鹿児島県建設技術センター及び鹿児島県土地開発公社と同じ建物内にある。

指宿有料道路等路線概要図



2 事業概要

事業目的	鹿児島県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
事業内容及び県が出資することの意義	指宿有料道路（Ⅱ期・Ⅲ期）の維持管理及び錦江台展望公園の維持管理業務を受託している。 地方道路公社法第4条の第1項に地方公共団体でなければ地方道路公社に出資することができないことを、第2項に設立団体（道路公社を設立する地方公共団体）は、道路公社の基本財産の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならないことが規定されている。

2-1 指宿有料道路の概要

(1) 指宿有料道路Ⅰ期

鹿児島県が県道・指宿鹿児島インター線のうち、指宿市大迫（池田湖）から南九州市穎娃町上別府までの14.1kmを「指宿スカイライン」の愛称で県営有料道路として建設、管理した。昭和41年に事業費7億2千万円で建設に着手し、44年3月1日から供用開始、63年3月27日から無料開放された。

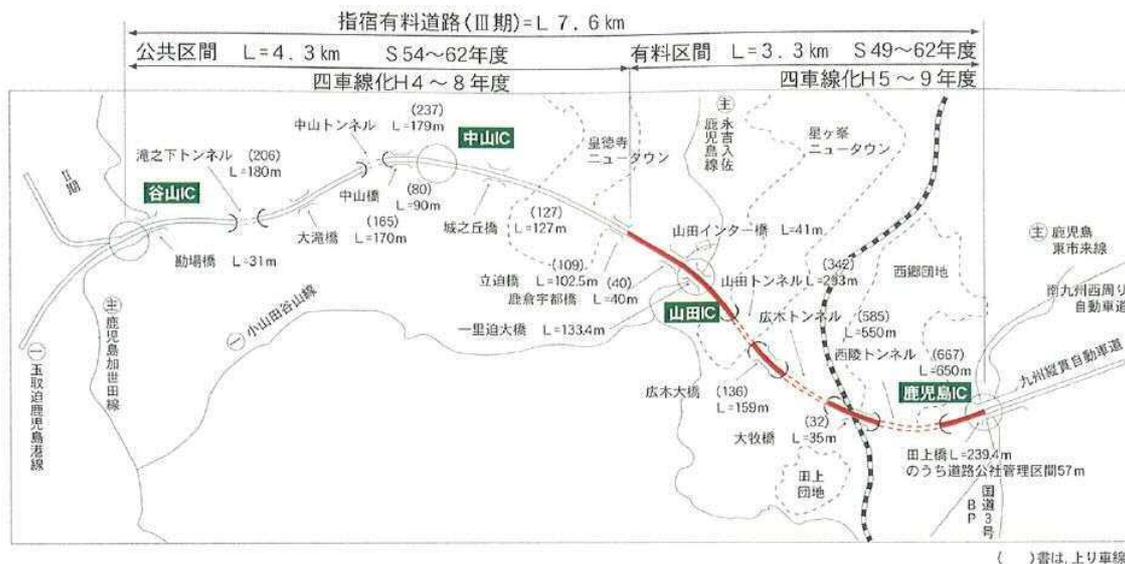
(2) 指宿有料道路Ⅱ期



当公社が初めて有料道路事業に参画し、Ⅰ期に接続する道路として建設したものの。

本計画は、Ⅰ期終点である南九州市穎娃町上別府から鹿児島市上福元町玉取迫を結び、更には九州縦貫自動車道と連結することで、霧島・鹿児島・指宿の観光地を有機的に結びつけ、観光周遊コースの形成を図るとともに、渋滞の著しい一般国道226号のバイパス機能を発揮するなど地域に寄与することを旨としたもの。

(3) 指宿有料道路Ⅲ期



鹿児島市谷山地区と田上地区を結ぶ道路であり、谷山インターでⅡ期と接続し、さらに山田インターを經由して鹿児島インターで九州縦貫自動車道及び一般国道3号鹿児島バイパスと連結している。

2-2 受託事業の概要

(1) 指宿有料道路Ⅲ期公共区間の建設（鹿児島県からの受託事業）



鹿児島 IC から山田 IC 付近（立迫橋）までの区間 3.3km を有料道路区間として事業化し、残る谷山 IC までの区間 4.3km は、無料区間（公共事業）として事業実施することとなり、当該区間の建設を鹿児島県から当社が受託したものである。また、平成4年度からの4車線化建設事業に着手し、9年3月末に完成した。

(2) 指宿有料道路の関連道路建設（鹿児島県からの受託）



県道玉取迫鹿児島港線は、Ⅲ期の谷山 IC から分岐し、県道郡元鹿児島港線に結ぶ鹿児島市街地の外郭環状線を形成する重要な路線である。この路線は、Ⅲ期有料区間と無料区間とに接続し、Ⅲ期有料道路事業の採算性に影響することから、有料関連道路として当道路公社が鹿児島県から暫定2車線建設事業を受託し、平成4年11月から供用してきた。さらに8年度から四車線化建設事業を受託し、15年11月に完成した。

(3) 錦江台展望公園の施設管理

錦江台展望公園は、鹿児島県がⅡ期区間に建設した公園施設であり、沿線上では標高が高く、霧島連山、桜島方向、錦江湾入り口方向を一望できる好位置であることや、有料道路の附帯施設である駐車場との相互有効活用とともに有料道路利用者への展望、休憩施設などを提供できることから昭和59年度から施設管理を受託している。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
7 (6)	57	4,573	10 (3)	53	4,506

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	-	-	-	
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小計	-	-	-	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	
合計	-	-	-	
(参考)委託料	3,696	3,696	3,696	県観光交流局観光課が、指宿有料道路に隣接する錦江台展望公園の維持管理業務を委託している。

県からは補助金等はなく、錦江台展望公園の維持管理事業を受託している。業務委託契約書及び実績報告書等関係資料を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	-	-	-	
② 貸付金残高	-	-	-	
③ 出資(捐)金残高	6,907,550	6,907,550	6,907,550	
④ ②、③以外の債権残高	2,614,767	1,456,084	891,521	債務保証契約(国、公営企業金融公庫からの融資)に係る債務残高
⑤ 債務残高	-	-	-	

県からの出資金は6,907百万円で、その内訳はⅡ期区間建設分が3,076百万円、Ⅲ期区間建設分が3,831百万円となっている。

その他、当公社の借入金に対して県が全額債務保証を行っている。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円、備考欄の増減は百万円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	29,630,486	29,423,731	30,349,863	+926
(うち現金預金)	1,669,162	1,541,132	2,590,225	+1,049
(うち有形固定資産)	739,455	657,345	565,254	△92
負債合計	22,722,936	22,516,181	23,442,313	+926
(うち有利子負債)	2,614,767	1,456,084	891,521	△564
純資産	6,907,550	6,907,550	6,907,550	
(うち利益剰余金)				

総資産 30,349 百万円のうち、事業資産（道路建設費）が 89.2%の 27,078 百万円であり、現金預金 2,590 百万円のうち 2,300 百万円が定期預金である。

また、負債 23,442 百万円のうち、道路事業損失補てん引当金ⁱ4,794 百万円、償還準備金ⁱⁱ17,521 百万円である。有利子負債 891 百万円は、政府借入金 373 百万円、地方公共団体金融機構 518 百万円である。

[道路公社の経理イメージ]

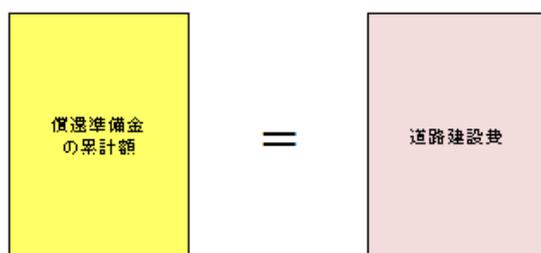
① 有料道路時



※ 1 道路事業損失補てん引当金… 毎期の料金等収入(税抜)の10%を引当計上し、内部留保される。経済状況の変動その他やむを得ない事由によって予期しない損失が生じた場合に、当該損失を補填することにより事業の安定的運営を確保するためのもの。

※ 2 償還準備金 … 道路資産への投下資本の回収額を明らかにするため、収入と支出の差額である一般企業の利益全額を償還準備金として計上し、内部留保される。

② 無料開放時(解散時)



※ 無料開放時においては、每期計上してきた償還準備金の累計額と道路建設費が同額となる。

i (道路事業損失補てん引当金)

鹿児島県道路公社会計規程第 43 条

道路事業に係る損失を補てんするため、当該道路の 1 事業年度における料金徴収総額の 105 分の 10 に相当する額を事業年度末において道路事業損失補てん引当金としてその累計額を負債勘定に計上する。

ii (償還準備金)

鹿児島県道路公社会計規程第 42 条の 3

道路の償還に充てるため、別に定めるところにより、毎事業年度末において計算して得た額の累計額を償還準備金として負債勘定に計上する。

2 前項の償還準備金の繰入は、道路の帳簿価額に達するまで行う。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

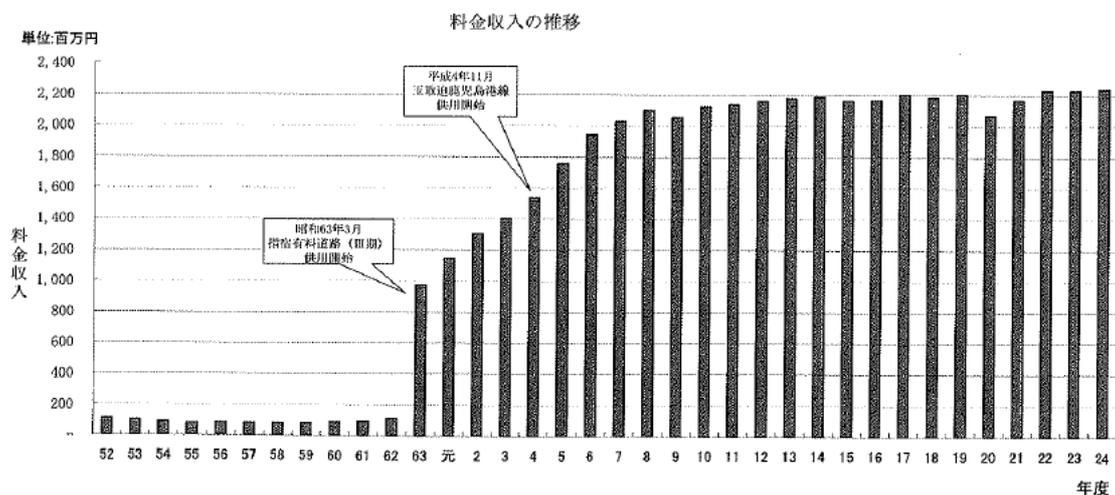
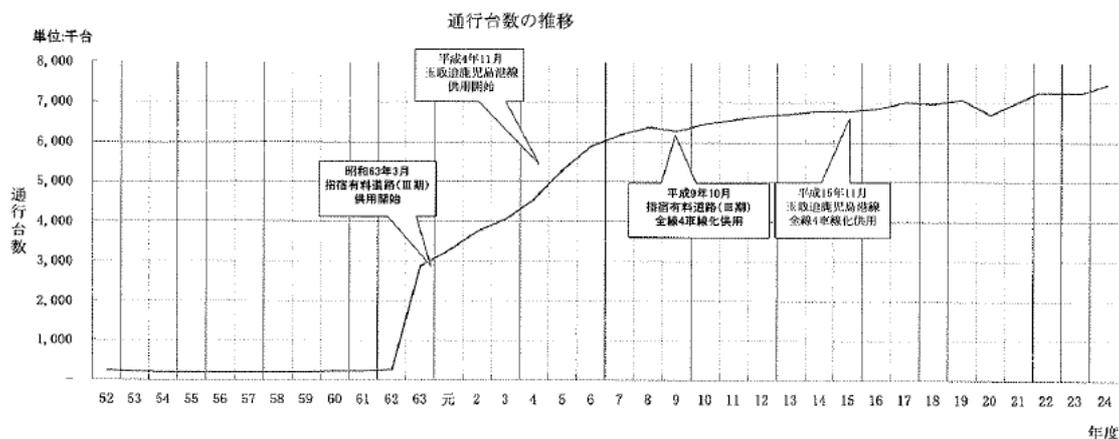
項 目	22 年度	23 年度	24 年度	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	2,241,877	2,242,988	2,267,254	
(うち県からの補助金、委託料、指 定管理料)	3,696	3,696	3,696	
(うち県以外の自治体からの補助 金、委託料、指定管理料)	-	-	-	
経常損益	-	-	-	
当期損益	-	-	-	
減価償却前当期利益	46,627	1,397,229	1,292,215	

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

平成 18 年度以降、単年度における黒字化が実現できており、現行の料金体系による交通量、料金収入を維持すれば、29 年 6 月には借入金や出資金の償還を終了できる見込みである。

借入金等の償還が終了する予定の 29 年度以降の有料道路のあり方については、将来の維持管理等に一定の財源が必要となることから、道路公社の今後のあり方も含め、検討している。

[通行台数及び料金収入の推移]



7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過年度の当監査における指摘事項等に対する対応状況

過年度の当監査において問題とされた事項はなかった。

[まとめ]

①県が出資することの意義 (出資対象事業の適切性)

鹿児島県の区域及びその周辺地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、有料道路の新設、改築、維持、修繕等総合的かつ効率的な管理運営を行うための出資であり、事業内容をみても意義についての問題はないものと思われる。

②事業の継続可能性 (現状の財政状態等と将来の損失負担可能性)

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

「公社等外郭団体見直し方針（平成17年3月）」において廃止する団体に掲げられ、借入金及び出資金の償還が終了する平成29年度に解散することが予定されている。解散までの長期収支（予測）は次のとおりであり、当該収支（予測）によれば、当公社の解散において、県の将来の損失負担可能性はないと思われる。

○ 指宿有料道路長期収支（予測）

（単位：千円）

年度	収入合計 (A)	支出合計(B)			単年度収支 (C)=(A)-(B)	累計収支 (D)=前年度(D)+(C)	備 考
		維持改良費/ 業務管理費/ 一般管理費	償還金等	合計			
20	3,230,177	540,896	2,430,874	2,971,770	258,407		
21	2,175,647	549,844	1,277,741	1,827,585	348,062		
22	2,241,873	1,115,295	1,276,071	2,391,366	△ 149,493		
23	2,242,954	603,837	1,203,348	1,807,185	435,769	1,535,555	
24	2,267,252	776,909	589,588	1,366,497	900,755	2,436,310	
25	2,178,176	1,015,817	352,987	1,368,804	809,372	3,245,682	
26	2,240,201	1,008,204	313,722	1,321,926	918,275	4,163,957	
27	2,260,876	902,284	198,678	1,100,962	1,159,914	5,323,871	
28	2,281,551	892,959	58,603	951,562	1,329,989	6,653,860	
29	380,259	92,828	0	92,828	287,431	6,941,291	
計	9,341,063	3,912,092	923,990	4,836,082	4,504,981	6,941,291	6,907,550

注：1 平成20～24年度は実績。平成25～29年度は収支予測。

2 計の額は、平成25年度～平成29年度の累計額（いずれもキャッシュベース）。

3 「累計収支(D)」の額は、平成24年度末の累計収支額を基に、各年度の「単年度収支(C)」を加算した額。

4 平成24年度末の累計収支額 2,436,310千円は、平成24事業年度決算書の貸借対照表の資産合計（現金・預金/未収金/立替金/退職給与引当積立預金）から負債合計（未払金/預り金/未払消費税等）を引いた額。

5 備考の額は、出資金償還金額。

7-4（建築課住宅政策室）鹿児島県住宅供給公社

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	20,500	うち県	20,500 (出資比率 100%)
出資年月日	昭和 40 年 11 月	所在地	鹿児島市新屋敷町 16-205

2 事業概要

事業目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
事業内容及び県が出資することの意義	<p>【事業内容】 宅地分譲及び賃貸施設管理</p> <p>【県が出資することの意義】 住宅供給公社により、居住環境の良好な住宅や宅地が供給されることで、住民の生活の安定と社会福祉の増進が図られるため。</p>

鹿児島県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、昭和 40 年 11 月地方住宅供給公社法に基づき鹿児島県が設立した公的住宅供給機関であり¹、全額鹿児島県が出資している。

公社は、中堅勤労者を対象にした良質な住宅の供給を目的とし、平成 25 年 4 月現在、55 団地、約 9,300 戸の住宅を供給している。

その一方で、近年の地価下落傾向等に伴い、分譲資産等に資産価額の適正化実施基準²を適用した平成 16 年度決算において債務超過に転じた。

公社は従来より金融機関からの借入に対する損失補償など県の支援を受けていたが、金融機関からの借換えが一段と困難になったことから、平成 18 年度に県より直接約 115 億円の無利子貸付を受けるに至った³。

公社は平成 18 年 3 月に「経営健全化計画」を策定し、平成 21 年度の経常収支黒字化と平成 29 年度の債務超過解消を目指すこととなったが、当計画策定以降経常収支は一度も黒字化していない。

3 役職員の状況 (平成 24 年度末現在)

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
常勤 2 (2) 非常勤 6 (3)		774	11 (0)	48	5,586

¹昭和 38 年に設立された財団法人鹿児島県住宅公社より組織変更。

²資産価額の適正化：「適正化実施基準」（(一社)全国住宅供給公社等連合会)に基づいた資産の評価替。詳細は平成 19 年度包括外部監査報告書 P150 及び平成 24 年度同報告書 P220 を参照されたい。

³平成 18 年度は単年度貸付金、平成 19 年度より長期貸付金として貸付。公社に対する県の支援の経緯については平成 19 年度包括外部監査報告書 P122 に詳述しているため当年度の報告書では割愛する。

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	0	0	0	
② 利子補給金	0	0	0	
③ 税の減免額	0	0	0	
④ その他公的支援	0	0	0	
小計	0	0	0	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	52,719	55,591	51,933	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	不明	不明	不明	
小計	52,719	55,591	51,933	
合計	52,719	55,591	51,933	
(参考)委託料	-	-	-	

平成18年度の支援策では、県が公社の金融機関借入金全額に対して損失補償を行うことにより、金利負担を低減することを可能とした(平成24年度金利減免額51百万円)。しかしながら、「5-2 損益計算書」を見ても分かるとおり、経常損失額は平成24年度において139百万円となっており、毎年度赤字が累積している。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	4,909,931	4,512,822	3,874,183	
② 貸付金残高	11,478,000	11,478,000	11,478,000	鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金
③ 出資(捐)金残高	20,500	20,500	20,500	
④ ②、③以外の債権残高	0	0	0	
⑤ 債務残高	0	0	0	

県から直接公社に貸し出した貸付金残高は約115億円であり、償還条件等は次のとおりである。

- ・無利息
- ・民間金融機関等貸付金の償還に劣後する（民間金融機関等貸付金償還完了後に県への償還が開始）
- ・住宅金融支援機構への償還条件の変更により、当貸付金の償還開始年度は当初計画の平成28年度から平成31年度以降に変更された

当貸付金の詳細は平成24年度監査報告書で述べているため割愛するが、回収可能性は分譲資産の販売状況及び賃貸不動産の将来的売却価値にかかっている。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位：千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	17,776,700	17,024,971	16,124,814	
(うち現金預金)	602,110	571,092	911,507	
(うち有形固定資産)	57,511	49,313	41,384	
負債合計	19,676,255	19,107,494	18,348,114	
(うち有利子負債)	7,343,016	6,829,471	6,072,098	
純資産	△1,899,555	△2,082,523	△2,223,300	
(うち利益剰余金)	0	0	0	

<貸借対照表推移(6か年)>

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現金預金	543	187	237	602	571	911
未収金	82	72	63	65	70	74
分譲事業資産	12,999	12,045	11,263	9,975	9,443	8,425
その他	9	4	3	4	5	4
貸倒引当金	△14	△23	△22	△26	△27	△30
流動資産計	13,620	12,287	11,545	10,621	10,063	9,386
賃貸事業資産	7,639	7,390	7,196	6,988	6,830	6,637
その他事業資産	196	167	141	116	86	61
有形固定資産	47	50	54	57	49	41
その他	2	2	2	2	2	2
貸倒引当金	△6	△9	△13	△8	△7	△4
固定資産計	7,879	7,601	7,380	7,155	6,961	6,738
資産合計	21,500	19,888	18,926	17,776	17,024	16,124
短期借入金	123	110	93	80	63	44
次期返済長期借入金	1,645	690	844	497	738	976
未払金	88	132	49	65	57	53
その他	89	51	31	21	26	24
流動負債計	1,947	984	1,019	665	886	1,098
長期借入金	19,813	19,431	18,740	18,243	17,505	16,528
預り保証金	292	252	205	187	170	168
引当金	555	521	524	442	434	447
その他	152	140	144	136	109	104
固定負債計	20,814	20,345	19,615	19,011	18,220	17,249
負債合計	22,761	21,330	20,634	19,676	19,107	18,348
資本金	20	20	20	20	20	20
剰余金	△1,281	△1,462	△1,728	△1,920	△2,103	△2,243
資本合計	△1,260	△1,442	△1,707	△1,899	△2,082	△2,223
負債・資本合計	21,500	19,888	18,926	17,776	17,024	16,124

毎年度累積する赤字により債務超過額は年々増加し、平成24年度末の債務超過額は22億円にのぼる。これは全国の地方住宅公社のなかでも4番目に厳しい財務数値である⁴。「経営健全化計画」では平成29年度の債務超過解消を目標に掲げていたが、現在もその用途はたっていない。

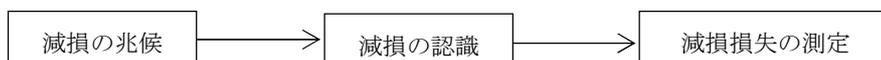
公社の平成24年度末分譲事業資産残高は84億円であり、総資産161億円の半分超を占めるが、分譲実績は計画を下回っている(平成24年度一般宅地分譲計画74区画 実績54区画)。

⁴債務超過額上位2社(千葉県・北海道)は特定調停実施公社である。なお、全国の地方住宅公社の状況については平成24年度包括外部監査報告書P221参照。

(監査意見) 賃貸事業資産の減損について

平成17年度より公社会計基準では「地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準」が導入された。住宅供給公社も決算書の「重要な会計方針」に当会計処理基準を適用している旨を記載している。

減損会計処理基準では、減損損失を計上するまでに



という段階を踏み、第一段階の減損の兆候要件を満たしている資産については第二段階の減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

平成24年度の賃貸管理事業損益(一般管理費控除後)は85百万円の黒字であるが、賃貸施設別にみると『ファミリープラザめいわ』の事業利益は2期連続赤字であり、減損の兆候要件に該当することから減損の認識の検討が必要となる。減損の認識を検討した結果、減損損失の計上が不要となる場合も当然考えられるが、減損会計処理基準に従った減損の兆候等各段階での検討及び検討資料の保存が必要と考える。

＜ファミリープラザめいわ事業利益＞ (単位：千円)

項目	平成23年度			平成24年度		
	店舗等施設	住宅	合計	店舗等施設	住宅	合計
事業利益	△28,146	1,449	△26,697	△30,660	3,720	△26,940

「地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準」

(減損の兆候)

第7 資産又は資産グループについて、減損の兆候(減損が生じている可能性を示す事象)があるかどうかの識別を行う。

この減損の兆候とは、以下の事象に該当する場合をいう。

- (1) 資産又は資産グループの事業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
- (2)～(4) ~省略~

(事業活動から生じる損益)

第8 減損の兆候を識別する場合における資産又は資産グループの事業活動から生じる損益は、原則として、公社会計基準による事業損益計算の結果としての資産又は資産グループのごとの損益とする。なお、この費用には、減価償却費及び利息相当額、また、一般管理費が含まれる。

(注9)継続してマイナス又はマイナスとなる見込みについて

「継続してマイナス」とは概ね過去2期の事業損益がマイナスであったことを指すが、当期の事業損益が明らかにプラスとなる場合は該当しない。~省略~

注)下線は筆者

◆未収金

平成24年度末未収金74百万円のうち25百万円は債権回収が相当に困難と判断される債権である。この中には5年超延滞債権も多く含まれ、平成13年度に発生した債権も存在する。特定債権は全額貸倒引当金を計上しているが、債権管理には今後も留意が必要である。

◆過去の当監査における指摘事項等の対応状況

(平成24年度)

「地方住宅供給公社会計基準」の準拠（分譲事業資産の評価）について

「地方住宅供給公社会計基準」とは、地方住宅供給公社がその会計を処理するにあたって従わなければならない基準である。平成20年度より当会計基準における分譲事業資産の評価基準が原価法から収益性の低下による簿価切下げの方法に改定されたが、公社は変更後の会計基準に準拠していない。

その後の状況：平成24年度決算においても引き続き個別法に基づく原価法を適用

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	1,929,390	1,058,492	1,601,199	
(うち県からの補助金、委託料、 指定管理料)	0	0	0	
(うち県以外の自治体からの補助 金、委託料、指定管理料)	0	0	0	
経常損益	△252,506	△182,968	△139,927	
当期損益	△191,866	△182,968	△140,776	
減価償却前当期利益	△25,390	△18,216	22,613	

< 損益計算書推移(6か年) >

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業収益及び事業原価						
分譲事業収益	1,562	1,061	754	1,343	522	1,068
分譲事業原価	1,523	1,043	823	1,326	531	1,054
分譲事業利益	38	18	△69	17	△9	14
賃貸管理事業収益	652	645	552	509	521	519
賃貸管理事業原価	469	472	407	424	414	409
賃貸管理事業利益	183	173	144	85	107	110
その他事業収益	13	10	8	7	4	3
その他事業原価	8	8	5	1	1	1
その他事業利益	4	1	3	5	2	1
一般管理費	126	109	91	102	85	88
事業利益	99	84	△12	5	15	37
その他経常収益	10	11	15	8	9	9
その他経常費用	248	287	268	266	207	186
経常利益	△138	△191	△265	△252	△182	△139
特別利益	9	9	-	60	-	-
特別損失	12	-	-	-	-	0
当期純利益	△141	△181	△265	△191	△182	△140

毎期経常赤字が続いているが、主な原因は分譲事業の販売不振である。平成24年度は県への用地売却（ガーデンヒルズ松陽台県営住宅用地）により減価償却前黒字となったが、県の支援後も借入金金利負担は依然重く、「経営健全化計画」の目標である経常収支黒字の達成可能性は、現状のままでは難しいといえる。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後の方向性：存続

課題：積極的な分譲促進，賃貸管理事業の入居率向上による収益の確保

各都道府県及び政令指定都市に設立された地方住宅供給公社57公社のうち、平成20-24年度間に15公社が解散し⁵、平成25年度も奈良県住宅供給公社の解散が予定されているが、鹿児島県では公社の今後について存続方針と回答している。

平成24年度決算における当公社の債務超過額は特定調停を実施していない公社の中では山梨県（38億円）に次ぐ22億円であり、全国的にも非常に厳しい状況といえる。公社の借入金残高175億円のうち、県からの借入金約115億円は金融機関借入金に劣後⁶する債務であり、加えて民間金融機関借入金には県の全額損失補償が付されており、県の債権放棄及び追加支出が発生する可能性がある。

なお、賃貸管理事業の入居率は平成24年度末時点で87%と事業計画の90%を下回っており、所管課においても今後の課題に「賃貸管理事業の入居率向上による収益の確保」と回答している。

7 その他の特記事項

（記載なし）

⁵九州では平成24年度に佐賀県が解散した。債務超過を主因とする解散であり、解散直前年度末の債務超過額は164百万円であった。

⁶他の債務より支払い順位が劣ること。仮に、融資先が解散したり破綻した場合、他の負債を全て支払った後、資産が残っていれば債務が弁済される。

8-1（総務福利課）公益財団法人鹿児島県育英財団

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	484,438	うち県 125,000 (出資比率 25.8%、他自治体出資比率 0.0%)
出資年月日	昭和43年5月から昭和58年3月	所在地 鹿児島市鴨池新町10番1号

2 事業概要

事業目的	学業及び人物が優れているにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生生徒に対して学資金の貸与を行い、併せて留学助成、研究助成等の事業を行い、もって本県の教育、文化及び産業の発展に寄与する。
事業内容及び県が出資することの意義	具体的な事業内容は①学資金の貸与 ②国内留学、国外留学の助成 ③本県の学術、文化、産業に関する研究の助成であるが、現在のところ②と③の事業は休止中である。 県が出資することの意義は以下の通りである。県は、明治百年記念事業の一環として、従来県が実施してきた各種育英事業を統合し、その有機的な運営を図るとともに、国内外留学助成、研究助成等の内容も拡充強化して才幹豊かな人材を育成し、国家の発展に貢献するため育英財団を設立したものである。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収
10 (3)	68	0	11 (5)	47	2,916

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援（フロー）

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	96,070	109,692	99,520	(注) 下記参照
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	24,723	25,251	23,649	債権回収強化業務委託費及び高校生就学支援業務委託費である。
小計	120,793	134,943	123,169	
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小計	-	-	-	
合計	120,793	134,943	123,169	
(参考)委託料	24,723	25,251	23,649	

(注) 各事業年度における補助金(助成金)の内訳は以下のとおりである。(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
運営事務費補助金	36,697	36,914	40,968	財団運営の為の補助金である。
返還免除補填金	59,373	72,778	58,552	財団が定める返還免除の要件に該当し返還免除を行った奨学金についての補填補助金である。
合計	-	-	-	

4-2 公的支援(ストック)

(単位:千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	-	-	-	
② 貸付金残高	13,913,122	15,030,670	15,875,328	鹿児島県育英奨学資金貸付原資貸付金
③ 出資(捐)金残高	125,000	125,000	125,000	基金財産造成のための出資金
④ ②、③以外の債権残高	-	-	-	
⑤ 債務残高	-	-	-	

平成22年度から24年度までの間において財団に対する出資金の変動は生じていない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円)

項目	22年度末	23年度末	24年度末	備考
総資産	14,738,482	15,583,252	16,337,627	(注1) 下記参照
(うち現金預金)	1,161,719	1,199,697	1,347,329	
(うち有形固定資産)	1,440	1,317	864	
負債合計	14,227,917	15,066,912	15,819,927	(注2) 下記参照
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	510,565	516,340	517,700	
(うち利益剰余金)	329,065	334,840	336,200	

(注1) 財団は基本財産として鹿児島県公債及び定期預金を保有している。

平成24年度末における基本金残高の内訳は鹿児島県公債の残高が245,966千円(うち、一般正味財産として80,000千円、指定正味財産として165,966千円を保有している。)、定期預金の残高が15,533千円である。

(注2) 各事業年度の貸借対照表上における負債合計金額のうち長期借入金と「4-2 公的支援(ストック)」における貸付金残高の間には差異が生じているが、これは財団が返還免除金として計上した金額に対して県が補填金として補填を行った金額との差額である。

(平成24年度における差異の状況)

(単位:千円)

長期借入金	県の貸付金残高	返還免除金	県からの補填金
15,803,759	= 15,875,328	- 785,248	+ 713,679

この差異は県と財団がそれぞれで採用する会計基準の違いから生じるものである。財団においては差異の発生理由と金額を明らかにする為に財務諸表において注記を行い開示している。

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備 考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	72,764	76,654	78,086	
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	61,420	62,165	64,618	(注1) 下記参照
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	-	-	-	
経常損益	2,146	5,807	1,360	23年度は延滞利息の回収が 進み経常利益が前年度比で 約3百万円増加している。
当期損益	2,146	5,774	1,360	
減価償却前当期利益	2,708	6,262	1,892	

(注1) 上表に記載の「県からの補助金、委託料、指定管理料」の金額は「4-1 公的支援（フロー）」に記載している「①補助金（助成金）」の中の運営事務費補助金と「④その他公的支援」金額の合計である。

(注2) 当財団法人は、平成22年度から公益法人会計基準に準拠した会計処理を採用している。また、平成25年4月1日付で公益財団法人への移行認定を受け、平成25年度から会計監査人による会計監査を受ける予定である。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

今後とも存続の方針である。

今後の課題として、未返還金に対する対策を講じることと業務執行体制の充実を図ることを掲げている。

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 過年度の包括外部監査等における指摘事項と改善状況

当財団は平成11年度、平成21年度及び平成24年度に包括外部監査において各外部監査のテーマに即した監査を受けている。また、平成24年度の包括外部監査においては過年度の包括外部監査における指摘事項の改善状況の検討がなされており、重大な指摘事項はない。当年度における包括外部監査手続の過程において内部統制の整備運用状況の変更について確認を行ったところ重大な変更は無かった。

9 まとめ

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

財団は学業及び人格が優れているにも関わらず、経済的理由によって修学が困難な学生や生徒に対して学資金を貸与することで、これらの学生や生徒の教育機会を確保している。このような事業を担っている同財団に対して、県が出資を行うことの意義については、問題ないものとする。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。

9-1,2 (組織犯罪対策課) 公益財団法人暴力追放運動推進センター (1), (2)

1 資本金等

(単位：千円)

資本金等	658,150	うち県	488,200	(出資比率 76.70%、他自治体出資比率 15.70%)
出資年月日	平成4年3月17日	所在地	鹿児島市新屋敷町16番301号公社ビル3階	

上記とは別に、県が鹿児島県暴力団排除活動推進基金として拠出した出捐金100,000千円(9-2に該当)があるが、以下の記載は、9-1とまとめて行っている。

2 事業概要

事業目的	当社団の事業目的は、暴力団員等による不当な行為を防止するための暴力追放運動を強力かつ恒常的に推進するとともに、暴力団員等による不当な行為に関する相談事業や被害者等の救済を図り、もって暴力や不当行為等のない明るく住みよい鹿児島県の実現に寄与することである。
事業内容及び県が出資することの意義	暴力団対策は、取締りと暴力団排除活動の両方を推進することが肝要であり、警察活動とリンクした当社団、各自治体、地域・職域、県民一人一人が一体となった活動が必要である。当社団は、こうした要請に応えるため暴力団被害に対する県民の「駆け込み寺」的存在であり、また、暴力団を「社会の敵」として告発し、県民の暴力団排除活動の醸成を図るなど県民生活に不可欠な事業を行っている。当社団が行う各種暴力団排除事業は、民間活動とはいえ、暴力団対策法に規定され、極めて公益性の高い事業であり、いづれも県民各層の期待に応えなければならない大事な事業であることから、財政事情に左右されることなく適切かつ強力に行われるべきである。

3 役職員の状況

(単位 人数：人、金額：千円、年齢：才)

役員数(うち県出向者・退職者)	役員平均年齢	役員平均年収	職員数(うち県出向者・退職者)	職員平均年齢	職員平均年収
12 (1)	66.3	-	5 (5)	63.4	4,195

4 第三セクター等への関与の状況

4-1 公的支援 (フロー)

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 補助金(助成金)	-	-	-	
② 利子補給金	-	-	-	
③ 税の減免額	-	-	-	
④ その他公的支援	-	-	-	
小計	-	-	-	

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
⑤ 損失補償に伴う金利減免額	-	-	-	
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	-	-	-	
小 計	-	-	-	
合 計	-	-	-	
(参考)委託料	-	-	-	

平成22年度から平成24年度において、財団に対する公的支援（フロー）は生じていない。

4-2 公的支援（ストック）

(単位:千円)

項 目	22年度	23年度	24年度	備考(目的、内容、算出根拠等)
① 損失補償契約に係る債務残高	-	-	-	
② 貸付金残高	-	-	-	
③ 出資(捐)金残高	488,200	488,200	488,200	
④ ②、③以外の債権残高	-	-	-	
⑤ 債務残高	-	-	-	

平成22年度から24年度までの間において財団に対する出資金の変動は生じていない。

5 財務状況

5-1 貸借対照表

(単位:千円)

項 目	22年度末	23年度末	24年度末	備 考
総資産	859,617	878,827	910,541	
(うち現金預金)	19,343	9,780	2,675	
(うち有形固定資産)	2,446	2,095	1,513	
負債合計	572	1,426	1,143	
(うち有利子負債)	-	-	-	
純資産	859,044	877,400	909,398	
(うち利益剰余金)	15,966	34,304	66,064	

(注) 当財団は基本財産として投資有価証券を保有している。平成24年度末残高の内訳、帳簿価額及び時価の状況は以下のとおりであり、当該時点において含み損は生じていない。

(単位:円)

銘 柄	帳簿価額 (時価)	取得価額	含み益
利付国債 119回	113,388,105	102,664,821	10,723,284
利付国債 122回	10,858,600	9,950,000	908,600
94回住宅金融債権	212,900,000	200,000,000	12,900,000
日本高速道路機構債第89回	209,100,000	200,000,000	9,100,000
利付国債 139回	66,592,000	63,744,000	2,848,000
利付国債 11回	31,542,000	29,817,410	1,724,590
合 計	644,380,705	606,176,231	38,204,474

5-2 損益計算書（正味財産計算書）等

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度	備考
総収入(=売上高+ 営業外収益+特別利益)	104,644	52,817	68,968	(注1)
(うち県からの補助金、委 託料、指定管理料)	7,208	7,208	7,208	
(うち県以外の自治体から の補助金、委託料、指定管 理料)	-	-	-	
経常損益	12,308	16,633	△2,310	
当期損益	1,982	18,338	31,759	(注2)
減価償却前当期利益	2,523	18,918	32,341	

(注1) 平成24年度の総収入の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

科目	金額	摘要
基本財産運用利息	13,916,934	うち、受取利息は10百万円である。
受取会費	11,418,370	賛助会員からの会費収入である。
事業収益	3,001,000	(暴力団からの) 不当要求防止責任者講習受託収入である。
受取寄付金他	2,041,267	

(注2) 平成24年度の経常外収益には投資有価証券評価益が34,146千円(対前年比 28,304千円)計上されている。その結果、当期利益相当額は31,759千円(対前年比 13,421千円)となっている。

6 今後の方向性と課題についての所管課の回答

特に記載すべき事項は無い。

7 その他の特記事項

(記載なし)

8 まとめ

① 県が出資することの意義（出資対象事業の適切性）

県民が明るく安心した生活を続けていくにあたっては、暴力団等の反社会勢力からの脅威を未然に防止する必要があることから当公益財団の存在は不可欠であるものとする。そして、当県がこのような活動を担う財団法人に対する出資を行うことは、安心かつ安定的な県民生活を支援することでもあることから、問題はないものと思われる。

② 事業の継続可能性（現状の財政状態等と将来の損失負担可能性）

計算書類を見る限り、現状における財政状態上の問題はないように思われる。